令和６年第４回定例会

むかわ町議会会議録

令和６年　12月19日　開会
令和６年　12月20日　閉会

むかわ町議会

令和６年第４回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示……１

応招・不応招議員……２

第　１　号　（１２月１９日）

議事日程……３

本日の会議に付した事件……３

出席議員……３

欠席議員……３

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……３

事務局職員出席者……５

開会及び開議……６

議事日程の報告……６

会議録署名議員の指名……６

会期の決定……６

諸般の報告……８

町長行政報告及び提出事件の大要説明……９

一般質問……１２

大　松　紀美子　議員……１２

古　内　みゆき　議員……２７

伊　藤　恵　美　議員……４４

栗　原　健　一　議員……４８

中　島　　勲　議員……５６

東　　千　吉　議員……６８

北　村　　修　議員……８１

会議時間の延長……９１

津　川　　篤　議員……９５

散　　会……１０１

第　２　号　（１２月２０日）

議事日程……１０３
本日の会議に付した事件……１０５
出席議員……１０５
欠席議員……１０５
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１０５
事務局職員出席者……１０６
開　　議……１０７
議事日程の報告……１０７
報告第７号の上程、説明、質疑……１０７
報告第８号の上程、説明、質疑……１０８
報告第９号の上程、説明、質疑……１０９
承認第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１１
議案第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１２
議案第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１６
議案第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２０
議案第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２６
議案第６４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３０
議案第６５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３５
議案第６９号から議案第７３号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１３７
議案第６６号から議案第６８号及び議案第７４号の一括上程、説明、質疑、討論、
採決……１４４
認定第１号から認定第７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決……１５９
発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６２
意見書案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６４
意見書案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６７
意見書案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６９
所管事務等調査報告の件……１７２
閉会中の特定事件等調査の件……１７４
議員の派遣に関する件……１７４

閉議及び閉会……１７５
署名議員……１７７

むかわ町告示第４９号

令和６年第４回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年１２月９日

むかわ町長　　竹　中　喜　之

１　日　　時　　令和６年１２月１９日（木）午前１０時

２　場　　所　　むかわ町産業会館　第１研修室（３階）

○応招・不応招議員

応招議員（１３名）

１番	栗原健一議員	２番	伊藤恵美議員
３番	古内みゆき議員	４番	奥野恵美子議員
５番	東　千吉議員	６番	佐藤　守議員
７番	中島　勲議員	８番	大松紀美子議員
９番	三上純一議員	１０番	小坂利政議員
１１番	北村　修議員	１２番	津川　篤議員
１３番	野田省一議員		

不応招議員（なし）

令和６年第４回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和６年１２月１９日（木）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　町長行政報告及び提出事件の大要説明

第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	栗原健一議員	２番	伊藤恵美議員
３番	古内みゆき議員	４番	奥野恵美子議員
５番	東　千吉議員	６番	佐藤　守議員
７番	中島　勲議員	８番	大松紀美子議員
９番	三上純一議員	１０番	小坂利政議員
１１番	北村　修議員	１２番	津川　篤議員
１３番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井　巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一

総務財政課主幹	三上　祐	情報防災対策室長	梅津　晶
情報防災対策室参事	関根　徹	総合政策課長	栃丸直士
総合政策課参事	本間　彰	総合政策課主幹	澤田　健
町民生活課長	柴田巨樹	町民生活課主幹	横山貴仁
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	酒巻宏臣
保健介護課主幹	小坂僚介	保健介護課主幹	高橋佳香
保健介護課主幹	加藤こずえ	福祉・子育て課長	熊谷伸一
福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東　和博
農林水産課参事	藤野真稔	農林水産課主幹	飛岡雅幸
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	江後秀也
経済建設課参事	菊池　功	経済建設課参事	佐藤　琢
経済建設課参事	西村和将	企画町民課長	菅原光博
企画町民課主幹	中上紀文	企画町民課主幹	矢野優子
企画町民課主幹	土居悦子	経済恐竜ワールド戦略室長	藤田浩樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	経済恐竜ワールド戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山一樹	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	西　幸宏	生涯学習課教育指導参事	池田　佳
生涯学習課参事	髙木龍一郎	生涯学習課主幹	松本　洋
生涯学習課主幹	山木美幸	選挙管理委員会事務局長	佐々木義弘

農業委員会 事務局長	東　　和　博	農業委員会 支局長	宮　村　敦　嗣
監査委員	数　矢　伸　二		

事務局職員出席者

事務局長	大　塚　治　樹	主　　査	酒　巻　早　苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年第４回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、１番、栗原健一議員、２番、伊藤恵美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、12月13日開催の第10回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤　守議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（佐藤　守君）　議長のお許しをいただきましたので、12月13日に開催いたしました第10回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第４回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は19件で、その内訳は、報告３件、承認１件、議案15件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して

議題とする案件は、議案第69号から議案第73号までの５件と、議案第66号から議案第68号及び議案第74号までの４件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は13件であり、その内訳は、認定７件、発議１件、意見書案３件、その他３件であります。

認定７件については、令和５年度むかわ町各会計決算について、本年９月19日開会の第３回定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものでありますとともに、発議第４号で附帯決議をするものです。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については３件であり、12月13日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号９番は意見書案第15号として、受理番号10番は意見書案第16号として、受理番号11番は意見書案第17号として、提出者が所定の賛成者をつけてそれぞれ提出されております。

陳情文書表の１件については、令和６年第３回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

12月13日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び文教常任委員会から調査終了または調査継続に伴う所管事務調査報告書、議会改革等調査審査特別委員会からは調査継続に伴う中間の所管事務調査報告書が提出されております。

議員の派遣に関する件については、第88回胆振東部市町議会懇談会が開催され、議員の出席が予定されておりますことから、議員の派遣承認を得ようとするものです。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか７名から23項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

なお、さくら認定こども園に関する件に関しまして、重複または類似する質問が想定されますことから、質問される方は内容が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日及び20日の２日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、感染症防止対策では、引き続き感染防止対策を徹底するため、定期的な議場内の換

気などの対策を講じることとします。

最後に、議会中継でありますが、情報公開を推進するため、本会議につきましても四季の館道の駅付近ロビー、穂別町民センターロビー、穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上を申し上げ、令和６年第10回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日及び20日の２日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日及び20日の２日間に決定いたしました。

議会運営委員長から報告のとおり、感染症対策として、定期的な換気などの対策を講じることとします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

また、会議時間短縮のため質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うように切にお願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第148号のとおりですので、御了承願います。

なお、総務厚生常任委員長から６月24日開会第２回定例会において、所管事務調査報告書36ページ、さくら認定こども園実施状況、令和６年度の園児数計を「61名」と記載しましたが「51名」の誤りという訂正の申出がありました。あわせて、議会だより69号についても同

様の誤りがあるため、次号で訂正をいたします。

また、大松議員から９月19日開会第３回定例会において、さくら認定こども園請願に関する総務厚生常任委員長としての報告の中で、「複数回にわたりむかわ町、北海道から勧告が出ている」との発言を「複数回にわたりむかわ町から勧告、北海道から指導監査」に、また５番、東議員の質疑に対する委員長の答弁において、保護者説明会を「６月19日」とした発言を「５月２日」に、自分の子どもが自ら「障がいを持っている」という発言を「発達がゆっくり」と、「保育所」と発言した部分を「認定こども園」と訂正の申出がありましたので報告し、おわび申し上げます。

また、併せて、今後の情報発信について、より慎重な対応を行ってまいります。

◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長（野田省一君）　日程第４、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長　登壇〕

○町長（竹中喜之君）　おはようございます。

本日ここに、令和６年第４回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席いただき、ありがとうございます。

さて、提出事件の大要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、３点、御報告を申し上げます。

１点目は、旧宮戸小学校校舎の損壊についてでございます。

当該校舎、今年度、胆振農業普及センター東胆振支所の移転先として改修を行ってきたところでございますが、令和６年10月７日に施工業者より建物傾斜の兆候が報告され、校舎内部、外部におきまして高さ測定をした結果、校舎南北方向で12センチ、東西方向で2.2センチの傾斜が確認されました。その後、建物外周において基礎部の状況を掘削調査したところ、基礎躯体にはひび割れ等の損傷はありませんが、基礎部位において、調査箇所６か所全て、基礎接合部において損傷が確認されたところでございます。この損傷状況に関し、建物構造の専門家の報告により、現在の建物は杭の支持力を大きく失い、半ば地面に浮いているような状況で、今後、沈下していくことが想定され、沈下や傾斜が進む中で建物の安全性が低下するとの調査報告があり、危険構造物として判断がされたところでございます。

以上の調査報告から、旧宮戸小学校改修工事の事業遂行が不能となるため、10月17日に工事を一時中断し、11月８日、契約を解除いたしました。これにより胆振農業改良普及センター東胆振支所の旧宮戸小学校への移転は困難となり、現在、代替施設を調査しているところでございます。胆振農業改良普及センター東胆振支所が本町に所在していることは、本町農業にとりましても非常に有益であり、今後、北海道と協議を進めながら、いち早く移転場所を決定できるよう努めてまいりたいと考えております。

２点目は、太陽光利用型大規模植物工場事業の共同検討に対する連携協定についてでございます。

11月22日に、株式会社寅福、北海道電力株式会社、むかわ町の３者におきまして、太陽光を利用した大規模植物工場の事業実施に向けた具体的な検討を共同で進める連携協定を締結しております。人口減少、農業の担い手不足、気候変動に伴う農業生産の不安定化などの課題から、高度な制御技術、地域エネルギーを生かした新しい農業の形というものをむかわ町にて展開できるかを検討を進めているところでございます。これまで、株式会社寅福、北海道電力株式会社と協議を重ねてまいりましたが、人口減少、地域経済活性化、地域エネルギーの有効活用などなど、この事業、大変大きな可能性を秘めていることから、具体的な事業化に向け、本町におきましても積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

このほかにも、11月29日に、北海道電力株式会社と脱炭素に関わる包括連携協定、12月14日には、学校法人日本体育大学と体育文化スポーツ振興に関わる連携協定、昨日18日には、日本補償コンサルタント復興支援協会との災害時の復旧復興に関わる災害支援協定を締結しております。また、12月25日には、日立製作所、北海道支社と地域活性化、さらに社会的課題等の解決に向けた包括連携協定を締結する予定となっております。

３点目は、９月定例会以降のさくら認定こども園における対応経過についてであります。

９月定例会でもお伝えをしましたが、町と運営法人の２者会談において、２者間の意思の疎通、課題解決や情報共有、相談体制の強化を図ることが、今後の課題として双方で確認が行われたところです。この間、町といたしましては、相談体制の強化を図るため、11月１日付で人事異動を行い、12月より穂別総合支所内に、こども園及び子どもの発達等に関する相談窓口を新設しております。また、12月12日には、保護者、運営法人、町による３者会議を実施し、これまでの協議経過をはじめ、相談窓口の設置などについて報告を申し上げ、子ども目線のよりよい運営に努めることを改めて説明をさせていただいたところでございます。

今後も、保護者、運営法人、町の意思疎通を図り、民営化の基本方針、それに基づく公私

連携協定書を双方が遵守し、こども園の運営体制の充実強化に努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

以上、第４回定例会に当たりまして、行政報告とさせていただきます。

続いて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、報告３件、承認１件、議案15件であります。

報告第７号から報告第９号　専決処分報告に関する件は、いずれも損害賠償の額の決定に関する件でございまして、地方自治法第180条第２項の規定により報告をするものでございます。

承認第５号　専決処分につき承認を求める件につきましては、令和６年度一般会計補正予算（第５号）に関する件で、10月27日が投票日であった衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関わる執行経費の補正というものを専決処分したので、承認を求めるものでございます。

議案第60号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件は、東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号　むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案は、令和７年度から供用を開始する穂別まちなか交流拠点施設について施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

議案第62号　むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、ホテル四季の風の宿泊料金について施設運営経費高騰により、上限を改めるものでございます。

議案第63号　むかわ町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案は、保健医療機関等に提示する確認書類について被保険者証からマイナ保険証等へ移行することから、所要の改正を行うものでございます。

議案第64号　むかわ町樹海温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、令和７年度から供用を開始する温浴施設、樹海温泉ほべつについて条例に定める位置の変更を行うものでございます。

議案第65号　むかわ町アースギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、令和７年度から供用を開始する車中泊スペースについて使用料設定や指定管理者制度への移行に伴う必要な事項について、新たに規定するものでございます。

議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）から議案第68号　令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

追加配付の議案第69号から議案第73号につきましては、令和６年８月８日付の人事院勧告の内容を踏まえ、職員及び特別職、議会議員の令和６年度中に支給する給与等に関わる関係条例の改正を行うものでございます。

また、議案第74号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）は、これら条例改正に伴い、所要の補正を行うものでございます。

後ほど、説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君）　町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

◎一般質問

○議長（野田省一君）　日程第５、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇　大　松　紀美子　議員

○議長（野田省一君）　まず、８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　一般質問を行います。

まず初めに、鵡川中学校の野球部活動についてです。

休部になっていた野球部は、今年度から再開されていますが、部活動の日数について生徒や保護者の方から疑問や不満の声が寄せられています。実態と改善策について伺います。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

国・北海道及び町の部活動方針において、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることを目的に、平日１日、土曜日及び日曜日は、少なくとも１日の休養日を設けることとしております。また、１日の活動時間は、長くとも平日で２時間程度、休業日は３時間程度で、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこととされております。

鵡川中学校野球部においても、この基準を基本としながら活動を行っておりますので、御

理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　そういうことなんです。そういう方針の下に、鵜川中学校としても野球部の活動はそういう方向、方策を取っていると。ただ、部員や保護者の中では共通の認識になっていない、知らない方もいるようでした。その辺のことが、結局、不平や不満、もっと野球やりたいのにということにつながっていると思うんですけれども、これらの改善点についてはどのようにするお考えですか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　ただいまの質問に対してお答えをしたいと思います。

現在、野球部は中学校の部活動であります。地域移行に向けた過渡期でもあることから、教育委員会として、個別部活動の練習指導内容についての発言は差し控えさせていただきたいと思っております。現在進行形で取り組んでおります部活動地域移行全般について、後ほどの質問の中で回答をさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

ただ、おっしゃっていたように、そういった基準、方針について知らない方も多くいらっしゃるということですので、そちらのほうについては広く保護者の皆様にも分かっていただくような周知を考えていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　よろしくお願いいたします。

続いて、２つ目の質問に入ります。

中学校部活動の地域移行についてです。

この問題について、私ともう一人の奥野議員が１年前の12月議会、ちょうど１年前も一般質問を行っています。また、今年６月には、経済文教常任委員会でも所管事務調査を行っています。大変難しい課題が多いと思われる地域移行について、教育委員会としての考え方も伺っております。その上で、現在までの地域移行への進捗状況について伺います。

１つ目は、移行の受皿は、ＮＰＯ法人むーブを中心というふうに御答弁されていますが、ムーブをはじめ関係各団体との協議はどこまで進んでいるのかについて伺います。

２つ目に、保護者への説明は行われているのかについて伺います。

３つ目に、学校現場での協議や意見交換は行われているのかについて伺います。

また、４つ目、地域移行は推進する体制づくりが大変必要だと考えていますが、教育委員

会の中での実態はどのような体制になっているかについて伺います。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　ただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

１点目の質問についてお答えをいたします。

ＮＰＯ法人むーブ等関係団体とは随時協議を進めており、人材登録の仕組み、登録人材の運用方法、民間化した単位クラブの運営・管理方法といった具体的な内容について、現在、検討を進めているところです。その他、スポーツ協会や既存単位団体とは、指導者登録の可能性や現状の体制での中学生の受入可否等について協議を行っております。

２点目の質問にお答えいたします。

今年行いました生徒、保護者へのアンケート調査結果を踏まえて、今後の具体的取組内容を計画しておりますことから、その内容がある程度定まった段階で必要な対応をしたいと考えております。

３点目の質問にお答えいたします。

同じく、今年行いました教職員へのアンケート調査結果を踏まえながら、部活動の顧問を行っている教職員の方々に、現状についての確認と意見交換を行っております。

４点目の質問にお答えいたします。

現在は、教育委員会とＮＰＯ法人むーブを中心に、随時、関係団体と協議をしながら進めておりますが、来年度からは部活動地域展開に係る推進団体を立ち上げ、部活動地域展開の推進や進捗状況管理、課題検討等を行う予定で準備を進めております。

また、部活動地域移行コーディネーターとしての地域おこし協力隊員について、来年度当初からの配置のめどが立ったことから、当該コーディネーターを最大限活用しながら取組の推進を図っていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ちょっと幾つもあるんですけれども、２つ目のアンケート、これいつ取ったのか、それからどれぐらいの規模というのかな、やったのか。それから、アンケートの内容はどんな答えが多かったのかについて、まず伺います。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

調査期間は今年３月４日から３月22日、対象者につきましては、中学校の教職員、小学校

児童４年生から６年生、中学校生徒１年生、２年生、そしてその対象児童生徒の保護者の方に対してアンケート調査を行っております。

アンケートの総評、特徴的な内容といたしましては、まず両中学校合わせて79%の生徒が部活動に参加しており、部活動や地域クラブ、習い事も含めて何もしていない生徒は全体の18%となっております。鵡川中学校生徒の４人に１人は、部活動も習い事もしていない生徒さんということになっております。穂別中学校については、９割以上の生徒さんが部活動に入部しているという結果となっております。部活動が地域移行した場合、参加したい生徒さんは、38%にとどまっております。

なお、小学生の児童につきましては、69%となっております。参加したくない理由につきましては、勉強やその他の趣味に時間をかけたいという理由が多かったのですが、教職員以外からの指導を不安に思うという理由もございました。保護者の方からは、教員以外の人材が指導者として関わることに対して、専門的な指導や子どもたちの活動の幅が広がることへの期待感の一方で、指導者の人選や行き過ぎた指導への不安、責任の所在などの懸念が挙げられております。保護者からの回答からは、教員の方が部活動指導することへの一定の安心感がうかがえる内容となっております。保護者の方としては、スポーツや文化活動の楽しさを感じること、人間性を高めることに重きを置いている方が多い結果となりました。

なお、地域移行後に、指導者として関わってもよいという教職員の数は少ない結果となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　アンケートの結果、先ほどの答弁の中で、先生たちと意見交換をしたとおっしゃったんですけれども、その内容はどのようなものでしたか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

それぞれ、鵡川中学校につきましては野球部、バドミントン、そしてソフトテニス、穂別中学校につきましてはバドミントン部、陸上部の状況について御確認をさせていただいております。それぞれの部活につきまして、現在の参加生徒数の確認ですとか、現在の指導内容等についてお話を伺っているところでございます。

なお、文化活動については、鵡川中学校吹奏楽部について内容確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　地域移行になったときに、じゃ指導者の方が確保できるかということだと思うんですけれども、教職員の中では、地域移行になった場合に指導者として関わることができるといった方は全体の何パーセントなんですか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　お答えさせていただきます。

すみません、今、詳しい詳細な数字、ちょっと持ち合わせておりませんが、極めて少ない人数だったということでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　極めて少ないと。じゃ、地域移行にした場合に、誰が指導者として関わってくれるのか。先ほど、主幹は、地域おこし協力隊の方が１人来てくださると。でも、私が聞くところによると、その方は新卒だとおっしゃっていました。じゃ、その方が果たして、初めて、むかわ町として行う委託になるんでしょうけれども、その中でＮＰＯ法人むーブに配属されて関わっていくんでしょうけれども、新卒で初めて来た方が、この地域移行を中心的に担ってやっていけるのかというのは、私は聞いていて非常に不安に思っているんです。その辺はどうでしょうか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　お答えをさせていただきます。

新年度から配置する予定でおります地域おこし協力隊員につきましては、現在、専門学校の学生さんということで、今年度卒業して来年度春からという予定となっております。そういう意味では、確かに、この地域のこともまだよく知らないというところもありますし、まだ社会人になったばかりというところの不安というものはあるかとは思いますが、スポーツ専門の指導等を学ぶ学校に通っておりまして、スポーツ指導に関わる様々な資格も取得している人材となっております。そういった意味では、スポーツ指導、スポーツに関わる人材としては非常に適任というふうに考えております。ただ、そういった地域のことをまだよく分かっていないですとか、そういった不安はあるかと思いますので、そこにつきましては、この地域おこし協力隊員に任せっきりということではなくて、教育委員会も一緒に地域に入りながら、人材確保、そして地域のスポーツ振興を進めていくという考え方で、この取組を進

めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　先ほど、４つ目の推進する体制づくりはどのようになっていますかということをお聞きしたんですけれども、関係団体と協議をしていると。私、１年前にも関係団体といってもたくさんありますよね、ＰＴＡもありますし、地域の野球に関わる、スポーツに関わる方もいますけれども、この関係団体というのは、どこのどのような関係団体と協議をされたんですか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　まず、この取組の中心になるＮＰＯ法人むーブの方たちと具体的な、これからの体制、先ほども御説明をさせていただきましたが、そういった人材登録の仕組みですとか、運用の方法、そして民間化したクラブをどういう体制で維持運営していくかといった内容ですとか、既存のスポーツ協会、文化協会の皆さんとも中学生の現在の活動において、中学生の方を受け入れるようなことが可能なのかというようなお話ですとか、また可能でないとすれば、どういったことが課題となるのかという内容、その他、そういった地域の民間クラブ化した活動に対しての指導者候補ですとか、そういった人材がいるかいないかというようなことについて協議をしております。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　例えば、ＮＰＯ法人むーブだけじゃ駄目ですよね。ＮＰＯ法人むーブじゃなくて、例えば体育協会に加盟する、そういう団体だとか、あとは保護者、教職員、部活動の支援をしたいと言っている地域の方もいると私言いましたよね、１年前にも。そういう方々は心配しているんです、むかわ町どうなっているんだろうと。だから、そういうことも含めて、この関係団体というのをどんなふうに捉えていて、その方々といつどういう協議をしたのかということを私はお聞きしたいんです。分かりますか、いつ、具体的にどういう団体の方とお話ししたかというのは。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　詳細な日時等につきましては、ちょっと今お答えできないんですが、先ほどお話しいたしましたとおり、スポーツ協会さんとはそういった全体的な今後の地域のスポーツ振興、そして部活動地域移行についての意見交換を行っております。文化協会につきましては個別の、そのときは各団体の役員さんが集まる会合だったものですから、そこで、現在の活動の中で、中学校の生徒さんが参加できる可能性があるかないかとい

うことについて意見交換をしております。一部のサークルさんにつきましては、平日の活動についてはなかなか難しいところもありますが、土曜日ですとか、日曜日の時間に自分たちの活動に参加していただくということは可能ではないかというような前向きな御意見もいただいているところでございます。その他、バドミントン協会さんですとか、ソフトテニスの関係者の方についてはお話をさせていただいているところでありますし、野球につきましては、ちょっと指導者確保も含めて民間クラブ化に向けて、様々な可能性について今、探っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　私もいろんな方々からお聞きしているんです。その方々が口をそろえてというかな、言うのは、むかわ町は本当に地域移行を来年４月からやりたいと思っているんですよね、町は。それなのに遅いと、体制がどうなっているか、さっぱり見えないというふうな意見を言われるんです。それで、このように聞いているんですけれども。

当然、御存じだと思いますけれども、保護者や子どもたちは、隣の隣町の安平町がこれ、このような資料も出しています。ちょっと大きい字で書いているから、何十ページにもなるんですけれども。やっぱり、きちんとした地域移行にするために何が大切かということも含めて、こういうふうに作って発信していますよ。安平町は、確かに、先行してやる事業、国のお金も出ますからそれに応募してやっているんですけれども、やっぱりこういうふうにして近いところで、こんなふうに方向性を共有しながら、教育委員会だけじゃなくて地域のスポーツに関わる方や保護者とも共通の認識にしながら進めてやっているというのを皆さん、情報として知っているんです。ですから、そこと比べますよ、どうしたって、むかわ町どうなっているのと。そういう進んでいるところから学んで、やはりきちんとした体制をつくってやるべきだというふうに思って何回も取り上げているんですけれども、こういう方針は持っていますか、町として、教育委員会として。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　お答えをさせていただきたいと思います。

予算の関係もありますので、不確定要素も多いということが前提となりますが、今後、民間クラブ化を進めるに当たって関係の保護者の皆さんとの意見交換、１月から２月の間で持っていきたいと考えております。そして、可能な種目については、民間クラブ化を進めていきたいと考えております。

民間クラブ化に時間を要すると考えられる種目等につきましては、国・道の補助金も活用

しながら部活動への外部指導員を派遣し、教職員の方々の負担軽減を図るとともに、地域展開への足がかりにしたいと考えております。

また、先ほどお話ししたように、協議会的推進団体を新年度から立ち上げていきたいと考えておりますとともに、部活動地域移行コーディネーターを４月からＮＰＯ法人むーブに配置をして、いろいろ取組の推進調整役として活動をしていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　地域移行にするのは、来年４月からで間違いないですか。それと、どの部活動を４月から地域移行する予定ですか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　お答えをさせていただきたいと思います。

部活動地域移行を４月から行うということは、ちょっと今、明言はできないというふうにお答えせざるを得ません。いろいろな諸事情ですとか、課題解決も必要ですので、なるべく早い段階での地域移行を目指して取組を進めていきたいと考えております。

ただ、現在、スポーツ庁、部活動改革に関する実行会議におきまして、部活動地域移行が部活動を地域に開き、地域全体で支えるコンセプトから地域展開に変更し、生徒のニーズに応じた多様な体験の提供、そして地域の様々な人や世代との交流など、新たな価値の創出を目指すという方向性となっております。

あわせて、改革期間を前期、令和８年度から10年度、後期、令和11年度から13年度の６年間延長し、休日の部活動地域展開を原則、令和13年度までに全部の部活動で達成し、これはあくまでも休日のです。平日については、令和８年度以降に課題の対応策を検討し、令和10年度の中間評価で課題を検証した上で、改めて方針を定めるという方向性が示されております。このことは、各自治体において、市町村だけでは解決し切れない課題や地域事情、財政問題などにより、より慎重な対応をせざるを得ないことを受け、改革期間の大幅延長や受益者負担と公的負担のバランスなど、費用分配の在り方や事故、事件発生時の責任の所在、そして状況に応じた対処方法など、国として一定の方向性を示す必要性が求められたことによるものであり、新たな潮流も見据えながら、生徒の皆さんにとってよりよい取組となるよう、町としても慎重かつ積極的に取り組んでまいる所存ですので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　分かっているんですよ、私。今、推進期間ですから、この中で早々と国の事業費ももらいながらやっているところがある。でも今、むかわ町みたいに、さっき諸事情と課題解決といっていましたけれども、早い話が来年４月から、前の答弁で、来年度中に何とか移行したいということはおっしゃっていたんですよ。だけれども、これ簡単にいかないですよ、確かに。先生たちは、ほぼほぼ地域移行になって指導者として関わるということは望んでいないんですよ、そういう結果ですよね。

だとすると、ほかに指導する人たちを見つけないと駄目なんです。それは、そう簡単にいくとは私だって思っていないんです。ただ、そういうこともよく一生懸命やって、体制つくってやっている安平町のように近くにあって、そうするとみんな、情報は取りますから不安に思うんです、どうなっちゃうのと。野球は、子どもはやりたいという。地域移行になったら親たちはお金もかかるんでしょうと、どんな人が指導者になってくれるんだろうと、いっぱい不安なわけですよ。でも、教育委員会として、そういう人たちの不安を解消するような方向性を皆さんに示していないわけでしょう。だから、何回もこうやって私は取り上げているんです。教育委員会として、今すぐできないなら延ばしますとか、今４月から地域おこし協力隊の人が、それはスポーツやっていて、育てていかなきゃ駄目でしょう、これから。じゃ、ＮＰＯ法人むーブの中で、地域おこし協力隊員の人が１人来たからといって、部活動を全面的に引き受けてＮＰＯ法人むーブの中でやれると言っているんですか、言っていませんよね。不安でいっぱいだと思いますよ、私ちょっとお話聞きましたけれども。

そうしたら、そのときに、町と教育委員会として、じゃ、むかわ町の部活動の地域移行は何年度をめどに、今、来年度中にやりますといっても、やっと地域おこし協力隊の方が１人来て、これからやりますというところですよね。今もう12月ですよ。そうしたら、きちんと方向性を持って進めていく体制は、この人と、この人と、この人でチームつくってやりましょうとか、教育長、そういうことが大事なんですよ。それがないから、生徒も保護者も不安になるんです、後で答弁していただきますけれども。

ですから、そういう野球部にいる子どもたち、そしてお母さんたち、お父さんたち、やっぱりそういう人たちが、いや、むかわ町はこうやって考えているんだねと。じゃ、そこまで頑張って、先生たちにもやってもらいたいねというふうな共通の認識になるようなことが必要だというふうに私も思いますけれども、違いますか。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの意見にお答えします。

まず、ちょっとかみ合わないんですが、部活動ですが、今、子どもたちとか、保護者から中学校のほうには、そういった声は届いておりません。教育委員会にも、当然、届いておりません。不安だとか、不満だという声は一部の親には確かにあるかもしれませんが、全体ではありません。そこら辺は、きちんと私たち教育委員会でも把握はしております。

それと、来年４月１日から全ての部活動が地域移行するとは私たちも言っていないはずです。地域移行に向けて準備を進めていきたいという話はしておりますが、それと地域おこし協力隊員の予算も今年２名確保しております。しかし、実態としては、全国的にどこの町も同じことを今、取り組んでいますので、なかなか人材の確保につながっていないのが現実です。

それで、先ほど議員がおっしゃったとおり、一番の課題はやっぱり指導者です。この指導者がなぜいないのかというと、やはり放課後の例えば午後３時半から６時までのこのスポット的な短時間の時間に、そういったスキルのある人材がいるのかというと、ほとんどの方々はみんな仕事をしております。それと、今、年金も65歳からもらえる時代ですので、65歳以上の方でないと、そういった放課後２時間の時間を仕事をなげうってまで来てくれるという方は、そうそういません。だから、そういった現実的な課題も含めながら、私たちは今取り組んでいる最中です。

先ほど、安平町のアビースポーツの話も実は聞いております。先ほど、議員がおっしゃったとおり、例えば野球部は月やっぱり4,000円ぐらい取っているそうです。そういったことを踏まえながら、あとバスの確保も運転手はそのクラブ持ちだそうです。そういった部分では、なかなか安平町さんも相当やっぱり課題はあるんですという話は聞いております。

ですので、私たちも始める以上は持続可能なクラブ活動に行きたいと思っておりますので、拙速なスタートを切って、また課題課題になるよりは、きちんと今、さきにあるような課題をきちんと解決しながら進めていきたいと思っておりますので、そこら辺を理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　教育長のおっしゃるとおりなんです。そう簡単じゃないから大変だということは、もう私どもも分かっていて１年も前から質問しているんですよ。

それと、生徒や保護者の不安な声は届いていない、行政の方はよく言いますよね、私ども

のところには届いていない。私たちにすると、本当に失礼な話ですよ。じゃ、私たちが聞いて、こうやって言っているのは何なのと。私たちのところには届いていない、教育委員会に届いていないと、もう本当にいつも聞きますけれどもこういう言葉、失礼だなと思いますよ。私たちには届いているから言っているんですから、自分も感じているからお伺いしているんですよ、そういう言い方はありませんよ。自分たちのところには届いていない、よく言います、言われます、私たち質問していて。委員会の質疑でも言われますけれども、これはちょっと考え直していただきたいというふうに思っています。

それから、公立学校の教職員の方が地域のクラブ活動に従事する場合に兼職兼業ということが認められていますよね。この辺について、むかわ町の先生たちの中には、もちろん情報提供しているんでしょうし、この辺についての町の考え方はどうなんですか。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

町としても、今そういった部分も含めて検討しております。私の今の考えとしては、兼職発令もしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　今、教育長と松本主幹といろいろ御答弁していただいたんですけれども、そういういろんなことがありますよね、そのことを情報提供してほしいんです。そのことで、皆さん不安をなくせるんですよ。だから、言っているんです、何回も。そのことがちっとも分からない。そういうことだから、何回もこうやって質問していなきゃならなくなるんです。この辺はぜひぜひ、今現状はこうで、もう来年４月から野球だけはやるんだみたいな話も聞いていますよ。じゃ、そうじゃないんですね。だから、そのことも含めて、ちゃんと情報提供してください。それどうですか。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　お答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、情報発信につきまして、教育委員会としてもさらに工夫をしながら、より町民の皆さんに進行状況を含めて理解されるような情報発信の在り方について工夫をしていきたいと考えております。

また、いろいろと御指摘いただいたことにつきまして、貴重な御意見として受け止めさせていただき、今後の取組に生かしていきたいと考えておりますので、御理解くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　こういう情報過多な時代ですから、生徒、保護者、それからスポーツに関わる皆さんが心配しているんです、善意で。やはり、皆さんの難しいということもおっしゃっています。そのとおりですよね、教育長の関わって指導者になってくださる方、それから経費が幾らかかるんだろう、今まで中学校にいたら、そんな指導料なんてかからないんですから、でも地域クラブになったらそういうものもかかる、送迎どうするんだろうとか、いろんな課題出てきますよ。でも、それも含めて、ぜひぜひ町の方々の力も借りながら取り組んでいただきたいということも併せてお願いしたいと思います。

じゃ、３つ目に入る前に、町長、答弁あるんですね。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今後の部活動という点において、今、議員のほうから御質問あるいは御意見、そして町内の実態というのをお聞かせいただいたということで、これ議員御存じのとおり、行政と教育委員会が現在向き合う総合教育会議というのも行われております。こういったところで、部活動の在り方、それと情報の共有、そして合意の形成、これらも含めながらできるだけ丁寧な地域内の情報の発信、教育会議の中においても頭出しして、問題解決に向けてどうするんだという取組をしていければ、まだ時間があると思います。

それで、一つの動きなんでございますけれども、全国町村会、これは教育サイドだけの問題じゃないよと。地域の実情に合って、先ほどから出ている、それぞれの課題を抱えた中で例えば指導者の確保どうする、ありますよね、いろんな引き出しが。それとか、部活動指導体制の選択をどうする、あるいは部活動指導者の待遇格差をどうする、こういったことも含めて９月に、これらの国としての、あるいは地方自治体と国においての十分な合意形成を図る上での要望活動というのも全国町村会として、このクラブ活動移行の問題についての全国要望もしておりますので、そういったところも含めながら、国は国として自治体任せにするんじゃなくて、国のできることもしっかり示してほしいということも強く意見反映をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　３つ目の質問です。

高校生徒寮入寮支援についてです。

むかわ町は、中高一貫教育を推進し、高校存続のために様々な支援を行っています。特に、

野球部に力を入れ、野球部員のための生徒寮を設置し、地方からの野球部員への支援をしています。むかわ町には、長い歴史を持つ野球少年団チームが活動しています。そこで活動していた子どもたちが中学生になり、野球部も復活しました。後に続く子どもたちもいます。そして、社会人の野球チームも５チームほどあり、野球を楽しんでいます。野球をしたい地元の中学生が、野球に力を入れる鵡川高校へ進学することになれば、高校存続の大きな力になるのではないでしょうか。鵡川高校へ進学し、野球部への入部を希望する地元中学生に対し、高校生徒寮の寮費を無料にするなど、支援を行う考えはないか伺います。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　お答えをさせていただきたいと思います。

寮費無料化等の支援につきましては、町内から進学する他の生徒の皆さんへの支援との均衡や公平性を図る必要があることから、現状では難しいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　それができない理由は何ですか。ほかの子どもたち、ほかの生徒たちとの公平性を図る必要がある、何とも不思議な御答弁だなと思って聞いているんですけれども。私、この質問をしますと触れ回ったんです。皆さんに褒められました、大変いい考えですねと。町は、もう町長をはじめ教育長、校長先生も含めて鵡川高校の生徒確保のためにいろいろと出向いていますよね、新聞にも載っていましたけれども。しかし、鵡川中学校の生徒が野球もしたい、じゃ鵡川高校へ行ったら、ああいう甲子園に行くような、今年も全道大会、秋季大会に出場した野球部で野球ができるんなら鵡川高校へ進学しようと、そういうふうに思ったむかわ町の子どもたちを支援することが、何でほかの生徒と公平性を欠くのか、私にはちっとも分かりません。

鵡川高校の生徒寮、これは子どもたち確保、生徒確保の二間口を維持するために鵡川高校の生徒寮で、これ令和６年度ですけれども4,139万円一般財源で使っているんですよ。これを町民から見たら、何だ不公平じゃないかと思うんじゃないですか。ほかの子どもとの公平性に欠くなんて、そんな町民が聞いたら理解できないような理由でできません、必要性は考えていませんなんて言わないでいただきたいです。むかわ町は、子育て課も設置したんですよ。それから、子育て応援基金というのもありますよ。未来担い手基金もあります。こういう基金を活用したり、ともかく生まれてから18歳まで、この町に住む子どもたちをトータルで支援する。まして、むかわ町は野球のまちでもあるんじゃないですか。もう、これ今日、

課長にすみません、探してもらったんですけれども、ジュニアファイターズが北海道スポーツ協会から表彰されたんです。同協会に10年以上登録するスポーツ少年団が対象、鵡川のジュニアファイターズは登録して20年。この鵡川の少年野球というのは、私の子どもも入っていましたから、もう20年どころじゃなくて40年以上、これ前の質問のときにも申し上げましたけれどもたっているんです。そして、町内に穂別も含めて５チームも社会人の野球チームもあったり、それで農協のチームがこの間、農協のあれに出ていましたよね。何か負けたとか、負けたんです、あれきっと。だけれども、そういうふうにして活動している野球のまちでもあると私は思っているんですよ。おまけに、高校に、このような生徒寮、よそから来てくれる野球部に入る子どもたちのために一般財源で4,139万円なんです、令和６年度。そのことを考えたら、やっと今、中学校、部活再開して、また来年４月から入る、今６年生の子どもたちがいると聞きました。10人といったかな、何人いたかな。やっぱりそういうことを考えていったら、本当にある意味トータルでの子育て支援、そういうことを私は考えてもいいのではないかと。来年４月から10人、ちょっと違っているかもしれません。これ去年の資料なので、いるというふうに聞いていますので、その辺は、そういうむかわ町として、子どもたちに寮に入って野球をしたいという子どもたちに支援していくというのは、とてもよい考えではないかというふうに思っているんです。ただ、お金を出すのは町長ですから、町長いかがですか、この考えは。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　まず、私のほうからお答えします。

まず、寮費なんですが、今、月５万円です。近隣の生徒寮とか、あと私立、駒沢高校とかもちょっと調べたことあります。そうすると、大体もう７万円台です。札幌なんかも日大なんかも聞きましたが、そういった形です。そういったことでは、むかわ町としては、高校生の負担軽減のために野球部の生徒寮の寮費は本当しばらくずっと上げていません。そういったことは、御理解いただきたいと思います。

それと併せまして、先ほどの議員の質問にあった地元の町民の子で鵡川中学校から鵡川高校へ行く寮費の免除の話ですが、今、監督の考え方では、一つ屋根の下でお互い野球を目指して寮の生活をすることを基本としております。ただ、それが本当に負担が重たいとしたならば、そこはまた話合いによって、町内に住んでいるんですから、そこは例えば朝練とか、放課後の野球部活動をきちんとやることを条件に野球部に加盟してもらうとか、やり方はほかにもありますので、そこらは検討させてほしいと思います。寮費の免除だけじゃなくて、

方法論としてはいろいろありますので、いろんな議員の意見も承りながら、ちょっとそのシステム、仕組みを考えていきたいと思いますので、御理解のほどお願いします。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　御意見は御意見として承っておきますけれども、地元の中学生だけを寮の中で無料化というのは、今の段階、教育長もお答えしたように、どうなのかなというのが私の頭の中では走っているわけですけれども、この間も鵡川高校野球部も含めて、町としての支援の在り方というのは、いろいろな引き出しを持って、これまでもそうやってこれからも進めていければなと思いますので、さらに今回を受けながら、角度を広げた中での支援の在り方、引き出しの在り方というのを検討していければなと考えております。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　その公平じゃないという考え方、すごく大義名分はありますよね。高校を存続させるために、二間口維持するために町の財源を使って生徒寮を造って、寮費は確かに５万円頂いているかもしれないけれども、やっていること、それを悪いと言っているのではないのですよ。だったら、むかわ町の地元の子が鵡川高校の野球部に入っていって、野球やりたいといったときに、寮費を例えば無料にするか、半額にするか、幾らになるか分からない、今、教育長が言ったように、どんな支援があるか分からないけれども考えたいと教育長はおっしゃってくれたんだと思うんですけれども、やっぱりそういうこともトータルで考えていって、特色あるむかわ町の子育て支援ということにもつながるので、これはぜひちょっと頭の中を皆さん切り替えていただいて、検討していただきたいなというふうに強く願っているところなんですが、いかがですか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　繰り返しますけれども、鵡川高校の対象はどなたかというところは別にして、それから中高一貫の在り方というのは、中高一貫をさらにどういうふうに磨いていくかというのは、これ並行して進めていかなければならないと思っております。

それと、戻しますけれども、鵡川高校に進学される方も含めた鵡川高校に対しての支援の在り方、もう少し角度を広げながら町としても考えていきたいということで、御理解を願いたい。

○議長（野田省一君）　大松議員。

○８番（大松紀美子君）　小学校から高校まで一貫した、野球によるまちづくりを大事にしていただきたい。それから、スポーツや文化を大切にするまちづくりを進めることを願ってお

ります。質問を終わります。

○議長（野田省一君）　しばらく休憩といたします。

再開は午前11時30分といたします。

休憩　午前１１時２０分

再開　午前１１時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　古　内　みゆき　議員

○議長（野田省一君）　次に、３番、古内みゆき議員。

〔３番　古内みゆき議員　登壇〕

○３番（古内みゆき君）　通告に基づき一般質問をさせていただきます。

決算審査の際にも伺いましたが、特産品開発業務委託について質問いたします。

先日行った議会報告会でも、参加された町民の方々から説明不足だという声が出ました。こちらは、令和５年度の１者特命随意契約で、株式会社MDｉｎｏさんに363万円でむかわ竜に関連した商品や新たな地域特産品の商品開発、ふるさと納税の返礼品基準に対応ができる特産品の開発が期待できるためということで委託されていると思います。５品以上の商品開発で、そのうち２品以上はふるさと納税の返礼品となるものをつくってくださいといった業務の内容と聞いております。決算審査の際に開発費用の内訳を伺ったところ、特に内訳のほうは把握しておらず、５品以上の委託で７品目も開発してもらいましたというふうに言われました。その363万円の開発費用の内訳について前回もお尋ねしましたが、その後、委託先の企業に開発費用の内訳、売上げの確認はされたのでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ただいまの御質問でございます。１投目につきましては、質問の要旨に沿いお答えさせていただきます。

令和５年度の特産品開発業務につきましては、ただいま御質問にありましたとおり、地場産業や恐竜等の観光資源を活用し、５点以上の企画開発、委託期間内に３点を商品化、さらにそのうち２点以上は、将来、ふるさと納税の返礼品として取り扱える商品となるよう、ま

ちの魅力の発信を強化する目的で取り組んだものでございます。本業務において７点が商品化され、現在はふるさと納税の返礼品のほか、町内外の委託店舗及びイベント等で販売されております。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。そうしましたら、商品開発された商品というのが７品目と聞いておりますけれども、その商品が売れた場合、町には売上げは何パーセント入るのでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　今回の業務につきましては、町の魅力を発信する商品をできる限り地場のものを使いながら、地場の資源を使いながら開発してくださいという業務でございます。この商品が出来ることによりまして、町内外、特に町外で町の産物を広めるというのが目的の一つ、町をＰＲしていただくというのが目的の一つでございまして、この商品を売り上げた後に町に入る収益はございません。

なお、ふるさと納税として取り扱っていただける商品２品以上ということでは、現在のところ３品登録をして、既に取扱いされている商品もございます。こちらがふるさと納税サイトで販売されることによって、町の寄附が増えていくような仕組みとして、この業務をつくり上げているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ふるさと納税に、サイトに登録すれば町のほうにお金が入ってくるというのは分かってはいるんですけれども、町のお金で商品を開発して町のほうに全くお金が入ってこないというのは、ちょっと私としては納得がいかないんですが、それは町のほうは織り込み済みというか、ということで、そちらの企業さんに委託したということでよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　答弁を繰り返す内容となりますが、町としてはその商品で町をＰＲ、魅力を発信するということで、商品の中には、「むかわ」というもの、字、商品名に「むかわ」というものも入れさせていただいておりますし、またむかわ町で取れた産物の品も入れさせていただいております。あと、恐竜グッズなども、もちろんむかわ町で発掘された恐竜ということでＰＲする内容となっておりますので、こちらを活用することによって、町をＰＲしていくんだよというような商品開発をお願いしております。また、開発され

た商品につきましては、もちろん事業者さんを通してですが、町内外の委託店舗で販売されることによって、広く道民または全国の方たちに、むかわ町を知っていただくきっかけ、また、むかわ町で取れるものが良いものなんだ、むかわ町というのは、こういうまちなんだということを知っていただけるきっかけになっていると思います。

今回、今の質問では、商品を開発して、後にそれが売れた場合の収益の一部を町がということで御質問ございましたけれども、この業務を発注する段階から、町はつくられたものが売られる、人に見られることによって、町をＰＲできることを目的として取り組んでいるものでございますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　納得はしておりませんが分かりました。

そもそも５品以上の商品開発で２品、３品ですか、ふるさと納税のということで委託になるようにというふうに伺っておりますが、これ５品をつくって５品でもよかったでしょうし、あとは７品目ということでつくってくださったということで、企業努力はすばらしいとは思うんですが、そもそも５品全部でもよかったし、７品目でも９品目でもよかったと思うんですが、どうして５品目というふうな設定になったんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　５品の設定につきましては、一応、予算編成の段階から町の商品をもっと増やしていきたいなと担当課で思っておりまして、もちろん期間が限られた中で望む数というのは、12か月の中で成果を出していただかなきゃいけないと。この業務につきましては、６月発注ですので、10か月の中で成果を出していただかなければいけないという段階で、町としては５品はつくっていただきたいという内容で発注してございます。結果的に、商品となった数につきましては７商品でございますが、事業者のほうで、企画開発まで至らなかった内容のものも含めると10点以上は考えていただいた中、商品となったのが７品目でございます。

それと、今、質問の中で、商品の数なんですが、ここをしっかり確認したいと思います。７点が商品化されております。事業としては、委託期間内に３点の商品化、２点以上のふるさと納税の取扱商品ということでお願いしておりました。もちろん、その委託期間内に３点以上は商品化されておりますし、私たちが仕様書でうたった２点以上のふるさと納税の取扱商品というものが、結果的に３点となっているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと元に戻りというところなんですが、363万円の開発の内訳というのは、数字は具体的にそちらの企業さんのほうに確認はできたのでしょうか。あとは、どれだけ売れたのかというところは把握されていますでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　契約金額363万円、こちらにつきましては、私たちがこの業務を設計したものに対しまして見積合わせをした結果、その設計の範囲であった金額であったため、この金額で契約したということをまず御理解いただきたいなというふうに思っております。

また、委託の設計額に対する実費用の考えでございますが、委託業務、この業務も含めて委託というのは、本来、町が行う業務をアウトソーシングすることによって、その価格の範囲内で業務を遂行していただくという内容でございます。もちろん設計額のほうは、私たちはつくった側ですので持っておりますが、実際に商品開発、企画開発、商品化に向けた費用等につきましては、この範囲内でやっていただくということが前提となっている契約でございます。もちろん、事業者さんに対しては赤字を出すことはできませんが、この範囲内で今回は７つの商品が出来上がったということなので、一つ一つに対する費用というのは、私たちは把握できておりませんし、実際に、そこを事業者さんに対して提出してくださいとか、教えてくださいというような内容のものではないことは御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ちょっと内容がよく分からないところが二、三あったので、１つずついきたいと思いますが、先ほど見積合わせを行ったというふうに伺っているんですが、見積合わせという概念というのが、私の感覚ですが、いろんな企業さんに同じものを委託をして、どこが一番安かったのかということでの見積合わせというふうに、言葉の定義としては把握しているんですが、こちら１者特命随意契約ということであれば、見積合わせという言葉は、ちょっと該当しないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　町の業務全体のことになってしまうので、私がお答えするのが適当かというのは、ちょっとあれなんですけれども、町の業務を発注する際は必ず予算

がございます。予算の範囲内で設計なり業務の仕様を決めていく中で、その予算の範囲内での設計額というのが出来上がる、ここは御理解いただきたいなと思います。

それに対しまして、私たちが選定する事業者さんから見積りを頂く、見積合わせとなると、先ほど複数者という捉え方ですが、１者であっても見積りを頂きます。その見積りが予定価格の範囲内であれば契約に至るということなので、先ほどの答弁で、私が見積合わせという言葉を使って、ちょっと誤解を招いたかもしれませんが、本業務につきましては、１者特命ではありますが、業務を発注するに当たって、私たちが設定した金額の範囲内でお仕事ができるかということで、見積書の提出はいただいているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　分かりました。そうしましたら、町が考えた金額の中に収まっていたので、見積合わせというような認識で大丈夫というふうに私は理解をいたしました。

363万円の内容というのは、前回お伺いしたときと同じで内容は分からず、７品目の中でどのようなものにお金が使われたのかというのは把握はされていないというふうに認識しましたが、そちらでよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　業務に当たって、事業者さんが成果として７品目出来上がりましたけれども、先ほど言ったように、商品化できなかったものももちろんございます。それぞれの費用に関しては、私たちは把握しておりません。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　把握していないのは分かったんですが、一般的に、先ほども申し上げました議会報告会でも、参加された方々から説明不足というようなお話を聞いていまして、庁内の中では、もしかしたらそれが当たり前なのかもしれないですけれども、町民の方々からすれば363万円の中身が分からないというのは、私もそう思いますし、実際どのようにお金が使われたのかが分からないというのは、すごくもやもやするというか、どうしてなんだろうというふうにあると思うんです。であれば、それがもし分からないということであれば、菊池主幹がおっしゃった庁内の中での見積りということで、じゃ見積費用は、そんなざっくりというか363万円で５品目という見積りなのか、大体の例えばアドバイザー料が幾らとか、材料費が幾らとか、そういったものがあるのかどうなのかというのは出していただけますでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　先ほどの答弁と、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、委託料、委託業務の町の考え方として、本来、町が行う業務をアウトソーシングして、その事業者さんにやっていただくということで、設計金額につきましては、町が行った場合に要すると想定される積算をします。一方で、受託者は、契約金額の中で事業者の努力を行いながら、その範囲内で業務を進めていくというふうに考えられます。仕様書に基づいて設計した金額で発注し、契約した相手がどのような振り分けで成果品を納品しているかというのは、ここは問うところではない、物がきちんと出来ているか、期間内に業務が遂行されているかということでございます。

設計が町としましては、設計額をもちろん持っておりますので、正式な請求等がございましたらそれは出さざるを得ないかなと、手続を踏んで出せるものと判断されるものであれば、出していかなければいけないことだというふうに思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　分かりました。そうしましたら、公費でつくられていますので、町のほうがそちらの企業さんに、どのような見積金額で出したのかという書類をぜひ出していただきたいというふうに思っております。何か書類等々あるんであれば、手続をさせていただきます。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　今回の質問に対するただいまの言葉なんですけれども、このやり取りの中で出せる資料ではないというふうに思っております。正式な手続を踏んでいただきまして、町の機関が開示すべきものと判断された場合については、担当課として提出したいと思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　分かりました。そちらのほうについては、ちょっと後ほど対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっとまた戻りますが、５品以上２品がふるさと納税の対象ということで先ほど伺いましたが、具体的にどの商品がふるさと納税のほうに掲載されているんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ただいまの質問に答えます。

ふるさと納税の取扱いとなる商品につきましては、商品が完成以降、私たちのほうに申請をいただき、私たちのほうで総務省のほうに申請をして、既に承認を得ております。手続上、

現在まだ、ふるさと納税サイトに載っていない一部の商品もございますが、今回の業務で商品化されたうち、「むかわ町の香り　カムイサウルス・アロマミスト」「燻し珍味カスベえ」「恐竜ぬいぐるみ　食物連鎖　海竜編」、こちら３点がふるさと納税の取扱商品ということで、既に総務省から承認を得ているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。私もふるさと納税、むかわ町が出しているものを全部調べました。そうしましたら、カスベいと食物連鎖ぬいぐるみは発見することができました。多分、三越、伊勢丹のほうは、前回の決算審査のときにも伺いましたが、三越、伊勢丹さんのほうが商品を選ぶということで、もしかしたらそちらのほうが出ていないのかなというふうに想像はいたしましたが、ほかのところは、カスベえと食物連鎖ぬいぐるみは発見することができました。むかわ町の香りに関しては、私のほうでは、昨日あたり見た限りでは発見できておりません。このむかわ町の香り、どれだけ売れたのかというのは私も把握はしていませんが、たしか３月に町長からこういうのが出来たんだよということで頂いて、宣伝してねというふうに言われたと思うんですが、今12月で、ふるさと納税の本当にピークということで、あと何日間かで今年度のが終わるということで、本当に今、駆け込みということになっているかなと思います。その時期に、せっかく363万円を使って開発したにもかかわらず、じゃむかわ町の香りが入っていないというのは、総務省の云々とか、いろいろ商品は出来上がっているというふうに思いますが、どうして12月なってもサイトにアップされていないんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ふるさと納税の手続上、先ほど言いましたように、申請者、商品化された後に事業者さんがこれはふるさと納税の返礼品としてというのを提出していただいて、私たちのほうから総務省に承認を得るんですが、現在、総務省、国全体で多くのふるさと納税の承認、製品を承認しなければいけないということで、以前より若干時間を要している部分がございます。大体２か月から３か月承認が下りてくるのが時間がかかります。それを受けた後に、その結果を基に私たちのほうで写真撮影とか、掲載するフォームを決めたりということで、ちょっと多少は時間がかかっております。ただいま、多分、昨日見られたのかなというふうに思うんですけれども、本日帰ったら、むかわ町の香り、ふるさと納税と検索してみてください。一番上に上がってくると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。ちょっと、そもそもで恐縮なんですけれども、ふるさと納税というところが、町で特産品を使ってというふうに伺っておりますが、では、町で考える特産品の定義というのはどういったことになるんでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　今回、業務内容も特産品ということで発注させていただきまして、やはり町のある資源、食べ物も含めてですけれども、資源を何らかの形で活用した、そのまま物として販売されるのももちろんですけれども、やはり加工品等も含めて何らかの形で、町の資源を活用したものを特産品として私たちは表現させていただいております。

特産品って何と言われますと、数多くあるんですけれども、やっぱりＰＲできる場に持っていけるものというのは、なかなかうちの町では持っていないのかなというふうになりまして、ほかの事業もそうですけれども、外にＰＲできる商品を多くつくっていただくことによって、その機会が増えるかなというふうに思っておりまして、もちろん町として出る部分もありますし、各事業者さんが外に出るときもあります。それぞれ外に出るときは、町の何らかの関連する商品を特産品として外に広めるような形を取っておりますので、町のものに関わるもので出来たものというんですか。地場の資源を活用しながら、商品化されたものは特産品として取り扱ってもいいというふうに思っております。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。私もじゃ、特産品って何ということで、ちょうどググってはみたんですけれども、「ある特定の国や地域で産出された特産品を人の手で加工したもの」というふうに書かれています。じゃ、今回、５品、７品作られたものというのがもちろん、むかわ町でつくられたものもあると思うんですが、これ例えば、ようかんとか、ＯＥＭで作っていますよねみたいなお話は、前回の決算審査の際にもお伺いしました。じゃ、そのようかんの原材料は、むかわ町産は何か使われているんですかと。あとは、ぬいぐるみ、これはむかわ町産のものが何か使われていますかというのをお伺いできればなというふうに思います。例えば、ようかんなんかは、井村屋さんのＯＥＭ商品ですね。私もこの間、東急ハンズに行きましたら１本150円かな、で売っていました。パッケージを換えただけというふうになるかと思います。恐竜の絵がついていればそれでいいんですかというふうになるかと思います。地域の資源ということで、中身の井村屋さんが作ったものというふうになるかなというふうに思いますので、であれば、依頼先というのは、商工会であっても、あと観光協会であっても作れるんじゃないかなというふうに思いまして、ここの株式会社M

Ｄｉｎｏさんに、１者特命随意契約で出す必要というのは、何があったのかなというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　昨年の業務名、特産品開発業務でございますが、冒頭の１投目で触れさせていただいたとおり、地場の産品及び恐竜等の資源を活用した商品を開発してくださいということでお願いしているものでございます。

今回の質問につきましては、詳細にということなんですが、なぜ株式会社MDｉｎｏさんにということでございますが、これも決算審査でちょっと触れさせていただいているのかなというふうに思います。町の地場産品に精通しているほか、恐竜関連の商品開発において知見や道内を中心とした販路及びふるさと納税返礼品の実績もありますよということで、繰り返しますけれども、幾つかの商品のうち、幾つかはふるさと納税の商品として取り扱ってくださいということなので、ふるさと納税となるべく商品の開発から商品化までの過程を熟知している部分もございましてお願いしている、発注した経過がございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　そこの会社じゃなければできないことではないよなと私は思っています。先日の議会報告会でも、そのような話は出ておりました。町の方々がそのように地場のものをとか、名産品はここじゃなければできないというふうにおっしゃっているんですが、ちょっと認識がずれているなというふうに私としては思っております。

じゃ、つくってくださった商品はどうなのかというところでいきますと、例えばむかわ町の香り、これプロモツール株式会社さんにお願いするとつくってくださいますよね。ＪＡＬさんたちとか、ＡＮＡさんだとかの飛行機に乗ったらいい匂いする、あんなものもつくってくださっているみたいです。なので、すぐ頼めばもっとお安くできるんじゃないかなというふうに思います。カスベえというのは、吉村燻製工房さんが作っていらっしゃるということで、こちらも別に一緒にやらなくても、独自で売り出せばよかったんじゃないかなというふうに私としては思っています。あと、食物連鎖ぬいぐるみ、この辺、株式会社ＡＱＵＡさんのサイトでも売っていました。同じものが売っています。もともとあったものをつくったのか、もらってきたというような認識かなというふうに思います。「恐竜ぬいぐるみにぎにぎ」、こちらも株式会社ＡＱＵＡさんのほうで、ａｍａｚｏｎさんで売っていました。ふるさと納税の返礼品であれば、もちろん町のほうにも入ってきますが、これ売れても株式会社MDｉｎｏさんにしか入りませんということと、ａｍａｚｏｎさんでつくっているというこ

とは、アメリカに行くので手数料すら日本に入らないという、そんな感じになるかなと思います。

むかわ町で、もちろんＰＲにというふうにおっしゃっているのはよくよく分かるんですが、363万円の開発費用を使って、そこの１者にしかお金が入らないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに考えているんですが、その辺は、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、この事業の委託、ちょっとお待ちください。委託事業の中身のお話ですけれども、そもそもこの委託事業については、特産品開発をするというものであって、最初から物をつくるという決め打ちしたものをやっているわけではない。ですから、結果論で、これがどうだというふうに言われると、ちょっとそこら辺はどうかなというふうに思いますけれども、トータルとして、パッケージとして特産品をつくってくださいよという委託の事業でございますからいろんなアイデアもあり、試行錯誤もあり、最終的に、結果として出来上がったものが７品目ということでございますので、出来上がったものを個々に頼めば、それは決め打ちしてやるんであれば、それはもちろんそういうやり方もあるでしょうけれども、そもそもその事業ではないということですので、ここは御理解をいただきたいなと思います。

また、地域商社については、地域の資源を活用して磨き上げて販路拡大をしていくというような立ち上げの趣旨もございますので、そういったところで地域商社にお願いをしてきているというところでございます。

また、開発した商品の売上げがそこに全部入ってしまうんではないかということですけれども、製造自体までは委託をしているわけではないので、開発ということで委託をしたと。製造に関しては、その事業者がリスクを負って製造していくと、売り残る場合もあるでしょうから。そういった中での、経済行為の中でのお話かというふうに思いますので、これが全部売上げがその１者に入るのはおかしいというんではなくて、そういう中で地域の経済を回していくといいますか、活性化をしていくというような目的もありますので、そういう質問の中身については、ちょっと当たらないのかなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　昼食のため、しばらく休憩といたします。

再開は午後１時30分とします。

休憩　午後　零時０２分

再開　午後　１時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

古内議員。

○３番（古内みゆき君）　お昼にさとふるのサイトを確認しました。上がっていました。トップページではなかったですけれども、ニューという形でむかわの香り出ていましたので、ちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

じゃ、ちょっと先ほどの続きですけれども、副町長のほうから決め打ちすれば安いですよねという話があったと思うんですが、いろんな試行錯誤をするのであれば、363万円の中からというふうなお話でしたけれども、であれば、決め打ちをしないのであれば、別にいろんな企業さんに公募をかければ、もっと公明正大というか、透明性が上がったんじゃないかなというふうに考えるんですが、その辺、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　この業務につきましては、午前中の答弁にも触れましたが、仕様の中で町の産品や恐竜等の資源を活用してということで書かせていただきまして、もちろん町で今、取組をしている部分のものも取り上げていただきながらＰＲを考えておりました。その辺につきましては、この事業者がもともと持っている業務、知見等々がありましたので、それを総体的に考えてこの事業者さんのほうにお願いしたという経過がございます。

繰り返しますけれども、ものをつくっていただくことによって、ＰＲを１つの分野ではなくて幅広い分野で行っていただけるのがこの事業者であったということで、業務のほうをお願いしているところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

じゃ、少し質問を変えたいと思うんですが、前回の決算審査の際に菊池さんのほうからお話があったかと思うんですけれども、例えば町内の企業さんとかが何か新規で開発をしたいといった場合、一般の方は企業力向上の補助金があるので、そちらのほうを利用できますよというふうにお話を伺ったかと思います。令和６年度の企業力向上促進事業、広報に載って

いたので、改めて確認をさせていただきました。

新規事業参入、新規商品開発、販売促進、販路拡大に対して、対象経費の２分の１で150万円以内というふうになっています。ということは、そもそも363万円を使って、満額使って開発ができて、利益は企業さんのほうに全額入るという一方、幾らよいものをつくったとしても、開発費用の半分以上、半分の上限150万円しか補助がない、それ以外は企業さんのほうで企業努力をしなければならないというふうになっているかと思います。こんな形で補助金、一般の方に募集をかけているのに、片や１者特命随意契約にして、１者だけに優遇しているように見えてしまいます。私、この仕組みは不公平だと考えるんですが、町としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　北村議員から指名がありました。少し観点を変えさせていただくかもしれませんけれども、漏れたところはまた再度ということで。

そもそも議員も御存じかと思うんですけれども、地域商社、これは今、石破総理が日本創生、その要となるのが地方創生ですよということで、もう既に第１ラウンドが終わって、今もう第２ラウンド、そして次のネクストラウンドという展開の、人口減少に何とか歯止めをかけるために、地方でどういうふうに稼ぐ力というのを編み出していかんと駄目なのかなという中において、地方創生における最初のステージの段階での地域の稼ぐ力、こういったところの向上の担い手として、国からの支援だとか、助言だとか、技術的な助言だとか、そして、支援言いましたね、そういったところと、地元の金融機関も含めた中での様々な支援を受けながら、この間、合資から、合同から株式といったような形で今、設立で歩みをしているところでもございます。

そして、先ほどのやり取りでも出ていましたように、地域商社の一つの目的というのが、地元の一次産品あるいは加工製品、それと特産品、そういったところのですね、それとか観光資源、これらを生かした中での商品サービスだとかあるいは域外等の消費者に販売することによって外貨を稼いでくるんだといったような目的も１つあるかと思います。

それと、地域商社、どんなものなのといったときには、法律上の明確な定義というのは御存じのとおりされておりませんけれども、特定のここで言うむかわ町、むかわ町ならむかわ町に拠点を置いて、地域の資源、重ねますけれどもリソース、こういったところを商材、特産あるいは観光資源を商材としてエキガイの販売を主たる事業としていくんだぞというマーケティングだとかあるいはブランディングというんですか、こういったところの機能を有す

る事業体としての知見を、今まさに有しつつあるということでの、まずは位置づけの御理解は願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

位置づけは分かったんですが、前の定例議会でしたが、津川議員がおっしゃっていたと思うんですが、あと一歩みたいなお話しされていたかと思うんですけれども、今、その地域商社が立ち上がった背景というのはよくよく分かったんですが、今現在、地域商社さんは株式会社というふうになっているかと思います。株式会社というのは、もちろん設立された時点では町の補助ですとかそういったものは重々出したのは事実だと思うんですけれども、現在、株式会社ということになれば、自分で稼いで自分で利益を得るというのが本来の目的なんじゃないかなというふうに思います。

こちらのこの１者特命随意契約というふうになっていて、例えば議会報告会のほうでも出ていましたが、ＯＥＭ商品を使って出したりというふうになっていて、どこかの会社さんに依頼しているだけなんじゃないかというふうな形で言われている方もいらっしゃいました。議会報告会の後にちょっとヒアリングをしたんですけれども、目的と手段がちょっと違っていませんかというような話もあります。目的が地域商社の経営のためになっているんじゃないかという声が上がっています。そのための手段が、随意契約で発注するというふうにはなっていませんかというふうにおっしゃっている方もいらっしゃいます。

もちろん地域商社を優遇するというのは分かるんですけれども、それではあまりに一般的な会社さんの何かを開発しようというところは、150万までの２分の１しか出ない。ただ、片や地域商社さんのほうは全額363万円出て、その売上げは全て入るというのは、ちょっと不公平になりはしませんかというふうに、私も含め町民の方から声は出ています。その辺のところは、ちょっと御説明をいただければというふうに思いますし、それが開示できる資料みたいなもの、先ほど菊池さんのほうから何か手続があれば見せられますよというお話でしたが、その辺も含めてちょっとお話をいただければと思います。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　私のほうからお答えします。

まず、事業者さんのほうに委託した委託料に対して、どの程度、事業者さんのほうで経費を費やしているかというのは、午前中もお話ししたとおり把握しておりません。見えていないというのが前提でございます。

一方で、企業力向上促進事業について、議員のほうで調べていただきましたとおり、新商品開発の部分につきましては、補助金として活用できるような内容にしております。対象経費の２分の１、150万円以内ということですが、私たちは今、力を入れております町をＰＲするためのもの、恐竜の部分も含まれていますし、もちろんふるさと納税の返礼品となる商品については、もちろん開発していただきたいという思いがありますので、ここにつきましては、対象経費２分の１の150万円プラス100万円加算というものを設けております。

ここでも若干、やっぱり手出しという部分、出てきますが、この新たな商品を開発、新規参入する事業者につきましては、企業を、それなりの動きがあり、収入があり、そこで新たなものを生みたいんだということを手助けする仕組みでございますので、その辺につきましては、リスクを負いながらもチャレンジしていただくものに対して補助していこう、さらには町が今、力入れているものにつきましては、税を投入していこうということでプラスの100万ということでつくっておりますので、今回の委託業務で発注した費用がもしかすると事業者の中では、もしかしたらマイナスになっているかもしれませんし、プラスになっているかもしれませんけれども、委託業務というのは、本来、町が行う業務をやっていただいているという部分もありますので、本来は赤字は出しちゃいけないんだなと思いますが、実際のところはちょっと把握しておりません。

ものに対する考え方、委託業務と補助ですが、新商品開発に向けて動いていただけている方に対しては、町は補助金なりで今後も、今年もそうですけれども、フォローする仕組みづくりはできているというふうに考えております。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

とはいえ、上限150万円、100万円加算としても半分しか出ないということは、どう考えても不公平に当たるよねというふうに町民の方からはそうやって言われていますし、私自身もそう思っています。全額町で補助するというのは、これは皆様の税金を使っていることですから、誰が聞いてもああそうだよねというふうに思えるようにしていただかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

いろんなエスコンさんに行ったりとか、いろんなＰＲ、町のほうでしていますので、それも含めきっと売上げが少しずつ上がっているのかなというふうにも思います。何にせよ、皆さんが、あそこの会社が頑張ってやっているんだねという形で納得していられるようにというのが一番、町民の人が納得する形に持っていくというのが町の役目、役割じゃないかなと

いうふうに思いますし、ここで私がとやかく半分しかできていませんよねというふうに、先ほど午前中の大松議員のお話じゃないですけれども、言っているのには意味あるということをちょっと御理解いただければなというふうに思います。

半分しか補助金が出ていないということについては、ほかに何か御答弁ありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　企業力向上と今回の委託事業の違いといったところで、一部、考え方の部分で説明をしたいというふうに思いますけれども、あくまでも企業力向上は商品開発ということですから、必ずしも特産品に限ったものではなくて、自社の製品を開発をしていくといったものに助成をしていくという考え、そこに特産品という形になるんであれば、プラスアルファの部分はありますよと。

ただ、今回の委託事業の部分については、あくまでもふるさと納税の返礼品をこの中で開発しておこうということで、特産品開発の仕事をお出しをしたということですので、そこら辺の違いの部分がちょっと見えにくいのかもしれないですけれども、そういった事業の性質上の違いがあるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　じゃ、ちょっと最後にというところですけれども、先ほどから副町長も菊池さんも特産品ということでおっしゃっていましたが、じゃ、特産品を使ったふるさと納税の返礼品をつくるというようなお話でしたが、じゃ、特産品と名産品の違いは何ですかというところです。

特産品ということは、その地域でしかつくられない商品ということになると、７品目のうち、私が考えるには２品目だけかなというふうに思います。そのほか５品目については、ＯＥＭ商品であったり、ほかの会社さんがつくったぬいぐるみということになると、恐竜ということが名産品というふうになるのであれば、名産品というような形になるのかなというふうに思っています。

特産品のものをつくってくださいというふうにそこの会社さんに委託している以上、コンセプトとしては全然違うんじゃないかなというふうに思いますが、その辺、ちょっと町長のほう、どのようにお考えになるのか、最後に伺えればと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今回、特産品開発業務という中で、先ほどの行ったり来たりありまし

たけれども、特産品の位置づけというか、例えば地域にある一次産品、それとか加工製品、そして観光資源、ヒト・モノ・コトといった結構、かなり分野が地域資源としては広がるのかなと、私は商材としてどう生かしていくのかなというところを、もう少し拡大も含めて、角度も変えた中で考えていただければなと思うところでもございます。

それと、地域資源、商材を生かした中での域外への販売、これもそうですけれども、地域商社、先ほどから言われておりますけれども、今後の展望として、やはり地域の商社の強みというのは、繰り返しますけれども、地域商材というのをはじめとした情報量というんでしょうか、地域の持っている、そして外にもアピールするよという情報量だとか、地域の生産者の方あるいは事業者の方、そして大きく言えばコミュニティというんでしょうか、こういったところのネットワーク、そして地域との信頼関係というんでしょうか、そして存在、古内議員が言っている存在感というか、地域商社の持っているそのものというんでしょうか、実体というのをもう少し地域においてもアナウンスできるようなアイデンティティーというんでしょうか、その辺は町のほうからも地域商社を設立に向けてこの間も向き合ってきている経過もありますので、しっかりと伝えていければなと思っております。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

じゃ、次の質問にいきたいと思います。

企業誘致条例についてです。

どういった企業を想定した企業誘致条例となっていますかということと、あと企業からの問合せはありましたかという御質問です。お願いいたします。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　令和６年第４回臨時会、これで上程、可決されているところの名称も定めまして、むかわ町の未来創造企業立地支援条例についての御質問でございます。

１点目のどういった企業を想定した条例なのかということでございますけれども、これまでの企業誘致に関する条例におきましては、主に工場、さらには試験研究施設、そしてソフトウェアハウスに関する事業者に対しての条例とされていたところでもございます。

今回の条例におきましては、製造だとか、そして加工だとか、試験研究施設にとどまらず、農業、エネルギー、それと情報の通信、物流、かなり広くなりますけれども卸、小売り、飲食、宿泊、こういったところに加えて、新たに47業種、そして特認業種の48業種として対象業種を拡大しているところでもございます。

２点目の企業からの問合せの件でございますが、数社より問合せをいただいております。

本年２月のラピダス社による千歳市への進出表明以降、これも議員案内のとおり、道央圏においてはかなりの勢いで企業の進出が相次いでいるところでもございます。こういったところも含めて、本町としてもより戦略的な企業誘致の推進、また既存の企業に対する地元としての支援策、これを充実させながら、今回、条例改正に先般、努めてきたところでございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

工場とかいろいろと47業種ということだったんですが、考えるのは、小規模の企業さんが来られるように手厚くできませんかというようなことです。ベンチャー企業ですとか、あとは農業関係の研究のラボとか、そういったもの、本当に資金を町のほうで出して、何とか実施場所などを優遇できないのかというのが、ちょっと私としては考えています。

あとは、もうＩＴの企業ですね。御存じのように初期費用かかりませんと、パソコンさえあれば何とかなりますというところです。需要、結構高いです、今の状況でいくと。一番は失敗のリスクが少ないですよというところです。全国で２人ぐらいから起業しますみたいな形の方も結構いらっしゃって、もちろん千歳空港から近いですとかというようなこともありますし、町のほうで例えばサテライトオフィスありますが、ちょっとあまりサテライトオフィスとして使われていないという部分もありますので、むかわ町内のほうにもぜひそういったサテライトオフィスをつくるなど、そういった小さい企業さんに来ていただくような、何か優遇措置というのはお考えではないでしょうか。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にいたお答えします。

今回の企業誘致の条例改正というところは、大きな企業というところをちょっと見ているところの改正ではございます。ただ、要件としましては、これまで10名の雇用というところがあったんですが、小規模といいますか、もっと小さくなったところで５名以上の雇用があればというところでの対象要件の拡大というところは変更してきております。

また、これが議会全員協議会のところのちょっとお話もしたところなんですが、先ほど出た企業力向上、こちらのほうも新規事業のところの項目がございますので、小さいところと大きなところのすみ分けというところでいきますと、企業力向上のほうをうちらで相談来たときにはアナウンスをするというところの手だてというところも考えているところでござい

ます。

また、サテライトオフィスの件につきましては、ちょっと今、うちのところではないところなんですが、今後の研究課題とさせていただきたいかとは思っております。

以上です。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

10人とか５人とかという人数はちょっとあれなんですけれども、やはり小さい規模、２人とか３人とかぐらいの会社さんであれば、どこか自分たちが起業できるところはないだろうかというふうにやっぱり探している企業さんというか、これから企業する方というのは多いと思うんですよね。なので、そういった意味でも、ここにぜひというふうに思えるような対策をぜひ立てていただきたいなというふうに思いますし、町有地たくさんありますので、実際住んでいただいて、ここに気に入ったから住みますよということであれば、また建物の融合をするとか、いろいろ手だてはあるんじゃないかなというふうに思っていますので、先ほど町長おっしゃっていましたラピダスさんの件もありますので、ちょっとそういった形でやっていただければなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

何かありましたらお伺いしますが、お願いします。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　先ほどの答弁とちょっと重なりますが、うちとしましても、地域経済、また雇用の拡大というところをちょっと今回、主眼と置きまして今回の条例改正をしてきたところでございます。また、ラピダスの進出、それに付随しまして、今後どういう形、変化が起きるか分かりませんが、その中で小規模等というところのまた要望が上がってきたときには、私たちも研究の課題として、今後いろいろ調査研究を進めていきたいかと思っております。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　古内議員。

○３番（古内みゆき君）　ありがとうございます。

私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

◇　伊　藤　恵　美　議員

○議長（野田省一君）　次に、２番、伊藤恵美議員。

〔２番　伊藤恵美議員　登壇〕

○２番（伊藤恵美君）　第４回定例会に当たりまして、通告に基づき順次、一般質問をさせていただきます。

１番、春から秋にかけての道道74号線の歩道の雑草対策についてです。

町の管理外なのは承知していますが、町として除草整備は可能か伺います。

○議長（野田省一君）　西村経済建設課参事。

○経済建設課参事（西村和将君）　道道の雑草対策についてお答えいたします。

道道の草刈りにつきましては、北海道が維持管理基本方針に基づき実施しているところでございます。

北海道が管理している道道の維持補修を町が実施することはできませんが、これまでも維持管理や補修に関することは、都度、改善、補修等の要望をしてきております。

除草につきましても、現状や利用実態などを説明し、安全な通行ができ、よりよい環境となるよう、協議、要望を行っていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　伊藤議員。

○２番（伊藤恵美君）　すみません、分かり切った質問をさせていただいてしまったなとは思うんですが、この件に関しまして、私も道に委託されている管理会社のほうに除草回数を増やせないかという確認をしてみました。以前は年に２回施行されていたのですが、道からの予算減により、年に１回除草するのが精いっぱいであるという回答がありました。

しかしながら、近年の温暖化により雑草の成長も著しく、軽く大人の背丈を超えるほどに成長している区間もあります。経年劣化によりできた歩道のひび割れの間からも、足に絡みつくほどの雑草が伸びて、高齢者の運動や子どもの散歩にも支障を来している状況です。

また、管理会社による除草を待ち切れずに、自己負担で除草作業を行う町民もおります。昨今の物価高を考えると、そのような負担を個人に負わせるのはいかがなものかと思われます。生い茂った雑草の中から飛び出す野生動物に気づくのが遅れて、衝突事故も多発している状況です。

そして、何よりも復興拠点整備事業を進める中で、せっかく来町してくださる観光客へのイメージダウンにもつながるのではないかと懸念しています。

歩道に関連して、道路の補修とかを行われていますが、やっぱり凸凹した悪路が目立っている状況でもあります。道の新年度の予算決定の前に、悪路の改善も含め、インフラ整備の

充実を道のほうに強く強く働きかけていただきたいと思いまして、今回質問させていただきました。何か御答弁があれば、お願いします。なければ、次に。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今回の雑草対策、これについて特定は別にして、道道等の毎年度、維持管理の徹底、とりわけ今、極端気象というんでしょうか、雑草もそうですけれども、成長が早くなっているぞといった気候変動等も踏まえながらも、交通安全上の対策はどうなっているのかといったところも含めながら、維持安全の徹底について、さらに北海道の道路管理者のほうに申し添えておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　伊藤議員。

○２番（伊藤恵美君）　ありがとうございます。

では、次の質問にいきます。

穂別診療所における正職看護師の採用について伺います。

採用基準はありますか。

２点目に、書類選考で不採用にした直近２年間の件数は何件ですか。お願いします。

○議長（野田省一君）　長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君）　それでは、私のほうから答弁させていただきます。

正職看護師の採用についてお答えいたします。

１点目の正職看護師に係る採用基準につきましては、採用選考において必要とされる指標として面接官が共有しております。

２点目の書類選考での不採用件数は、令和５年２件、６年度は２件となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　伊藤議員。

○２番（伊藤恵美君）　すみません、令和５年度が２件、どっちも２件で。

ありがとうございます。

まず、①について伺います。事前調査に伺ったときに、採用基準は特にありませんという回答をいただいたのですが、面接官が共有しているということでよろしいんでしょうか。

○議長（野田省一君）　長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君）　事前に来られたときに、基準はないと言った記憶はちょっとないんですけれども、紙の部分でそういう基準をつくってはいないとい

うことはちょっと言ったかもしれないですけれども、基準はあるということで共有しているということです。

○議長（野田省一君）　伊藤議員。

○２番（伊藤恵美君）　採用基準はあるのですね。

事前に伺ったとき、事務長のほうからは特にないと、その一言だけでした。

ないと伺っていたので、採用基準がないのにどうして今まで正職員を採用できていたのかなというすごく不思議な気持ちになっていたところなんですが、それはそれで理解しました。

なぜこのような質問をするかというと、私、前職で同僚だった方、もちろん資格もスキルも人間性も自分がリスペクトできる数人の方に、もし可能であれば穂別診療所で働いてみませんかというお声がけをしてきました。皆さん、やりがいのある職場で仕事に励んでいまして、なかなかいい返事はいただけていなかったんですね。でも、その中の１人が先月、応募してくれたのですが、履歴書を提出して、郵便の関係もあるとは思うのですが、返答が来たのが１週間後で、管理職による書類選考の結果、御希望には沿えないというとても簡素な内容でしたということでした。せっかく重い腰を上げてくれた方に対して、ちょっと大変申し訳ない思い……

○議長（野田省一君）　伊藤議員に申し上げます。

そこの個人情報にも関わってきますので、一般的な話であれば公平な話でお聞きはしますので、その点、留意して発言願います。

どうぞ続けてください。

○２番（伊藤恵美君）　どう言ったらいいんでしょう。

○議長（野田省一君）　一般的な話で。

○２番（伊藤恵美君）　せっかく応募してくれた方に対して、ちょっと面接が行われないというのがとても残念な結果だったなとは思うのですが、今までも書類選考で、令和５年も令和６年も２名ずつ書類選考で不採用だったということは、先ほどお聞きして理解しました。２年前の時点で正職が５名だったところ、現在９名に増えているということで、大変喜ばしいことだと思っています。

しかし、せっかく応募してくれた方に面接を行わないというのは、ちょっと今後、行ってみて、やはり看護職というのは、対患者さんを相手にした仕事ですので、何百人も応募してくるようなところでしたら、書類で省くのもありだと思うんですが、きちんと面接をしていただく方向でお願いできないかなと思い、質問させていただいています。どのようにお考え

ですか。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　職員の採用に関してのお答えでございますけれども、診療所のケースについては、まず書類を出していただいて、その中で面接に至るかどうかという審査をまずします。面接をするということに決定すれば、診療所で一旦面接をし、町のほうで最終的に面接をさせていただくということで、合否をここで決めるということになります。

ですので、その書類の中で、やはり詳細の話は差し控えますけれども、ここでやはり合格をしなければ次の段階へ進めないといった形になっています。

町職員の採用についても、書類審査というのがあって、その次に面接に進むというようなこと、一次試験で合格をして面接に行けるかどうかというようなところの判断は、その都度都度の判断ということになりますので、詳細については細かくは申し上げませんけれども、そういう段階段階を踏んでの審査という形の中で採用をしていくということになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　伊藤議員。

○２番（伊藤恵美君）　採用における詳細は、詳細を聞きたいわけではないのですが、ちょっと私の質問がそこには触れてはいけない質問のようなので、すみません、納得しました。

これで私の一般質問を終わります。

◇　栗　原　健　一　議員

○議長（野田省一君）　次に、１番、栗原健一議員。

〔１番　栗原健一議員　登壇〕

○１番（栗原健一君）　お疲れさまです。

第４回定例会において、通告に基づき順次、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、児童生徒における学校教育についてでございます。

１、全国や全道、近隣市町村などと比較して本町の学力は低いとされていますが、両地区における小中学校の状況についてお伺いいたします。また、これらに対して、どのように分析し、問題解決に取り組まれているのかについてもお伺いいたします。

２、教職員の研修や指導強化についての取組をお伺いします。

３、本町のいじめについて、どれぐらいの件数があるかについてお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　池田生涯学習課参事。

○生涯学習課教育指導参事（池田　佳君）　ただいまの御質問に回答いたします。

１点目の学力についてですが、今年４月に実施しました全国学力学習状況調査の結果を基に説明いたします。

まず、本調査の目的ですが、児童生徒への教科指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとともに、教育に関する検証改善サイクルを確立することと示されています。このことから、本調査は、他市町村の結果と比較し優劣を表すためのものではなく、児童生徒の解答状況や全国・全道との比較などを通して、本町の教育に関する課題を明らかにし、学校教育の充実・改善につなげているものでございますので、御理解のほど、お願いいたします。

さて、本調査ですが、「教科に関する調査」と「生活習慣や学習環境等に関する質問調査」の２種類から実施されます。これら調査から見える本町の特徴的な結果について御説明いたします。

まず。平均正答率から見ると、本町は、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学の全てにおいて、平均正答率は全国平均を下回る結果となっております。

一方、「自分で学び方を考え、工夫しながら学習することができる」、「学習内容を理解できるまで先生は教えてくれる」と回答する児童生徒の割合が全国平均を上回っており、学習環境に関する項目は、良好な結果となっております。

以上でございます。

すみません、２点目ですね。２点目、申し訳ございません。

２点目の教職員の研修についてですが、北海道やむかわ町で行う研修会のほか、各学校で行う校内研修があり、多くの教職員が参加しております。また、他市町村や大学、民間などが開催する研究会へ参加している状況もあります。

内容については、教科指導、生徒指導、特別支援教育、ＩＣＴ教育など、今日的な教育課題に関する研修や、教職員の専門性を高める研修などがあり、学校や教職員一人一人のニーズに応じて研修を受けることができるようになっております。

教育委員会としましても、各学校が組織的、計画的に研修を行えるよう、学校、関係機関と連携しながら支援、助言に努めております。

続きまして、３点目のいじめに関してですが、まず、いじめの定義について御説明いたします。

いじめ防止対策推進法では、いじめは「心理的又は物理的な影響を与える行為であり、児

童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とあります。

これを受け、文部科学省や北海道教育委員会では、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じているものをいじめとして積極的に認知し、早期発見、組織的対応につなげることが重要だとしています。

町教委においても、ちょっとした嫌な思いについて、いじめの初期段階として積極的に認知するように学校とともに進めており、今年度11月末時点における認知件数は123件となっております。認知したいじめについては、解消に向けて各学校で取組を進めているところです。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

学力について、平均点、全国を下回るというような状況なんですけれども、これについて、生徒の対応、そういうものはどのようにされているのか、学力の格差について、そういった状況が生み出されているというものなんですけれども、それについてはどのように教育委員会として考えておられるのかということと、いじめの件数、学校の先生の研修については分かりました。

教育委員会と、今、地域おこし協力隊と教育関係で来ている人もいると思いますけれども、そういったところの連携もちょっと教えていただきたいということと、いじめについては、私もちょっと小学校の鵡川中央小学校のいじめの学校だよりに、先月のところに載っていたんですけれども、八十何件あったという、85件ですね、そのうちの50件は解消されたということで、先ほど123件というふうにおっしゃっておりましたけれども、それは全体の件数ですか。それについてもちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　池田生涯学習課参事。

○生涯学習課教育指導参事（池田　佳君）　まず、学力の取組について御説明いたします。

具体的な取組について２点、ここで挙げさせていただきます。

１点目は、授業の質の向上に向けた取組の推進です。算数、数学科に課題があることから、児童生徒へのきめ細かな指導の充実を狙いとして、小学校では専門性を持った算数専科教員の配置、中学校では複数の数学科教員の配置による習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングによる指導を行っているところでございます。

２点目は、組織的・計画的な学力向上の取組の推進についてです。各学校と町教育委員会

で組織する教育推進委員会において、学力調査の分析、各校の学力向上の取組の交流、小中が連携した家庭学習の取組の推進、ＩＣＴ教育に係る研修・交流などを行っております。

これらによって、各学校と連携・協働しながら、町や各学校が抱える課題の解決に向け、各種取組を推進しているところです。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　公営塾、地域おこし協力隊が入って活動していただいておりますので、そちらについてお答えいたします。

鵡川地区におきましては、週５日、公営塾のほうを開催しております。穂別地区につきましては、穂別中学校で開催しておりますので、現在、水曜日の週１回開催しておりまして、中学生中心に１回平均十数名いらして勉強しておりますので、御報告いたします。

○議長（野田省一君）　池田生涯学習課参事。

○生涯学習課教育指導参事（池田　佳君）　続きまして、いじめの件数ですが、先ほどの123件というのは、本町４校全体の件数になります。

以上です。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

今、学習についていろいろ取り組んでいるというような前向きな回答ではあるんですけれども、そういうできる子はできるんですけれども、できない子をどういうふうにして底上げしていくのかというところが一番大事なんですけれども、そういったところは、先ほど言われた習熟度ですか、そういったところの決め方というんですか、そういったところは小学校、中学校も全部やられているということですか。教え方についてちょっとお聞きしたいということなんですけれども。

あとはいじめの件数ですね。そういったできる子とできない子、差別するとかですとか、そういったようないじめではないということですか。そういう内容もあるのでしたら、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（野田省一君）　池田生涯学習課参事。

○生涯学習課教育指導参事（池田　佳君）　まず、学力のほう、授業の教え方の部分ですが、さきほどの習熟度別・少人数指導につきましては、複数教員でその習熟度に応じて２クラスに分けて実施するという形は中学校で実施しています。小学校につきましては、専科教員は入っていますが、そのほか支援員という形で、複数の職員で指導支援を当たっているところ

でございます。

続きまして、いじめのほうですが、いじめの認知した中身について御説明いたします。

これは町全体の件数割合になります。最も多い行為は、冷やかしやからかい、悪口といったものになります。これが全体の51.6%。次いで、軽くぶつかる、たたくといったものが20%、仲間外れや無視といったものが11.7%となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

今、大切な十代、これから進学する高校を選ぶような時期の子どもたちですとか、将来のむかわ町を背負う大切な子どもたちですので、しっかりとそういった教育について、底上げを考えていただきたいんですけれども、それらについて教育委員会として、今後どういうふうに考えていくのかというのは、教育長の考えでもいいですし、考えをお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えします。

栗原議員のおっしゃるとおり、全国学力学習状況調査を、結果を見ながらきちんと各小中学校、４校ともに分析を進めております。これ、年代的にばらつき、やっぱりあります。その年その年でその子どもたち一人一人と向き合わないと、学力の向上にはつながっていきません。できる子は、上位層は当然いますし、下位層もいます。そのバランスを見ながら、きちんと向き合って指導を改善していくしかないと思っています。ですので、基礎、基本をきちんと学ばせるようなシステムで今、各学校、取り組んでおります。

それと、先ほど山木主幹から説明したとおり、それを補填するために、中学校、高校生に向けて公営塾も今、開設しております。

ですから、すぐこうしたら劇的に学力が向上するということはないので、日々の積み重ねで積み上げていくしかないと私も思っておりますので、そこをきちんと対応していきたいと思っておりますので。

それと、もう一つは、学校でも取り組んでおりますが、やはり家庭教育も大事だと思っております。そういった部分では、各学校長から学校だよりの中で家庭教育の充実・発展も伝えてもらうように努力してもらっておりますので、そういった観点からも進めておりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

塾についても、そういった支援、対策、各家庭によってはいろいろ事情があるとは思うんですよね。お金がある家庭ではいろいろオンラインでやっている、個別でやられている方もいますし、そういった学力格差を生む家庭環境、経済的要因と文化資本的要因、こういったものが考えられますので、そういったものも支援していただけるのであれば、教材も含めて、いろいろな町として支援していっていただきたいというふうなことを前向きに考えていただいて、あともう一点、日本政府にＮＰＯ法人というものも、学力格差の解消に向けて教育支援活動をやっているところも、検索するとありましたので、そういったところも、企業版のそういった支援の人を呼ぶですとか援助をいただくとか、そういうことをしていただいて、学力の底上げをしていただきたいというふうに思います。

次のほうにいきたいと思います。

穂別穂星寮についてでございます。

穂別高校の生徒のための寮として、残すところあと２年３か月となりますが、現在の状況について伺います。

２点目に、今後の活用についての考えもお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　髙木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（髙木龍一郎君）　私のほうから御質問の要旨に沿いお答えいたします。

１点目の穂星寮の現在の状況につきまして、入寮生は、１年生が１名、２年生が３名、３年生が６名の合計10名であります。

施設管理、相談や生活指導に対しまして、舎監と指導員を24時間体制で配置管理をしております。

さらに、学生生活の充実と安心して過ごせるよう、教育委員会、舎監、高校及び調理担当者を構成とした月例会議を定例開催し、情報共有することで、各担当が連携したサポートを実施しております。

２点目の今後の活用につきましては、穂別高等学校閉校に伴い閉寮となりますが、現時点では未定となっております。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

大変広い建物の中に、先ほど言われた１年生が１名、２年生が３名、３年生が６名というような状況で、次年度から考えますと４名しかいないというような状況で、この子どもたちをどうするのかということで、町民の間から、この施設が広過ぎて、違うところに入れたほうがいいんじゃないかとか、そういった不安の声がありましたので、この子どもたちをどう守っていくのかということをしっかりと方向性をつけていただいて、今後について未定ということなんですけれども、何か２年３か月後なので、もう今からでも建物活用について考えていかなければならないと思いますけれども、どうなんですか、状況は。もう一度、すみませんけれども、お答え願います。

○議長（野田省一君）　髙木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（髙木龍一郎君）　私のほうからお答えさせていただきます。

次年度につきましては、３年生が３名、２年生が１名と、４名という構成になってございます。

寮自体は、女子寮、男子寮合わせまして63部屋の施設の中で４名がいわゆる入寮するという形になります。施設規模からいきますと、収容人数、寮生の人数が少ないことはもう分かっておりますので、先ほどの答弁の中でも御説明したとおり、いわゆる人数が減少していても、寮生の管理サポートを効果的に継続できるよう検討している最中でございます。

また、今後の活用、施設のほうですが、施設につきましては、旧棟につきましては、昭和50年で築49年を経過、それから交流センターにつきましては、平成12年、24年を経過した施設の中で、今後、穂別地区の周辺整備の変化や状況を鑑みつつ取り進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　今後も拠点施設の事業もございますので、そういった地域課題に向き合うこの利活用について、早い段階で話が進めるように検討を進めていただきたいというふうに思います。

次の質問にいきます。

３点目に、穂別スポーツセンターについてでございます。

１、スポーツセンターの利用実態についてお伺いします。

２、事務所内の雨漏り状況がかなり見受けられますが、修繕をするのかについてお伺いします。

３、いろいろな方に使用してもらえるように改善が必要と感じます。休憩スペースも有効

活用し、Ｗｉ－Ｆｉ利用できる環境を整え、スポーツ以外での活用が考えられますが、考えをお伺いします。

○議長（野田省一君）　髙木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（髙木龍一郎君）　私のほうから御質問の要旨に沿いお答えいたします。

１点目の利用実態につきまして、利用施設はアリーナにて球技等が中心となっており、年間利用人数は10年前の8,084人に比べ、令和５年度の利用実績は2,722人と年々減少してきております。

２点目の事務所内の雨漏り修繕につきまして、本年は事務所天井から１回発生しておりますが、雨漏りの原因が特定できていないことから、事務室の屋上にブルーシートを設置する対処をしており、雨漏りの原因を特定するよう調査を進めてまいります。

３点目の休憩スペースの有効活用につきまして、御利用される方の休憩スペース環境として、Ｗｉ－Ｆｉ整備も時代のニーズに即したものであると考えますが、スポーツ振興としての教育施設機能の観点から考えておりません。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　非常に私もたまに利用するんですけれども、貸切りの状態があるといったような状況で、でも、何かここ10年以上、この施設内がほぼほぼ変わっていないという状況で、10年前の利用者に比べて激減しているというような状況で、何か対策が打てないかというようなことなんですけれども、教育施設として、教育観点からしての考えは、そういった考えなんですけれども、今、まちなかに多目的スペースできますけれども、そういったことも考えてはいると思うんですけれども、やはりスポーツセンターのスペースがかなり空いているところがありまして、勉強できるスペースもできるんじゃないかなというふうに思いますし、２回の卓球のところのスペースも、床がびかびかになって、ワックスがすごくきれいな状態で、全く使われていないというような状況が見受けられますので、そういったことも考えて、なぜ利用されないのかということをもうちょっと考えて、新しい器具を実施するですとか、そういった検証も必要ではないかと考えますけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　髙木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（髙木龍一郎君）　先ほど申しましたとおり、やはり利用人数が減少してきております。この要因としましては、やはりスポーツ団体の消滅に伴いましてスポーツ人口の減少、議員が御存じのとおり、10年前くらいには例えばミニバレーの大会だとかが開催さ

れておりました。それに伴い練習というようなところで、かなり利用人数というのがありましたが、今、そのような大会も縮小され、練習の機会も減って、利用人数が減少しているということが現状ではないかと教育委員会としては分析しているところでございます。

ただ、うちの体育館につきましては、やはりスポーツ振興とそれから健康増進というところに位置づけられております。今後、やはり工夫を凝らしながら、健康増進に向けた何かの取組ができるかなというところも踏まえまして、いわゆるスポーツ人口は減りながらも、町民の健康増進を維持していく施設としての考え方に立って、今後進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　一番不安なのは、利用されないからもうスポーツセンターを使わないと、使いませんというようなことが一番、町民にとっては嫌な話になりますので、そういったことが突然、次年度ないような形で、寮も含めて、そういったことをもう行政のほうは結構やりがちなので、そういったことをしっかりと進めていただいて、訂正しますけれども、一番そこが懸念しているところでございます。ですので、町民のための、そして子どもたちのための施設として、情報発信も含めて前向きに御検討していただきたいというふうに思いますけれども、町長、先ほどの発言はちょっと取り消しますけれども。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　御意見もしっかりと受け止めながら、現在の利用実態というんでしょうか、こういったところもしっかりと把握しながら、先ほどから言われている今後の穂別高校の施設の利活用、さらにはもう既に出来上がっております公共施設総合管理計画というのが大きな視点でありますから、そういったところの観点にも照らしながら、現在取り組まれている関係人口、しっかりと増やしていくんだ、拡大していくんだという意識を含めた復興拠点施設整備事業、これらとのまちなか再生というんでしょうか、これらの周遊性、連関性というのも意識した中での中長期的視点での調査・検討、努めていきたいと考えています。

○議長（野田省一君）　栗原議員。

○１番（栗原健一君）　ありがとうございます。

これらも前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇　中　島　　勲　議員

○議長（野田省一君）　次に、７番、中島　勲議員。

〔７番　中島　勲議員　登壇〕

○７番（中島　勲君）　通告に基づいて、３点について質問いたします。

まず、１点目は、行方不明者対策についてですけれども、最近、本町での行方不明者に関して複数の情報があります。また、高齢者への家庭での見守りが思うようにできないという一般家庭の悩みも聞いております。さらに、複数の町内会会長より、行方不明者が出た場合、町内会単独では初期対応は難しく、行政対応について事案が出されています。

警察庁の発表によると、認知症による行方不明者は年々増加傾向にあると公表されており、その行方不明者は70歳から80歳が多いという結果も公表されております。

ちなみに本町における70歳から80歳までの高齢者は、11月現在で1,470名というふうになっております。このような本町町民の年齢構成に鑑みて、行政として最近の行方不明者の実態をどう捉えているのか伺います。

また、この行方不明者に対する対策について検討されているのか、この２点について取りあえず伺います。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　私のほうから行方不明者対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の行方不明者の状況につきましては、本町において過去に行方不明の捜索要請を受けた事案についてのほとんどが、認知症を患っている方々でございます。また、行方不明以外に、認知症で独居の方が自宅付近でお亡くなりになっていたという事例も発生してございます。

本町の介護認定者の約65％が認知症にある状況で、誰もが関わる可能性のある身近な病気となっております。認知症の方の徘回、不慮の事故等への対策は、重要な課題であるというふうに捉えているところでもございます。

そこで、２つ目の対策の検討状況ですが、これらの課題に対しましては、未然の防止と発生時の迅速な対応の両面から取り組むことが必要だというふうに考えております。

まず、未然の防止に関しましては、保健事業や介護予防事業を通じた認知症予防の推進とともに、認知症サポーター養成講座等による地域見守りネットワークの強化や、認知症高齢者支援ネットワーク制度等の事前登録制度の利用促進を図り、関係機関、町民及び事業者の皆様と連携した地域の支え合いと見守りの意識の醸成、そして体制の充実に引き続き努めて

まいります。

また、新規事業として、通信機能を備えたセンサー等の見守り機器の住居への設置促進に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、迅速な対応につきましては、平時から情報伝達の流れの確認や関係機関・団体等との定期的な情報交換を行い、警察、消防、自治会町内会等と連携した捜索体制を迅速に発動できるよう努めてまいります。

町としましては、今後も認知症の方やその御家族の不安を軽減するため、住民や関係機関との連携をさらに深め、安全で安心な生活環境の確保に努めるとともに、新たな技術や事例の研究等、地域福祉の向上に取り組んでまいりますので、御利用をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　分かりました。

それで、町内会長の意見なんですけれども、私もそう思うんですけれども、結論から言いますと、防犯カメラ、これ、今の台数だと当然少ないし、仮にこういう事案が起きても対応にはかなり難しいということで、要所要所に防犯カメラを設置していただきたいなというのが要望なんです。

それと同時に、これは公的な機関に、自治会に要請するのではなくて、自分たちでやっぱり自己防衛しなきゃならんというときに、例えばＧＰＳ内蔵のシューズ、靴ですね、年寄りはなかなか痴呆になると、携帯持っていなさいといってもなかなか持たないということで、靴にＧＰＳの装置のついた靴があるそうです。そういうのであれば忘れることはないですね、靴履きますから。それは自分たちで自己防衛ですね。

それから、今言った防犯カメラの設置は、公の防衛ですね。個と公の両面でこの問題を対処していかないと、先ほど1,740名ですか、いるわけですから、その方に対する対応というのは大事かなと思っております。

それで、こういう問題は全国的にあるんですけれども、調べてみましたら、釧路市ではこれに取り組んでいるんですね。官民協働で見守りから早期発見、アフターケア、こういう見出しなんですけれども、現に取り組んでいるという情報です。ですから、こういうものを参考にしながら、今現在、むかわでも行方不明者見つかっておりませんけれども、こういう不幸な問題をなるべく早期に解決するように、お互いに、個人で頑張る、公でも頑張るという体制でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　私のほうから、まず、防犯カメラの増設の関係についてお答えしたいと思います。

防犯カメラは、むかわ町防犯カメラに関する規則要領に基づき、町内における犯罪の予防と抑止を目的として、鵡川地区に２台、穂別地区に１台設置し、管理運用をしているところでございます。

現在、増設の予定はございませんが、町民の生命等に危険が及ぶ場合には、既存の防犯カメラでの活用は可能であるほか、町、警察を介して、コンビニエンスストアなどが所有する防犯カメラの情報の提供等の連携について、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君）　もう一点、ＧＰＳ等のそういった技術の活用の部分でございます。

現在も介護保険制度のサービスの中でそういった貸出し事業等を行っているところではございますが、ただいま御指摘いただいたような新しい技術、他の自治体のそういった先進事例、そういったものもケーススタディ等して調査研究しながら、そういったものの充実・強化に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　防犯カメラにつきましては、今、行政のほうから２台という数字が出ました。私は言わないつもりでいたんですけれども、２台しかないんです、こちらのほうには、鵡川には。これを増設するということについては、これは条例の改正等々必要ですけれども、問題は財源なんですけれども、そんなに高いものではないと思っています。

ただ、問題なのは、これは見方によってはプライバシーの侵害ということを考えられるんです。ですから、この辺が設置するときの、警察なり関係機関団体、きちっと整理をして、厳格な運用をしていただきたい、そして台数を増やしていただきたいと思っております。

ちなみに今日の昼のテレビニュースで入ったんですけれども、北九州の中学生の女子生徒と男子生徒、死傷あったんですけれども、犯人捕まりました。この捕まったその原因というかポイントというのは、やっぱり防犯カメラなんですね。これはテレビで検察庁の方が公表していましたけれども、防犯カメラで決定しましたと、決めましたと、分かりましたと、こういうことですから、なおさら全国的にこういう事態が起きている現在、我が町でも少しそ

ういうことを考えて、２か所でなくて、数多く設置をしていったらよろしいんでないかと思います。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　防犯カメラの関係についてお答えをしたいと思います。

今回、行方不明となった事案のケースをちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

実はコンビニエンスストアの協力を得て、警察の要請でもってカメラの解析を進めていったというところでございます。やはり画像が非常に鮮明で、そういった部分では効力を発揮したというふうに思っております。町が設置をしている防犯カメラ等の画像の部分では、やはり相当の開きがあるということでございまして、そういう意味では、こういった防犯カメラ、それぞれつけているところの協力をいただく中での追跡が可能だなというふうに考えております。

今回のケースで言うと、鵡川地区のコンビニエンスストア、そしてまた隣町のコンビニエンスストアカメラで確認をしていったというケースでございます。そういった部分での追跡調査は可能だということで、今回の行方不明の関係で知見を得たところでございますので、こういう中で捜索をしていくということは有益だというふうに考えますので、こういう民間の力も借りながら、行方不明者の対応に当たっていきたいなというふうに思っております。

設置については、やはり先ほど申し上げたとおり、少し慎重な形の中で進めていきたいなというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

これは認知症とかそういう高齢者でなくて、さっきも言いましたけれども、事件ですね。事件についてのやっぱり解決にも非常に効果があるということですから、前向きに考えていただきたいと思います。

それから、次に入りますけれども、鵡川高校存続への行政対応についてでございます。

この問題につきましては、鵡川高校は持続可能な連携型中高一貫教育のモデルプランの形成に向けてと、こういう方針集を出されております。この方針の中で、自らの学校の鵡川高校の課題については、課題の明確化、課題解決方策の明確化を図って、地域社会に貢献できる生徒を育成すると、非常に崇高な教育理念を発表されて実践しております。

特にその中で地域との協働体制については、学校と地域の双方が連携・協働するための組織として、地元自治体、企業、各種団体、小中学校、大学を含め、高校魅力化コンソーシア

ムを立ち上げております。本町のようなこういう小さな町にあっては、まず道立高校があり、そして高校自ら生徒の教育の場を通して、カリキュラムの中で地域活性化の一役を担っているということにつきましては、この鵡川高校の学校運営といいますか、学校方針といいますか、これについては本当に私は敬意を表しております。

一方、この鵡川高校にあっては、近年、新入生募集に関していろいろ御足労されているというふうに聞き及んでおります。先ほどのコンソーシアム、これはすなわち共通の目的を持ち協力し合うグループ、協力し合う仲間という意味なんですけれども、これを踏まえて、地元のむかわ町の高校に対しての支援、対応はどのようになっているのか、また、どのようにしようとしているのか、これについて伺いたいと思います。

具体的に５点ほど挙げてみました。

１点目は、連携校である町立鵡川中学校との連携について。

２つ目、高校における令和７年度の新入生確保への行政対応について。

３つ目、近隣市町村の入学者確保への行政対応について。

４つ目、道外入学希望者への行政対応について。

最後、５番目、野球部員の寮運営実態について。

具体的にこの５項目についてお伺いいたします。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　私のほうから１点目から４点目までについてお答えいたします。

まず、１点目の連携校である鵡川中学校との関連についてですけれども、生徒自身が鵡川高校を将来の進路について考えるきっかけとなるよう、中高の６年間を通してむかわ町ならではの学びである探求学習「むかわ学」を中心に、中高一貫での取組を23年間続けてきております。

２点目、３点目につきましては、新入生確保ということで関連がありますので、一括してお答えいたします。

中学生が入学したくなる魅力的な高校となる取組を支援してきており、町として公営塾の運営、高校魅力化コーディネーターの設置、鵡川高校魅力化推進事業補助金を通して支援を実施してきております。

さらに、町外からの入学者確保については、町長、教育長、校長が苫小牧市内の中学校に訪問し、鵡川高校のＰＲを実施してきております。

４点目の道外入学希望者への対応としましては、東京、大阪で開催された地域みらい留学の合同説明会に参加し、募集活動をしてきております。

また、現在、留学生に対しましては、家賃の一部助成など行っております。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　５点目の質問についてお答えをいたします。

鵡川高等学校生徒寮につきましては、食事提供をはじめとする管理運営を指定管理者である鵡川三気塾管理委員会に担っていただいているとともに、町において生徒寮舎監３名を会計年度任用職員として配置し、生徒指導に当たっております。

なお、現在の入寮者数は、定員54名に対して44名となっております。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　まず、２番、３番の中で説明あったんですけれども、補助金対応というのは、例えば今、実施されていると思うんですけれども、苫小牧から鵡川へ来られる生徒に対しての汽車賃というんですか、それを全額ですか、ちょっと分かりませんけれども、それのことを指しているでしょうか、あるいはそれ以外にまだ補助をしているということなんでしょうか。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　議員おっしゃるとおり、町外からいらっしゃっている生徒さんに対して、ＪＲの定期券について助成してきております。

そのほかに、中高の一環事業として、ボランティア活動、清掃活動や花壇の整備などについても一定程度補助しております。

また、それとは別に、中高生の研修として講演会、今年度につきましては、８月末に開催されました防災復興の事業、町のほうで開催したんですけれども、そちらについて、中学生のほうが参加してまず発表しておりまして、高校生のほうは視聴ということで参加しておりまして、中高で連携して事業に取り組んできている事業について、町のほうでも助成をしております。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　分かりました。

それで、今２名ですか、道外からの留学というんですか、何かよく分かりませんけれども、２名の方、来ておられますよね。この方々の住居というんですか、寮というんですか、住宅というんですか、居場所、これはどういうふうになって、それで補助なんかもあるんでしょ

うか、その辺、ちょっと聞かせてください。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　道外からの留学生なんですけれども、３年留学というのがありまして、そちらについては現在２名いらしています。365という事業ありまして、こちらは高校２年生の１年間の留学でして、こちらについても同じく２名いらしております。

３年間の留学生につきましては、１名につきましては野球部に入っておりますので、野球部の寮に入っております。もう一名につきましては、アパートのほうを借りまして、そちらについて家賃を一部助成しております。高校２年の１年間の留学生に対しましては、こちら、２名とも女生徒なんですけれども、こちらにつきましては、町のほうで住宅用意しておりまして、そちらのほうに入っております。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　今、町のほうで用意した住宅を用意、これは公営住宅か何かなんでしょうか。

それと、３年生、２年生、各々おりますけれども、この方というのは、鵡川高校入る時点で、こういう住宅というんですか、生活の場所がありますよと言って決めているんですか、それとも決まってから決めているんでしょうか。ということは、そのタイミングによって、親としては、ちゃんと行政できちっとした住宅も住むところも用意しているんだなというのと、行ってから探すというのは、これなかなかかなり差があるんですね。その辺はどうなんでしょうか。

それと、もう一つは、先ほどの説明で、女生徒１名が野球部の寮に入っているというふうに聞いたんだけれども、そうではない。それではちょっとおかしいと思ったんですけれども、それともう一回お願いします。

○議長（野田省一君）　山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君）　私の説明がちょっと悪くて申し訳ありません。

野球部の生徒につきましては、男子生徒になります。女性の２名につきましては、高校２年間の生徒が女性生徒です。３年間で来ている生徒につきましては、両方とも男子生徒になります。

先ほど説明しました東京とか大阪のほうで合同説明会という募集活動ありまして、そちらで募集する際に、むかわ町としてはこういう住宅を用意しておりますもしくはアパートのほうに入っていただきますというようなお話をさせていただいて、それで御了承いただいた生

徒が実際に留学されているという実態になっております。

あと、町のほうで用意している住宅なんですけれども、こちらについては、町の教員住宅のほうに入っていただいております。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　分かりました。

とにかくせっかく来ていただいているのですから、できるだけ丁寧に親切に扱うことが、これからずっとあと続くための前提条件と思いますので、頑張ってください。

それと、間口２口ですか、この問題について、非常にいろいろな新聞あるいは情報入るわけですけれども、これに対しては行政としてどうするこうするということにならないんでしょうけれども、何か意見というか案がありましたら聞かせてください。

○議長（野田省一君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　私のほうから答弁いたします。

２間口維持なんです。１学年２学期ということですね。それでこの間、ずっと生徒募集に関しては、先ほど議員が質問したとおり、町内、そして町外、道外含めていろいろと手を打ってきました。いかんせん少子化の流れは全国的に同じであります。そういったことで、分母がどんどん減ってきておりますので、今までは例えば野球部で10名から20名以内、地元からも10名以上、苫小牧からも当然10名以上いたので、絶対１間口以上は確保できてきておりました。

しかし、この近年、苫小牧市内の中学生が減ってきております。道内の中学生も減ってきているのが現状であります。ですので、道外募集、私たち始めたときは、道外高校は10校ぐらいしかなかったんです。ところが、去年、昨年度から、もう今、31校手を挙げておりまして、競争が激化しております。どこでも道外の生徒が欲しいがために、あの手この手でいろんな作戦を練ってきておりますので、それらに負けないような私たちも仕組みを考えながら、今、取り組んでいるところであります。

ただ、いかんせん中学３年生が選ぶことですから、ここはやっぱり中学３年生の心を動かすような何か妙案はないかということで、今でも私たちも悪戦苦闘しながら作戦を考えているところであります。そういったことなので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　分かりました。

高校存続に向けて、ベスト、最善を尽くしてください。もちろん我々も、もう全面的に力を出したいと思っています。

それから、次の３点目に入りますけれども、財務諸表作成についてということなんですけれども、これは自治体の財政力及び資金運用の形態を表示するための基準の表なんですね、財務表。これについては、地方公共団体の会計財務処理についての質問で置き換えてみたいと思うんですけれども、これは平成27年１月に総務大臣通知によって、統一的な基準による地方公会計の整備促進というものを進めたいということで、地方公共団体に対して財務書類の作成について要請されています。

これの目的を調べてみましたら、まず、住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示をすること、さらに財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として活用するものであると。非常に我々からすると本当にありがたい資料だなと思うんですけれども、これについて、本町において、むかわ町において、この総務大臣の要請をどのように受け止めているのか、そして、さらにこの件についていつも作業に取り組んでいると思うんですけれども、どの程度まで進んでいるのかあるいは完了しているのか、その辺についてお伺いします。

○議長（野田省一君）　三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上　祐君）　御質問の要旨に沿いお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国の要請の経過については、先ほど質問の入っていた要旨のとおりでございます。

財務諸表につきましては、重ね重ねになりますが、国の要請に沿い、本町におきましても、統一的な基準に基づく財務書類を作成しているところでございます。また、令和４年度から、監査委員及び議会に対し、その報告の内容につきまして、説明、報告しているところでもございます。

今後におきましても、この財務書類の作成を通じまして、全体的な資産、債務を把握するとともに、財政運営に生かしていきたいと考えてございますので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　そこは取り組んでいるということですけれども、それでは、この大臣の要請というのは、小さい話になりますけれども、まず財務書類を作るために貸借対照表、これを作りなさいと、それから行政コストの計算書、これも作りなさいと、それから３番目に資産の変動計算書、これも作りなさいと、それから４番目に資金の収支決算書、これも作りなさいと、こういうふうになっているわけですけれども、これは例えば貸借対照表、これ

は一般会計、一般企業会計から例を取っているんですけれども、そういう形を取って今進められているのか。

私は、ちょっと今まで財務関係書類、見てきたけれども、行政の貸借対照表というのはちょっと見たことがないなと。バランスシートというんですけれども、バランスシートは、資産と負債があって、費用と収益があって、この４つの部類がお互いによくいきあって、損をした、儲けたというのは変ですけれども、資金が移動したあるいは費用が増えたと、こういうことで判断するんですけれども、この辺はどういうふうになっていますか。

○議長（野田省一君）　三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上　祐君）　先ほど議員おっしゃるように、財務書類につきましては、申し上げましたとおり４表ございます。この４表につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、こちらにつきましては、国の要請に基づき作成するもので、本町においても取り組んでいるところでございます。

先ほど令和４年度から説明をしているということで答弁させていただきましたが、今年度につきましては、今年度中に財務書類の作成と決算においての説明、報告をさせていただきたいというふうに考えてございますし、今年度中の開催でということで、議会事務局とも日程の調整をしていきたいというふうに考えてございますので、その説明、報告の中で改めて財務書類の作成の意義、その財務書類の各諸表の意味合い、こういったところも含めて説明していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　くどいようですけれども、貸借対照表は例えば来年、今でもいいんですけれども、示すというふうに取ってよろしいんでしょうか。

○議長（野田省一君）　三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上　祐君）　財務書類４表の作成はしております。その内容についての報告、そしてその説明、こういったところを今年度中に議会に対しても報告していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　分かりました。ひとつぜひ努力してください。

私がこういう質問をするというのは、今までのむかわ町の財政に対して、そう大きな投資はしていなかったわけですね。大体前年並みあるいは前々年並みということですけれども、今回、災害復旧ということにまつわって相当の大きな資金が投入される予定であります。そ

れをむかわの今の自治体の力で、どの辺の部門を占めているのかということを知りたいわけです。そういうことを思うと、やっぱりこの財務表は作っていかなきゃならんなと。

例えば災害起きたと、土砂崩れが起きたと、山林何千町歩ありますけれども、その山林の価値は、ヘクタールは分かるんですけれども、実際、価値はどれだけあるんだと、立木を売った場合にはどれくらいになるんだということをきちっと整理をしていかないと、数字でつかんでいかないと、なかなか何十億の資金を投入していますといっても、大丈夫だとは思うんですけれども、なかなか心配な点があるわけで、そういう点から質問しているので、了解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　答弁で担当のほうからも申し上げておりますけれども、ここ２か年も説明をしてきているところでございますけれども、今年度についても、しっかりと先ほどから出ている財務書類の４表ですか、この辺の皆さんに対しての御説明というのも申し上げたいなと思います。

言わずもがなでございますけれども、財務諸表の数値、こういったところを基にした自治体経営分析あるいは戦略というんでしょうか、こういったところも含めて、今後の自治体運営の判断材料として重要な位置づけ、ポイントとされていると捉えているところでもございます。

○議長（野田省一君）　佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君）　御存じのとおり、一般会計につきましては、現金主義会計というような方式を取っております。現行の予算決算の制度は、予算の適正、確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しているところですけれども、片やこのバランスシート、発生主義会計ということでありまして、ストックフローの情報を一覧的に把握するというようなことで作成をしているというところであります。これにつきましては、現金主義会計を補完するという役割があるというふうに押さえております。

このバランスシート、今まで指標につきましては、御存じのとおり、例えばこの間の財政力指数の議論もさせていただきましたけれども、そのほかに起債制限比率ですとか経常収支比率、実質赤字比率や実質公債費比率、将来負担比率など、財政を計る指標というものはたくさんありますけれども、またこのバランスシートを使うことによって、例えば資産形成度、住民１人当たりの資産額だとか効率性、住民１人当たりの行政コストというものも明らかにできますので、こういった財務書類を公開することで、また違った側面からむかわ町の財政

力というものを判断していく材料としていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　中島議員。

○７番（中島　勲君）　最後になりますけれども、私がこういう疑問というんですか、この財務の問題についてどうなっているのかなといって調べてみたら、北海道の道のホームページ、この中に総務大臣の通知による会計処理をしているというのが、本町載っていないですよ。これは令和６年11月末です。現在です。それはいいんですよ、載っていなくていいんですけれども、そういうところの数字に対する敏感さというんですか、こういうものはちょっともう少し敏感にしていただきたいなということは、道のほうに言えば道のほうは、ここの町村はやっていますよと。私、調べた範囲では、２つの市、２つの町、胆振管内ですよ、名前は言いませんけれども、２つの市と２つの町がやっていますよと、ちゃんと丸ついている。むかわは空欄、やっていないということなんです。

そういうこともあったものですから、実際どうなのかなという思いしていましたけれども、今聞きましたら安心しました。

以上で終わります。

○議長（野田省一君）　しばらく休憩いたします。

再開は午後３時30分とします。

休憩　午後　３時１９分

再開　午後　３時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　東　　千　吉　議員

○議長（野田省一君）　次に、５番、東　千吉議員。

〔５番　東　千吉議員　登壇〕

○５番（東　千吉君）　５番、東　千吉でございます。

令和６年第４回町議会定例会において、通告のとおり一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、１点目です。農業支援について。

①和牛繁殖経営支援について。

飼料、資材の高止まり傾向に加え、素牛価格の低迷が続く中、令和６年の和牛経営は非常に厳しい。令和６年補正及び令和７年当初予算に検討は加えられているのかどうかお伺いしたいのが１点目です。

それから、２点目、素牛販売において、経営によっては損益分岐点を下回る販売価格で推移しているケースがあり、専門であればあるほど経営難に陥っている経営者がおります。後ろ向きでありますが、その経営者に対しての経営精算資金の利子補給とかを検討しているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　国内の農業を取り巻く環境につきましては、飼料、資材のみならず、肥料、そして燃油等によっての国際価格の高騰、さらには円安の進行、こういったこともあって高止まりの状況というのが続いております。農業経営、そして畜産経営にも大変大きな影響を及ぼしていると受け止めているところでございます。また、国内及び道内の畜産経営の飼養戸数、年々減少傾向にあります。本町におきましても、５年前と比較した場合、４戸減少している状況であります。

このような状況の中で、本町、和牛繁殖経営の飼養頭数、ほぼ横ばいとなっておりますが、御案内のとおり、素牛の価格というのは数年前と比較すると低迷しており、厳しい状況となっていることは承知をしているところでもございます。

こういった状況を踏まえ、現在、昨日成立しております令和６年度の国の補正予算、この予定している重点支援地方交付金、これを活用した対策について検討を進めることとしております。

なお、重点支援地方交付金につきましては、農林漁業の対策をはじめ、町として全体的に有効活用できるように、調査・検討してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、２点目の利子補給についてでございますが、現段階、広域農業協同組合等から町への協議等は、今現在、ございませんので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　ＪＡとまこまい広域穂別支所のほうへ今年度の状況を伺いにまいりました。その中で、和牛のいわゆる繁殖経営の非常に経営難が見受けられるというお話ございましたので、先ほど町長、答弁ありましたけれども、近々に広域ＪＡの穂別支所のほうから

そういう要請もあるかというふうに思いますので、そのときにはよろしく御検討のほどお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと項目が多いので、次に進んでいきたいと思います。

２番目です。本町の介護老人保健施設の在り方についてでございます。

①両地区を超えて、町としてしっかりと検討する必要があるのではないか。これについてお伺いしたい。

②特別養護老人ホーム鵡川慶寿園の移設も視野に入れていかなければならないけれども、人口減による高齢者の数を鑑み、最低限の施設の在り方について町行政として検討する必要があるのではないか伺います。

③築約50年を経過する愛誠園が、このままだと100床のうちの現在の60床どころか、ゼロになる可能性もある。40、50床確保でも大切な施設を町として検討する必要があるのではないか。９期の介護計画も含めて検討しているかどうか伺いたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　御質問の両地区の特別養護老人ホームの内容でございます。

介護老人福祉施設についてでございますが、まず１点目、両地区の介護関係施設、そして、サービスの在り方、これはそれぞれの地域の特性というのを踏まえながら、実情に見合った中での町全体の課題として検討するものと認識をしております。

続きまして、２つ目の人口減を見据えた最低限の施設の在り方につきましては、現時点で具体的な収容人数等は明らかになっておりません。

それと、本町の65歳以上の人口、平成29年度までは増加傾向でございましたが、30年度以降、減少しているところです。一方で、85歳以上の高齢者数は横ばいから増加となっておりますが、令和27年頃には減少していくものと推計がされており、施設等の建て替えの計画に際しまして、こうした将来予測、これを踏まえての調査・検討というのが必要であると考えているところでございます。

３つ目の施設の検討でございますが、町として将来を見据えた、中長期を見据えた中での町内に必要とされるサービス、さらに施設の適正な配置、床等の持続可能な運営規模というのを各法人とも協議しながら、第９期計画中に明らかにし、法人における具体的な計画づくりに役立てていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。第９期中に明らかにしていきたいと。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　ちょっと長くなりますけれども、穂別地区の愛誠園、愛誠会を支援する過去の旧穂別町のまちづくりのときの理念から経過を確認していきたいというふうに思いますので、ちょっとしばらく長いんですが、お聞きいただきたいと思います。

昭和49年９月21日、特別養護老人ホーム整備の必要性の町民の声を受け、社会福祉法人の設立に向けて協議が始まりました。翌年、昭和50年６月３日、役場町民課内に事務局を置き、法人設立準備に入ってございます。その年の12月３日には、社会福祉法人愛誠会設立を認可をいたしまして、同日登記申請、12月10日登記をしてございます。

愛誠会は、穂別のとき、人間健康宣言のまちづくりへの全面協力、昭和52年７月５日、第３回愛誠会理事会において、全面協力の承認が決議されてございます。愛誠園工事のとき、いわゆる町がどういうふうな支援をするかという内容について、担保に代わる損失補塡を受けるということで、町の予算、債務負担行為を議決してございます。

平成２年11月29日、愛誠会第７回理事会において、愛誠園建設時の償還財源をさらに町から支援を受ける。町３月定例議会での債務負担行為議決に当たり、町民に福祉還元を図る施設の開放をさらに進めるよう努力をして、町民要望に応えるということの内容を、全会一致で承認をしております。

さらに、平成３年12月25日、町は町施設民営の理念に立脚した新生愛誠会経営理念により、理想の社会福祉事業に専念するよう、愛誠会の決意を求めてございます。

旧穂別町と鵡川町の当時の合併協議においてですけれども、平成17年２月25日、最終回となった第７回穂別町鵡川町合併協議会での協議の積み上げにおいて、当時の山口鵡川町長ほか委員から、穂別町の11項目の課題は尊重すると発言があり、確認をしております。尊重否定や軽んじられた姿勢であれば、合併は成立しなかったのではないかと伺っておりますし、11項目中の４に、公設民営的福祉産業として定着した愛誠会支援が明記をされというふうになってございます。

以上を鑑みて、代々町長となられた竹中町長のこの期の集大成として、令和７年の任期のこの期の終期において、改めて町長としての考えと今後の方向性についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　愛誠会も含めて、２つの社会福祉法人関係については、これまでも一貫して答弁の中でもお答えをしているかと思います。

既に築、それぞれかなり経過しているよということから、建物の老朽化が進んでいると認

識しております。それと、特別養護老人ホームの施設整備というのは、町として重要な課題とも認識をしております。この間の雇用の創出、さらには地域経済、町の振興も含めて、貢献というのは多大なるものがあるとも認識をしているところでもございます。

今後の施設の改築等の整備、これからの高齢者人口あるいは介護認定者の推移、それと高齢者の方々の居住環境の整備、必要なサービス、こういったところを踏まえた支援が必要であるとも捉えているところでもございます。

そのため、冒頭でも申し上げましたが、さきの答弁でも申し上げましたが、第９期の介護保険事業計画の中にも重点項目として位置づけをして、高齢者の住まい、移動の資源整備、施設協議などを、今回整備方針の作成をこの３年間で図るということでうたっておりますので、御理解を願いたいと思います。もちろん法人と協議の上の方針でございます。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　よろしくお願いしたいと思いますし、調査・検討、必要と感じているという町長のお言葉ございましたから、ぜひ早くにお願いしたいと思うのが、③の部分でございます。もう既に老朽化が激しいし、実は平成29年の耐震の基準を愛誠園は満たしておらないようでございます。そしてさらに、愛誠園、愛誠会の現状を見るに、いろんな施設事業の部分をやっておりますけれども、法人全体の決算のいわゆる過去10年の事業活動収支を手元にございますけれども、それを見てみますと、平成30年９月地震がございました。このときから実は一変をしているわけでございます。

この耐震化もしていない部分もございまして、修繕保全関係の部分については異常に上がっていて、平成30年以降、２、４、５年、令和５年までの６年間を見ると、軒並み収支差額が赤字になってございます。ちなみに、ちょっとその赤字額、述べさせてもらいたいと思いますけれども、平成30年1,872万、元年1,127万、２年2,070万、３年3,800万、４年6,500万、そして５年は3,980万、約4,000万でございます。

先ほど３番、本当に喫緊だと言ったのは、ここでその他の財務状況の表のまとめた部分がございますけれども、積立金いわゆる赤字経営をしているときに、どういうふうにして事業を継続していくかという部分では、積立金しかないようでございます。その積立金の５年度の最終積立金が１億570万程度にしかなってございません。

年間、例えば令和５年は3,000万ですけれども、令和４年6,500万とかといったら、この２年で１億、積立金の額がいわゆるこの２年で収支差額に行っちゃうということで、もう設備修繕、施設の整備等に、これ以上の今の現状を何とか維持するための修繕だとか設備にその

積立金を導入していく状況にないという状況にある。極めて非常に難しい時期に直面しているという感じを受けているわけでございます。

したがって、そういう部分では、先ほど私も言いましたけれども、この令和７年、我々、町長も同じ任期の部分、１回目、最終、集大成の部分で町長にこの２代目の合併町としての合併当時の沿革、それから歴史も含めて、ぜひここで決断をいただいて、来年の当初予算にここの部分の合併当時の内容も踏まえて、ちょっと前へ進むアクションを述べていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　今、来年度の予算の関係について、ここでアナウンスすることは控えたいかと思います。

しかし、先ほどから重ねて申し上げておりますように、今の第９期の介護保険、さらには後期高齢者の保健福祉計画の間違いなく重点施策の一つとして、基本目標の中にも位置づけておりますように、高齢者居住環境の整備として特別養護老人ホーム、それと高齢者住宅等の施設整備に向け、しっかりと関係機関と連携協議をしながら、施設整備方針の作成をまず図っていきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　今までもう何年も町長も町長になられてありますけれども、私が議員になって２期６年、７年。特養老人ホーム経営の具体的なお話について伺った気がしてございません。いつも鵡川の慶寿苑とスタートラインを１つにしてやっていかなきゃいけないという気持ち、考えはお伺いをしております。しかしながら、当然、慶寿苑の移設、津波関係の危惧もありますから、そういう部分も含めて、ここの部分もありますけれども、愛誠園については、非常に老朽化している上に、やっぱり地域の住民の期待度も非常に高い。愛誠会の事業内容を見ても分かりますけれども、実際の事業の人員は220名になってございます。職員数も160名になってございますから、この経済的効果、地域の在の過疎地のここの部分についての大事な施設であり、我々が、私を含めてですけれども、例えば70歳の人間が行く行くこの特養にお世話になるということの想定も、当然していかなきゃいけません。

多分、最低の経済状況でない方々については、有料老人ホームの選択肢、当然あると思いますけれども、なかなか年金生活あるいは零細の第一次産業の人たちの親の心配、ここの部分は行政としてどういうふうに今の現状等を見たときに考えていくかということは、非常に重大な部分というふうに私は捉えてございます。その部分で、ぜひとも早い段階でそういう

地域住民も含めたあるいはそこの対象になる老人の安心を求める気持ちに、ぜひ対応、ともに気持ちを一つにして、前向きに安心感を与えてあげていけるような町行政をお願いしたいと思います。

愛誠園の改築については、非常に今後の修繕の最低限の修繕修理計画見てみますと、本当に愛誠園の部分だけ、愛誠会事業の愛誠園の改築改修の部分だけでも、相当な経費をここ二、三年で計上しなきゃならない状況になっているという、現状、非常に現実的な数字の積み上げをしているようでございます。ぜひ行政のほうもそういう愛誠会の声にしっかりと耳を傾けていただいて、早急に地域の部分も含めてぜひともそれはもう検討していただきたい。これは合併のときに我々、旧の穂別町民が非常にずっと継続を望んでいた部分でございますので、町長、その辺をお汲み取りいただいて、よろしくお願いしたいという部分です。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　一度、東議員も第９期の介護保険の事業計画、もう一度照らしてほしいなと思うんですけれども、これまでの実績の評価ということで、数度と何回となく法人の皆さんとのやり取りというのもしてきていることは事実でございます、事務方も含めて。その中で、現時点でございますけれども、町内の法人との協議をしてきておりますが、具体的な内容の確定には至っていないというのが現実でございます。それを踏まえながら、改めて重ねて申し上げますけれども、この期間中にしっかりと法人と向き合いながら、施設整備方針の作成というのを、協議を進めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　すみません、よろしくお願いをしたいと思います。

次にいきたいと思います。

３番目、さくら認定こども園について、９月定例会以降の状況についてでございます。

ここは既に議会の中でも、総務厚生常任委員会のほうで所管の事務調査として数度にわたり綿密な検討がされた部分でございますけれども、私の部分から２点ほどお伺いしておきたいというふうに思います。

第１点、第三者委員会の調査結果報告ございましたけれども、実は私、二者会議も含めて三者会議、その他の会議に出席をしてございます。その中で、水平執行、いわゆるどちらにも寄らない立場で話をずっと聞いていたつもりで、自分ではございますけれども、どうしても気になる部分がございます。

当初、６月にまだ第三者委員会の調査結果報告出ないときに、運営者側はその調査結果報告、勧告書に載っているその結果報告を見る前の軽はずみな言動については控えたいということで、欠席がございました。しかしながら、保護者等の不安を払拭するために、町側は開催をしたわけでございます。

その中で、やっぱりちょっと気になった部分がございました。その後に、その調査結果が出た後に、先般、三者会議もございました。その間、二者協議、町と運営者側の話もあったと伺いをしておりますけれども、その中で、僕は調査の結果報告について、パワハラはなかったというふうにお伺いをしました。ただし、不適切な言動はあったというふうにありますけれども、この中で僕は、主文、パワハラはなかったというふうにあったとするならば、それで前へ進んでいただきたかったなというふうな気がしているんです。その次の段階を言っていくと、せっかく結果を出た部分にまた水を差す可能性があるのではないかという懸念をしてございました。

三者会議のときも、その部分についてそういう内容等で会議も進んでいきましたけれども、やっぱり、しかしながら、ただ不適切な言動があったという一言もあったように記憶をしています。そこを言わないような形で行くことで、僕は最初から仲良くやってほしい、これが地域経済にも、全体にも、間違いなく前向きな形になるというふうに思っておりましたし、今でもそういうふうに思ってございます。

そういった部分では、せっかく結構なお金をかけて第三者委員会を設置して、その調査結果出て、皆さんに報告をされたという部分を真摯に受け止めながら、その内容等で、じゃ、これからどういうふうにしていくのが本物の連携協定、そしてまた子どもたちに安心・安全を与えることができるのかという部分に頑張ってやっていきたいというふうに思っているので、その点についてお伺いしたいというのが１点目です。

それから、議会報告会にもございました保育士確保についてでございますけれども、運営者側のほうから、随分いろんな募集をしていたけれども、さっぱり保育士が来ないということが非常に問題になっているようでございます。今まで町側の連携協定の部分あるんだからというふうに思っておりましたので、行政も、ＳＮＳによる非難中傷に、そんなことはないんだと、これからこういうふうにするよということで、お口添えをいただいて、少しでも保育士の確保について連携援助するような形が望ましいのかなというふうに思っております。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　町長。

○町長（竹中喜之君）　通告は、質問要旨では、９月定例会議以降の状況となっているんですが、遡りの業務も含めて議事進行上の判断をお願いします。

○議長（野田省一君）　一般質問の質問事項については、９月以降のということで受けておりますので、９月以降の内容で、それと第三者委員会の内容をこれ以上、深堀りしますと、名誉棄損あるいは公平な立場の議会という部分で崩れるおそれがありますので、その部分については、公平な立場で質問するようにしてください。

まず、第１答目は、町長から一般質問を受けた、事前にあった９月以降のという部分で町長は答弁をお願いいたします。

先に町長から答弁を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　質問要旨にございます９月定例会以降の状況でありますが、行政報告でも報告しましたように、９月定例会以降につきましては、町と運営法人、まず二者会談において、双方の意思の疎通、課題の解決、情報の共有、相談体制の強化、こういったところを図ることが、これからの課題として双方で確認されたところでございます。

これまで町の対応としましては、12月から穂別総合支所内にこども園、そして子どもの発達等に関する窓口というのを新設し、相談体制の強化を図ってきております。これは９月以降です、もちろん。

また、12月12日には、三者会議を実施して、これまでの協議経過というのをはじめ、相談窓口の設置などについて報告をさせていただいております。19名の保護者の方々が御出席され、質問、さらには御意見、そしてそれを受けての町、運営法人からのよりよいこれからのこども園の運営に努めることを、改めて皆さんに御説明をさせていただいたところであります。

これからにつきましても、保護者の皆さん、運営法人、そして町の意思の疎通というのをしっかり図りながら、民営化の基本方針、それに基づく公私連携協定書というのを双方が遵守しながら、改善すべきものは改善しながら、こども園の運営体制の強化に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君）　事前に申し上げますが、東議員に申し上げます。

第三者委員会の判断内容に関わるものは、名誉棄損する可能性があるため、慎重に発言をお願いいたします。

東議員。

○５番（東　千吉君）　改めて９月定例会以降の状況についてお伺いしたいというふうに思います。

第三者委員会の調査結果報告を受けて、三者会議が先般、行われました。その三者会議の中で、主文があったけれども、そのほかの内容についても、町側は若干触れた形跡が私、同席していて感じられました。そこは僕は、言わなくてもいいのかなというふうに実は聞きながら思ったんです。そうじゃなくて、それよりも、そういうことを受けながら、連携をどういうふうにやってこども園の運営事業を円滑にしていくか、ここがやっぱり一番大事でないかというふうに感じて聞いておりました。

そういった中で、やっぱり一番大事なのは、町長ほか町側の方たちも口酸っぱく言っておられる子どもの安心・安全、これが大事、適正保育が大事ということが当たり前のことだと私は思っておるんですが、実は子どもというのは非常に敏感で、家族の中で子どもの状況を見て御覧。テレビを一生懸命見ている子どもだけれども、台所の片隅でお父さんとお母さん、ちょっと言い争っただけで、しっかり真剣にテレビ見ているのに感じているんですよ。子どもの情緒というのはそういうものだと思うんです。

そういう部分を、この今までの問題についてあるいは保護者が家の中あるいは園の中で、子どもに聞こえないと思ってやっていても、実は子どもはしっかりと感じる。そういう感受性の高い、子どもはそういう性質だということは、もう十分自分たちが家族を交えて生活している中で分かっていると思うんです。僕が言いたいのは、子どもの安心・安全をうたいながら、実は子どもの安心・安全を奪っているのは大人たちだというふうに、私はこの間、感じております。

そうじゃなくて、いつも運営者側にも言っているんですけれども、仲良くやってくれと。仲良くやっている姿を子どもたちに見せることが一番大事なんだということを、常日頃、言っている部分です。そういったところに視点を置きながら、連携協定たるもの、協定書等についても十分に検討を重ねながら、前に行っていただきたい。

運営者については、令和４年からの運営です。まだ３歳ですよ。もう何十年もやっておられる町方は、しっかりとそこに手を加えて進言する、指導する。その中でも、心の温まる内容をお願いしたい。活字でやり取りしていて、それでそこに、僕は活字、悪いとは言っていない。活字にはやっぱり言葉よりも心が込もっていないんですよ。そこをやっぱりちょっと考えていただきたいというふうな内容です。

そして、保育士の確保についても、５人も来たけれども、結局デジタルタトゥーで、全然

駄目だよというところに、行政のアドバイス、指導あるいはまたそういう採用してほしいという人たちに安心感を与えるような行動も連携の一つではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　９月定例会で採択されておりますさくら認定こども園に関する請願に関する附帯決議、議員の皆さんで採択されているかと思います。その中で、保護者の求める安心して子どもたちを通園させられることができる環境、これを早期に整えること、町と認定こども園が合意している民営化の基本方針、それに基づく公私の連携協定を遵守すること、保護者を含めた公平な三者会議において、早期に子どもたちが安心して通園できる環境を整えること、これは東議員も一緒に採決されているかと思います。その相互理解を進めることを見極めていきたいとの決議と私も受け止めております。それを受けての、その内容を踏まえてのこれまでの二者面談、さらには三者会議と受け止めていただきたいと思います。

協定書の中にもあります町の関与、指導体制、ここも信頼関係というのをしっかり意識しながら、これからに、これまでをばねにしてしっかりと連絡連携協定にのっとりながら、子どもの最善の利益を含めた、仲良くやる保育園づくり、町としても進めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　すみません、ちょっと資料、どこかに行っちゃったので、記憶にあるところで話をしていきたいというふうに思いますけれども、資料なくなった。

やっぱり今、町長おっしゃったように、前向きな形でお互いに理解のできる範囲をしっかりと課題をあからさまにしながら前に行く、ここは非常に大事だというふうに僕も思っているんです。ただ、それをずっと長い間やっていくあるいはいつどうなるか、先見えないような状況に僕は不安を感じているんですよ。だから、二者会議もやった、三者会議もやった中で、一つずつでもいいから前に進む努力をできれば互いにお願いをしたいという内容です。

ちょっと、今、資料ないので、それ以上は申しませんけれども、間違ったことは間違ったと深く反省をして訂正をするあるいはそのことをお互いに相手方にしっかりと心から謝罪をするものは謝罪するということを、保護者に対しても同じです。そういう部分をやりながら、一つ一つ前へ向いていく、このことをお願いをして、次の項目の質問に行きたいというふうに思います。

次は、ＰＦＡＳの対応についてでございます。

①さきの定例会で質問した後、北海道新聞に全国の検査についての内容が掲載され、全国の７か所の中にむかわ町が入っており、47ナノグラム、１リットル当たりですけれども、の警鐘を鳴らしたことを受け、地元町民より不安の声が上がってございます。国際的な基準より日本の基準が甘いことから、住民自らアクションを起こそうとして、その支援について伺いたい。

これはどういうことかと言いますと、今年12月17日の北海道新聞の社説でございます。ＰＦＡＳと水道ということでございますけれども、この中に、実は国が定めた安全性の目安となる暫定目標値、これが先ほどから言っている水道水１リットル当たり50ナノグラムということであるんですけれども、今の石破首相は、国会で検査と公表を義務づける考えを示しながら、暫定目標値をより厳しい規制である水道法上の水質基準に格上げする方針を示したというふうに社説に書かれてございました。

これはどういうことかというと、前回の一般質問でもお話ししましたけれども、日本の暫定目標値は非常に高いんです、欧米から見て。少ない先進国については、１リットル当たり４ナノグラムを基準として厳しい対策取っている国もございます。それが今、水道のいわゆる水道法上の水質基準ということで行いたいという石破首相の考えだというふうに思ってございます。

ということで、この１リットル当たり４ナノグラムの厳格化を日本も参考にすべきだという部分も含みながら、地域では原因が不明だというふうに今の簡易水道の水質調査では言われておりますけれども、この原因が不明だということが、一番住民に不安を与える内容です。原因がはっきりしていれば、それをどういうふうにしたらいいかの解決策を検討することができる。しかしながら、原因が不明ということは、対処のしようがないということです。そういう部分を考えたときに、その受益者、その水道を利用している地域住民は、何らかの形でその水質を、検査水準を見ながら、不安を払拭するためにいろんなことを考えるのではないかというふうに思ったので、その住民の声を今回届けたいというふうな内容でございます。

②に、この高い数値に対し、今、同じことを言いました、すみません。原因の特定ができないことが不安を募っていると。飲料水には、当然ミネラルウオーター等ありますけれども、水道から出る水、食器の洗浄、お風呂の水利用というような部分には限界があります。ＰＦＡＳについては、なかなか自然界で溶解できないという内容がございますから、そのまま使って、しかもそれは年を経るごとに減っていくんじゃない、蓄積はするという悪い内容の部分でございますから、そういう部分について、ＰＦＡＳが体内に与える影響については、非

常に検討していく必要あるし、数値の高い地区については、支援が必要でないかというふうに思います。

一応、じゃ、浄水装置を設置したり、他のことを検討しているという町民がおります。ほかの地域でも、日本じゃないんですけれども、ほかの国の地域でもそういうことに対して行政がしっかりと支援をしていくという、もう時間だね、内容がございますので、それについてちょっと伺いたいと思います。すみません。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　１点目と２点目につきましては、関連しますので、一括で答弁とさせていただきます。

ホームページでも公表しておりますが、直近の10月16日に実施した検査では、41ナノグラムパーリッターとなっております。

人体への影響については、発がん等の関連が報告されておりますが、どの程度の量、身体に入ると影響が出るのかについては、十分な知見がまだありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準等の検討が進められているところです。

今後は、国の専門会議で調査研究を進めている段階となっていますので、国の動向により北海道と連携して対応を進めてまいります。

仁和・栄水源は、国の暫定目標値以内であることから、支援については今のところ考えておりませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　そこが水質上の厳しい数値になるということを検討してもらって、ぜひ検討内容について住民に諮っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、５番目のコンポストについてですけれども、訂正箇所があります。

安平町は助成しているという内容ですが、これは違いますので、訂正削除をお願いしたいと思います。

このコンポストとＳＤＧｓ、カーボンニュートラル構想に対して、どうなのかということで、町の検討の内容をお伺いしたい。

○議長（野田省一君）　横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

カーボンニュートラルというところの観点で言いますと、まず、安平町のほうは助成等の

支援は行っていないところだったんですけれども、コンポストにすることよって、ごみの減量によりCO_2の削減というところも図られるというところは、議員と同じ認識でございます。

町の考え方としましては、脱酸素の観点で、ごみの減量化に向けて、町民、事業者、行政が協働して、食品ロス、ごみ処理対策などのいわゆる３Ｒ、リデュース、リユース、リサイクルの実現に向けた持続可能な循環型社会の形成を目指していくことは重要と捉えているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　平取町外２町における燃えるごみや生ごみもごみとして燃やしております。この熱量は大きいので、ＳＤＧｓあるいはカーボンニュートラルで、今後、生ごみについて検討する余地はあるか伺いたい。

○議長（野田省一君）　横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　本町のごみ処理業務については、生ごみに関しても、平取町外２町衛生施設組合で行っております。分別や処理方法の変更や助成の支援などは、構成町会議で調整することとなりますが、現在のところはそのような考えはありませんので、御理解願います。

○議長（野田省一君）　東議員。

○５番（東　千吉君）　時間ですので、やめたいと思いますけれども、各町は生ごみと燃えるごみ、別々にしてございます。ぜひＳＤＧｓ、CO_2削減には生ごみの熱量の消費が非常に大きいということも含めて、分別してやるよう検討しながら、前向きにお願いしたいと思います。

以上です。

◇　北　村　　修　議員

○議長（野田省一君）　次に、11番、北村　修議員。

〔１１番　北村　修議員　登壇〕

○１１番（北村　修君）　定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まず、第１点目は、高齢者対策ということで、私の通告は、加齢難聴に苦しむ高齢者、高齢難聴者の補聴器確保対策について支援をお願いしたいということでございます。よろしく

お願いをいたします。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　補聴器の購入の補助制度、聴力レベルが70デシベル以上ですか、の聴覚障害による身体障害者手帳交付者に対して、障害者総合支援法に関わる補装具支給制度というのが適用されます。また、医師によって治療等で必要と判断され購入された場合には、医療費の控除の対象となります。

難聴は、聴力レベルの幅が大きく、加齢性難聴だけではなく、他の要因による難聴もあり、難聴の原因を含めて検査をした上で、補聴器の必要性、有効性というのを判断し、適切な補聴器使用を勧めることが必要となります。

補聴器購入費用の助成につきましては、助成の目的によって対象というのが変わるため、有効性を判断した上で、内容を精査することが必要と考えております。有効な内容、方法等の調査研究が不可欠と考えられるために、町内外の実情、そして国の動向というのも注視してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　私が求めているのは、加齢性難聴でございます。そこで、先ほどほかの方から認知症に関わるお話もございましたけれども、この認知症の最大の要因の一つが難聴だというふうに言われているんですね。そういう中で、今、全国各地で言えば、2021年に35自治体であった加齢性難聴への助成というのが、その昨年は120自治体、そして、今年１月で見れば238自治体まで広がる。特に新潟県、東京都を中心にという形になっているんです。これが、このいろんなそういう高齢者の病を防いでいく、元気な暮らしをつくっていく、そういう上でも大切だということで出てきたんだろうというふうに私は思っているんです。

そこで、私、なかなか助成をする、これは難しい話かと思っているんです。道内でもまだ20余りの自治体しかありません。ですから、そうそう簡単にはいかないと思うんですけれども、併せてやっぱりこの対策として、加齢難聴を発見する、そういうこの聞こえのためのシステムづくり、そういうふうな対策をつくっていく必要があるんじゃないか。

私は、我が町の介護事業で高齢者対策もずっと見させていただきましたけれども、残念ながら難聴に関わる部分がないんですよね。これはやっぱり１つ付け加えていただいて、これらの対策、いろんな病気で相談会なんか開いても来られないという場合が多いかもしれないけれども、難聴のような、耳が聞こえないんじゃないですか、聞こえづらいんじゃないです

かというような話合いだったら、いろんな人が相談会だとか来てくれるという場合もあろうかと思う。そういうような対応を、まず我が町として始めてはどうかというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（野田省一君）　酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君）　議員御指摘のとおり、高齢者の難聴の方が認知症の発症リスク、そういったものを高めるというように言われておりますけれども、耳の遠い方が社会参加をためらうので、コミュニケーション不足に陥るというような懸念があること、事実でございます。

まず、介護予防の取組といたしまして、聞こえにお悩みを持つ御本人、その御家族の皆様に対しまして、加齢性難聴の特徴や予防などに対する、そういった部分の理解を深めていただくことが必要と考えておりますので、そういった部分、町広報等を通じてそういった理解を深めるという取組とともに、実際にこういった難聴に関する実態の把握というのはできていない状況でございます。様々な健康指導ですとか介護の関係でいろいろ面談する機会も多いかと思います。そういった取組を通じた中で、そういったお悩みをお持ちの方々の実態の把握にも今後、努めてまいりたいと思います。ともに、そういった予防につなげていく取組ということで深めていきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

今、言われた内容は、高齢者事業の一つとして、我が町としても高齢者聞こえの支援事業、東京都なんかでは聞こえの支援事業という形で事業体があるんですよね。そういうものとして捉えてよろしいのかということが１つです。

それから、やっぱりそういう中には、なかなか我が町には耳鼻科もありませんので、そういう専門的な人たちにも来ていただいて、そういうようなことを希望するような人たちには集まっていただいて対応するとか、そういうぐらいまで考えていってもらえるというふうに取っていいのかどうか、その辺の検討状況というのはどうなんでしょうか、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君）　今の検討状況といたしましては、そういった専門の方をお呼びしてというようなところまで深まっているところではございませんが、まずは先ほど言った実態の把握ですとか、そういった機会を通じて適切なそういった専門医による診断、診察が必要とされるような部分であれば、そういったところを結びつけるような部分あるいは実

際に補聴器ですとか、そういったものが必要とされるのであれば、そういった専門のところでの相談といったことに適切につながるような形の取組といったことを実施していきたいというふうに考えてございます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　先ほど言いましたように、全国的には相当、300を超える自治体がそういう状況をつくり出しておりますけれども、北海道では残念ながら22かな、そういう状況なんですよ。ですから、まず、我が町での独自の取組ということもありますけれども、北海道においてこれ、やっていただくということを、行政としても強く要望していただくと、そして少なくても新潟県でやって、新潟のほとんどの自治体がそれをやるというようなところまで発展している県もあります。そういう方向に持っていっていただくというふうなことで要望していただく、よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　現在、国においても、高齢難聴者に関する調査研究、これは押さえているかと思うんですけれども、聴覚障害の補聴器による認知機能、こういったところも含めた低下予防効果を検証するための研究というのが進められております。

また、地方６団体の一つでもあります全国市長会、こういったところからも、制度の創設を求める要請も出されております。国の公的制度としての実施すべきといったところを基本にしながら、町としても国の動向をしっかりと注視していきたいと考えております。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　よろしくお願いをいたします。

ということで、２つ目に入りたいと思いますが、２つ目には、介護事業についてであります。

私はこの中で今回取り上げているのは、今、御存じのように、介護の事業の訪問等々の報酬が引き下げられる、こういう状況になって、全国各地で事業所がこの事業をやめざるを得ないという事態が続いてきています。そういう中で、我が町にあっても、訪問介護をする事業所に会って話を聞きますと、現状のまま推移するあるいは残念なことに最低賃金なりが次に上がると、もう事業の継続ができないというふうな嘆きが聞こえてまいります。

こうしたことに対する対応として、私は国にこの報酬の引き下げたものを元に戻せと、引上げろということは大事ですけれども、そこまでいかない場合には、せめて町としてこれらに対する何らかの事業者支援、こういうことも考えていかないと、町からホームヘルプ事業

がなくなるんではないかというふうに思っているんですけれども、その辺のことについて見解を求めるものであります。

○議長（野田省一君）　酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君）　介護事業についての御質問にお答えいたします。

今年度の介護報酬改定により、訪問介護に係る基本報酬が唯一マイナス改定となっておりますのは、ただいま御質問で御指摘のとおりでございます。

町内をエリアとしている訪問介護事業所は２事業所ございまして、それぞれ厳しい運営環境に直面されていることは、町としても認識をしております。

現時点で介護報酬に係る直接的支援の予定はございませんが、訪問介護は高齢者や障がい者をお持ちの方々の日常生活を支える重要な役割を担っており、その基盤を守るため、研修等の実施に係る負担軽減のためのサポート、こういったものを引き続き行うとともに、国、道、道内市町村の動向はもとより、事業所の状況を注視してまいりたいと思いますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　今、お話しされることは私も分かるわけで、また、こういう事業所への直接支援というのはあまりないかもしれないなと思いながら、町としては、これまで人材派遣事業へのそういう支援とか、そういうようなことはやってきているわけなんですけれども、しかし、実態として我が町で言えば、この訪問介護、何とかやってください、お願いしているような形ですよね、事業所へ。そうでなければ、隣町まで行って頼まなきゃならないという、そういう人確保の上でも大変な状況、また、事業者にとっても、今の現状の中でやるというのは、本当に大変だということなんですね。

併せて言えば、今回、国がこの訪問介護で報酬を引き下げたというのは、この一定の都市部なんかでは、計算上、利益が出ているんじゃないかということで引き下げたというんですね。しかし、こういう地方、私たちのような町では、１件当たりが遠いんですよね、町から町まで、町の端から端までというのは。東京都のような中で、集合住宅の中で行けば、これはもう１時間に何件も訪問できるような状況もあるかもしれない。そういうふうな違いがあるにもかかわらず、そういう規定になっている。ここのところ、本当に私たちは許されないと思っていますが、この改善はまず第一だと思っていますが、そうはいっても、本当にこうした事業が町でなくなると、これを求める高齢者というのは大変だというふうに思うんです。

また、町の９期介護計画、これを見ますと、やっぱり一番課題は在宅介護ということにな

っているんですよね。そういう意味でも、この辺のところ、もっと現実を直視した対応というのは、今後検討されるべきではないかというふうに思っているんですけれども、改めてその辺で何か御意見あれば伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　現実を直視するという観点でございますけれども、訪問介護に関わる基本報酬の引下げ、それに加えてのエネルギーをはじめとした物価高騰の影響、こういったことにより、それぞれの事業者、町としても大変苦慮されているものと認識をしているところでございます。

そのため、農業関係でも申し上げましたけれども、先日、昨日成立しております国の令和６年度の、まずは現実直視ですから、補正予算で物価高騰対策として盛り込まれた重点支援地方交付金、こういったところも活用した支援策というのもしっかり調査してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　そこ、１つは大事なところだというふうに思っています。

ただ、この点で介護への重点加算のようなものも国のほうは言っています。しかし、残念なことに、これらはこの12月だけです、みたいな対応のようなんですね。それでは、来年、再来年、どうなるのという話になるわけで、そこら辺のところをしっかり見ていただきながらやっていただきたい。

私は、先ほどからいろんな議論ありましたけれども、例えばあまり言っちゃいけないかもしれないけれども、町の支援事業として、１時間当たり4,000円の報酬がもらえるような支援というのがあるわけなんですよね。介護のところへの支援であれば、そんなになくてもいいじゃないかというようなことも、そういうことも出てくるような内容もあります。ですから、ぜひ検討していただきたいということを求めて、次に入りたいと思います。

３つ目は、子ども支援事業であります。

この中で私が今回取り上げているのは、認定こども園の対応についてでございます。

先ほどもるる御議論がございましたけれども、今回、町長のほうから改めて行政報告でお話がございました。私は正直言って、今回の行政報告にある意味、期待をしていました。やっぱりこの今、こういう混乱している状況をどこかの形で、どこかの内容で方向性をつくるということなんです。そういう形なんだろうというふうに思うんですけれども、私はちょっと残念だったなと思うのは、先ほど述べられた内容は、９月の定例議会での行政報告とほぼ

変わりません。変わっているので言えば、二者会談が回数が減っているとか三者会談ができたとかということはありますけれども、あと相談窓口がという話もございましたけれども、何が変わっていないかというと、残念だったのは、情報共有だとか協定を重視してという形で終わっちゃっているということです。この点、本当に残念だなと思いながら聞きました。

そういうことをちょっと前提にしながら、改めて伺います。

１つは、この認定こども園におけるこれまでの事業運営改善を求めてきた勧告とした内容について、その後の対応等があれば伺っておきたいというのが１つ。

２つ目には、住民から出された請願を議会は可決をいたしました。先ほどもされておりましたけれども、それらについて行政として当然何らかの対応、アクションなりがあって当然かなというように思っていますが、それらについて見解を伺うものであります。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　１点目の関係でございますけれども、９月定例会において回答したとおり、法人から勧告について改めて町の考え方について示してほしいといったような要請もあり、８月７日に町の見解というのを示しているところでもございます。

その中で、第三者委員会で提言のあった外部の相談窓口の早急な設置については、法人より設置の今、準備を進めているとの報告を受けております。

また、協定書の附則事項において、町に協議がないまま内容の変更されている点につきましても、近日中に協議書の提出がされる予定でございます。今後、協議を行っていく予定です。

引き続き、議員はまだまだ事足りないということですけれども、まずは向き合う姿勢、そこをしっかりと大事にしていこうじゃないかということの確認が取れたことは、さらにはその接点となる相談窓口が設置されたといったことも、一つ一つステップにつなげていくものであると捉えているところでもございます。引き続き適正な運営に努めていただくよう、協議をしてまいりたいと思います。

２点目につきましては、行政報告において９月定例会以降の報告をしておりますので、割愛をさせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　私は、これまでの私、何回か、６月、９月と取り上げてきました。そのたびに私の質問の趣旨は、何とかこういう地域で子育てをする、していただける、こういう状況が出てくるのであれば、それは非常によいことなんだから、そういう立場でやって

いくようにならないかというのが、私は基本姿勢だったというふうに思っています。今でもその姿勢は変わりません。

ただ、この間、聞きますと、私も穂別の人とお話をさせていただきました。そうすると、やっぱり現実は、現状は何も変わっていないんだ。子どもがけがして帰ってくることもあるんだ。土曜日の日には、小さい子どもは預かってもらえないというふうな、そういうこともある。そういうほとんど内容が、現状が改善されていないのかなと思わざるを得ないようなお話が聞かされます。私はやっぱり、今、私たちがやることは、こういうことに対してどう向き合うかということだというふうに思っているんです。

町はこの間、相談窓口をつくったりしましたけれども、その辺で改めて伺いますけれども、先ほど今、町長が言われたように、私は今回質問に出したこれまでの改善を求める内容がどうなったかということについて、11項目はもう言いません。直近でお聞きしたいと思っています。８月７日に町が５項目にわたって要請をしましたよね。これ、非常に大事だというふうに思っているんです。この内容は、合わせて言えば、北海道が指導監査に入ったときの内容がほとんど含まれています。これは事業の運営そのものの改善。これらについて、この５点、どういうふうな状況になっているんでしょうか、改めて伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　菅原企画町民課長。

○企画町民課長（菅原光博君）　こども園との対応につきましては、これまでも事務レベルで数回にわたって協議を行ってきてございます。この中でもそういった町が求めております勧告に関わります窓口の設置ですとか、そういったところにつきましては、引き続き協議をしながら進めているところでもございます。

また、さくら認定こども園の窓口設置でございますけれども、こども園との連携協定の下、相談体制の強化を図るべく、こども園との連携を取りながら、保護者の相談対応ですとか苦情解決に当たることを目的に、子育ての全般、こども園の相談、苦情、発達支援に関する総合的な相談窓口を設置しているところでございます。実際にこの相談窓口に当たっている職員も、週に二、三回、園のほうに行きまして、そういった実際に上がってきている苦情といいますか、相談事ですとか、そういったものを園とも共有しながら、解決に向けて進めているところでございます。そういった先ほど議員おっしゃったような内容も、その相談員のほうには入ってきておりますので、そういった中で今後、協力しながら、そういった保護者の安心のための活動を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　いや、私が今、質問したのは、８月７日に町が運営者に対して、施設運営の改善勧告についてという形で５項目出しています。ここは、これは非常に大事な内容だと思っているんです。特に、ですから、これ全部回答いただきたいというふう思ったけれども、そうでなくてもいいんですけれども、仕方ありませんが、少なくとも例えば勤務体制の問題で、園長、副園長の業務が整理されていないとか、そういうのが出されています。北海道からの指摘の中にも、管理者と園長なり副園長という、そういう職場の管理者、運営者と職場の管理者、こういう違いをはっきりさせなさいという指摘もあったというふうに思っているんですけども、そういう内容に基づいて行政としても８月７日にこれ出したんだろうというふうに思うんですが、そこら辺の整理、やっぱりここら辺の整理ぐらいちゃんと、これはもう協定にも入っているわけですから、協定に基づいた形でちゃんとした運営ができるようにやっていく、これは非常にまず基本中の基本でないかというふうに思うんだけれども、その辺でこの５項目の内容について、今のやつには具体的に答弁いただきたいというふうに思います。その他についてもどのように捉えているのか、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　答弁を求めます。

矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君）　ただいま上がりました園長、副園長の勤務体制につきましては、８月29日に北海道の指導監査が入りまして、そこも一部確認をされている段階で今精査中でございます。

５項目にわたりまして、双方共通認識を持って、現在、正式な協議書の提出を待っております。事務レベルで今後、改善に向けて協議をしていく予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　８月７日のこの勧告について、今、答弁、持ってないなら致し方ありませんけれども、今言われた北海道からの８月29日の通常監査、この問題についても、９月議会で私の質問に対して、町長のほうから、８月29日に通常監査がございました。そして、そのことについては、鋭意、今精査中ですということでありました。今、聞きますと、この８月29日の道の通常監査の結果報告が、まだ出されていないということですね、指導監査。私は、これは異常な事態ではないかと。異常といったら、ちょっと大げさかもしれないけれども、ちょっと厳しい状況ではないかというふうに思っているんです。やっぱり何らかの課

題があってなっているんじゃないかと。

通常であれば、これまでもそうでしたけれども、道のこの通常監査の結果は、すぐ目の前で報告するなり何なりということが、大体通常です。これがこんな期間、８月から現在まで報告されていない。これはちょっと私は考えられないなと思うんですけれども、やっぱり予測されるには、これまでの道の２回にわたる指摘事項等々から見ていくと、道の設置許可権者として、これではいかがなものかというふうに思っているかもしれないなという気さえ勘ぐってしまうんですけれども、この辺のところ、どのように考えているんでしょうか、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　菅原企画町民課長。

○企画町民課長（菅原光博君）　町といたしましても、監査が行われた後、通常１か月ほどで出るというふうにお聞きしておりました。その後、なかなか園のほうにもそういった報告がないということで、町からも数回にわたって道のほうには確認しておりますが、つい今週も確認してございますが、現在精査中ということで、そういう回答でございますので、今のところまだ出されていないという現状でございます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　私は、今回たくさんの形でお聞きしたいと思って質問用意していましたけれども、時間の関係もあるので、ここにちょっと集中したいというふうに思いますが、この道の監査の結果が報告されないという事態は、これはちょっと看過できないなという感じがしているんです。なぜなら、これまでの道の２回の指摘を見ると、運営に関わるもの、それから保育園の保育士さんたちの労働といいますか、保育時間なり、そういうものに関わるもの、それから保育士さんの中で主任保育士がおり、専任保育士があって、そういった、じゃ、子どもをいろいろ分担されて見ることになっているんだけれども、ここの区分けがちゃんとなっていないとか、そういう指摘がほとんどでした。

だとしたら、私は、ここに大きな課題が出てくるんじゃないか、そんなことになったら本当に大変だなというふうに思っているんですけれども、その辺のところ、どんなふうに受け止めているのか、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　先ほども担当の課長のほうからも触れられたように、つい先日も北海道のほうに状況はどのようなものでしょうかといったときに、やり取りの中で見させていただいたのは、町とそれと今の保育園の向き合い方といったところもキャッチボールしながら、

かなり指導監査、うちだけではないもろもろのところが業務として重なっているんですというふうな報告を受けておりますので、今日は余談を持った答弁は控えますが、この議会を終わってすぐ私のほうも、振興局の直に局長のほうにしっかりと確認をしていきたいなと思っています。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　よろしくお願いします。

それで、併せてお伺いしておきたいんだけれども、この間、協定等々の関係もあって、園側、運営者側は社会福祉法人のそういう資格も取るよと。そうでないと、町の勧告にあったように、現状の法人でいくと、宗教教育みたいなことで指摘もされたことあるように、そういうことになっちゃうので、そういうふうなことになるということなんですけれども、園でいえば、保育園をやるには特段の資格は必要はないわけですけれども、しかし、それなりの形を取っていく、そしてやはり事があったときに、そこにきちっと対応できる。例えば不慮の事故だとか、そういうことがあった場合に、ちゃんとそこに対応できる、それの資産の裏づけだとか、そういうようなものが法人としてはしっかり備わっていかなきゃいけないんですよね。

またそれが、そういうことが、親御さんたちが安心してそこに子どもを預けられるという要因の一つにもなろうというふうに思っているんですけれども、そういうことを含めてどんなふうにこの現状を考えているんですか、お伺いしておきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（野田省一君）　本日の会議時間は、審査日程の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（野田省一君）　答弁を求めます。

菅原企画町民課長。

○企画町民課長（菅原光博君）　社会福祉法人格の取得につきましては、当初、応募資格の中でも、社会福祉法人格を有していない法人については２年以内に取得することとしているところでございます。これにつきましては、引き続き園のほうにも求めていくような形となりますが、社会福祉事業を行う事業者としましては、公益性が高く、保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力を有し、継続的に安定した公私連携型保育所の運営ができるものであることが求められていることからも、社会福祉法人格の取得をこれからも園に求めて

まいりたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　私、今、幾つかお伺いしましたけれども、時間の関係で今の内容についてはもう置きますけれども、やっぱり議会で附帯決議をつけた採決とはいえ、これは可決なんですよ。附帯決議にもあるように、附帯決議の最後に何て書いてあるかといったら、これらについて、これからも十分ちゃんと見ていくぞと、そして対応するというふうになっているんですよ。ですから、私もやっぱりそういう議会の立場はやっていかなきゃいかんなというふうに思っているところなんですけれども、やっぱり住民が求めた公営公設にということは、当面そこにはいかないということにしても、いかないならいかないという形の中で、ちゃんと本当に今、課題になっている親御さんたちが心配している、そういうものに対して、一つ一つこういうふうに改善報告が出ている、つくれるというような、そういう安心感が本当に得られるような方向を行政として私はつくるべきだというふうに思っているんです。そういう報告があってしかるべきだというふうに思っているんです。

その点では、何か今、まだいろいろ話合いの途中なんだろうとは思いますけれども、ああいう一つの方向でいくということになれば、やっぱりそういうものをきちっと、駄目なもの、ここは難しいものは難しいとしながら、やっぱりこういう方向を目指したいというようなことは、やっぱりはっきりと打ち出していく必要があるので、そういう意味で本当に請願を出された皆さんにも安心感を持っていただくというようなことにつながるんじゃないかと思いますけれども、そういう方向にぜひお願いしたいと思うんですが、その辺どうでしょうか、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　先ほど東議員とのやり取りでも申し上げましたが、議会の皆さんの９月の採択された決議内容、そういったところも踏まえながら、しっかりと共通認識を持ちながら、協定書の根本にある基本事項、そして協定書というのをこの機会に、この際、しっかりと向き合いながら、改めるものは改めながら、そして今までの反省というのを通しながら、町としても意思疎通というのをしっかり図りながら、さらに前に向けて相互理解を深めていきたいと考えておりますので、それを見極めていただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　またこれらについては、今後、機会あるごとに私も地域の皆さんの声を聞きながら、またお伺いをしていきたい、そして議論をしていきたいというふうに思っ

ています。よろしくお願いします。

ということで、最後になりますけれども、４つ目、図書事業についてお伺いをいたします。

特に私の場合は、今回はこのむかわの四季の館の中にある図書の問題でございます。

１つ目は、図書、いわゆる図書本ですね、これらの選定等々の在り方について、どのような状況で行われているかということも含めてあるいはどういう趣旨というか、どういう種類でということになっているのか、そこら辺を含めてお伺いします。

それから、２つ目には、司書の方々の待遇改善といいますか、そういう人たちの実態についてお伺いをするものであります。

３つ目には、図書館を利用する方々の中にも、いろんな要望があろうかというふうに思っております。例えば私のところには、月刊誌のもうちょっと、今見たらかなり10種類ぐらいあるんですけれども、もうちょっとこうというような要望もあるようでございます。そういうような要望があった場合に、どのように管轄している行政、教育委員会としては方向を持っているのか、この辺について伺っておきたい。

以上です。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　それでは、質問要旨に沿ってお答えをいたします。

１点目の質問につきましては、新書や利用者ニーズを想定した書籍を中心に、リクエストがあり、購入可能な書籍、冊数の少ない分野で蔵書として適切であると考えられる書籍等を購入しております。

また、雑誌等につきましては、限られた予算の中で購入することから、できるだけ分野的に重複しないものを購入しております。

２点目の質問にお答えいたします。

鵡川地区のまなびランド図書室に勤務されている職員は、四季の館の指定管理者である株式会社果夢工房の職員であることから、事業法人の規定に基づいた待遇となっております。

また、法令や最低賃金等を反映した待遇改善を行っているものと認識しております。

３点目の質問にお答えいたします。

基本的には、リクエストカードにより要望をいただいた上で、要望数や蔵書としての適当性、予算などを考慮した上で、購入または他の図書館からの借用による対応をしております。

なお、入手困難な書籍、ゲーム攻略本、一般的な漫画本については、御要望にお応えできない場合もありますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

そこで、もう一、二点お伺いします。

１つは、図書の選定の在り方で、これは図書選定委員会とまでいかなくても、そういう複数のスタッフなり何なりという形は取っていないんですか。やっぱりある程度、教育者なりそういうものに精通した人たちなどを集めたり、また一般の人の代表も含めたりして、意見を聞くというのも大事かと思うんですけれども、そういうことはやっていないのかどうか伺います。

それから、２つ目には、司書の問題ですけれども、これ、果夢工房の中に入っているんですよね。しかし、司書の皆さんというのは、やっぱりそれなりの資格を持ってやっている、いわゆるマイスターですよ。そうであれば、やっぱり今言われたように、最低賃金の何とかそういうものに回れていますというんじゃなくて、やはり皆さんに準じるような、そういう扱いとして、僕は教育委員会なり何なりの中に入っていただくような、そういう待遇があっていいんじゃないかというふうに思うんですけれども、改めて伺います。

それから、３つ目になりますけれども、今、午後からの開館なんですけれども、午前の開館という、午前中から開けるということになると、どういう状況になるのか。午前中から開けてほしいという要望もたくさんあるんですけれども、そこら辺についてお伺いをいたします。

○議長（野田省一君）　松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本　洋君）　ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

まず、図書選定の方法等についてですが、有識者等の御意見をいただきながらとかというような組織ですとか会議体をもっての選定については、しておりません。まなびランド図書室職員の中で、いろんな新しい新書等のリスト等を入手いたしまして、その中で今までの利用者の方の傾向ですとか、町の特性、例えばむかわ町ですので、化石に関するものですとか、そういった特性を考慮した選定を行っていただいております。

司書の待遇等につきましては、この間、このまなびランド図書室につきましては、平成９年に四季の館開業の際から、旧ブックセンターの蔵書及び機能を移管した図書室ということになっておりまして、平成19年にその移管に当たりまして、当初は果夢工房のほうに委託と、その後、指定管理という形になりますが、その中で図書室職員の配置につきましては、専門的知識を有する職員、いわゆる図書司書を配置することということで、果夢工房側として確

認を取っております。

事業法人の職員ということもありますので、教育委員会としてその待遇等について突っ込んだ発言ですとか要望はできない、しづらいというところもありますので、特にその処遇について果夢工房と教育委員会、協議していることはありませんが、当然、事業法人としてそれなりの待遇をしていただいているものと認識をしております。

午前の開館につきましては、夏期休業中ですとか冬期休業中いわゆる児童生徒さんの夏休み、冬休み期間につきましては、午前中からの開館をしておるところですが、こちらも平成18年、四季の館移管したまなびランド図書室となったときから、基本的に午後１時から午後８時までということで運営をしておりますので、今後、いろんな利用者の方の御意見もいただきながら、今後、いろんなことを考えていきたいと思っておりますが、やっぱり職員のそれこそ待遇に関わる部分もございますので、慎重な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○１１番（北村　修君）　時間がありますので、司書の待遇、それから本の選定、これらについても、もうちょっと金を、予算を持っている教育委員会として、本当、責任ある立場で対応していただきたい。このことを強く申し上げて、質問を終わりたいと思います。

時間がありませんので、これで終わります。ありがとうございました。

まだあるのか、時間。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　私のほうから指定管理者の所管でございます商工観光戦略グループのほうから、四季の館の人件費につきましては、委託料としてお支払いしている形になっております。

また、その中の図書室の職員につきましては、正職員、契約社員、パート、３名体制で事業を運営しておりますので、その部分を委託料で算出し、お支払いしているものでございます。

また、そのうちの１人につきましては、図書館司書という扱いになっておりますので、こちらは、先ほど松本主幹からも答弁ありました果夢工房の法人の規定に基づきまして給与を支払っていることとなっておりますので、御理解をお願いします。

◇　津　川　　篤　議員

○議長（野田省一君）　次に、12番、津川　篤議員。

〔１２番　津川　篤議員　登壇〕

○１２番（津川　篤君）　第４回定例会に当たりまして、通告に基づきまして、大きく分けて２点に分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず、今後の町の財政確保についてお伺いするものであります。

新たな多額の大型工事が今、まさに控えておりますが、これまでにもししゃもパークあるいは今後、予定されている穂別に建つものも入れますと、これだけで30億を超えるということになりますので、これらについて、今後、我が町としての財政力をどのように確保しながら前へ進もうとしているのか、まずもってお伺いするものであります。

○議長（野田省一君）　続けて。

○１２番（津川　篤君）　ちょっと町長のほうから指摘されましたので。

ただ、これだけの財政を出動させるということになると、やはり我が町の一次産業である農業に大きな影響を与えていくのかなというふうな懸念も予想されるので、そのあたりとの兼ね合いが、今後において財政上、問題ないというふうに、農業者が安心して農業に取り組めるような裏づけ財政をしっかり構築できるのかどうなのか、このあたりも併せて質問をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　まず、１点目でございます。財源の確保対策ということでございます。

事業規模に限らず、それぞれ各種事業を執行していくためには、とてもとても独自財源だけでは飲めませんので、国、さらには北海道からの補助だとか支援だとか特定財源、そして有利起債というんでしょうか、そういったところも利活用しながら、こういったところを念頭に取り進めているところでもございます。

そして、議員の御指摘にある物価高騰、社会経済情勢、著しく今、大きく変化をしようとしているところではございますが、計画的で規律のある財政運営を通した財源の確保、さらに政策的、そして投資的な施策を通しながら、新しい一般財源の獲得につなげていくため、各種事業を取り進めていきますので、まずもって基本的姿勢を御理解願いたいと思います。

それと、２点目の基幹産業、農業政策です。これにつきましての影響という御質問ですが、農業は本町の主要な基幹産業であり、第一次産業の活気というのが、まさに町の元気そのものともされているかと思います。

これまでＪＡの鵡川、ＪＡのとまこまい広域、この連携というのを図って実施してきてお

ります地域農業活性化推進基金事業をはじめとしながら、水田活用交付金の見直しに伴う水田の農業緊急対策事業、さらには担い手確保対策等々を取り組み、また、災害により強い生産性の高い農業基盤を築くため、国営かんがい排水事業、道営事業実施等を進めてきたところでもございます。

今後につきましても、国の今、進められております食料・農業・農村基本法、これに基づく農政の基本理念だとかあるいは政策の方向性というのを注視しながら、財源の確保に努め、本町の基幹産業である農業というのを衰退させない農業政策というのを図っていく考えでおります。

いずれにしても、各種の政策につきましては、事業間の調整、こういったところが必要となってまいりますので、これまでも進めてきております選択と集中、こういったところを基本にしながら、弾力性のある財政基盤の構築及び行政運営を執り進めていくものでありますので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　大変力強く答弁をいただいたわけですが、いずれにいたしましても、こういった大型事業をやると、次にやっぱり緊縮財政というふうなことを当然、考えていかなければならないというような状況が出てくると思うんですよね。そういった場合について、予算編成ではいろいろ問題もあるんですが、まず予算の優先順位としては、今、言われている子育てだとか、それから介護だとか、こういったものを最優先にしながらも、やっていかなければならない。

さらには、先ほど町長が答弁の中で申されたように、やはり我が町は農業の町ですから、これらのライフラインをしっかりと見極めた上でやっていただかなければ、当然、農業者が町税の多くの税金は今、農業者がほとんど払っているという現状であるので、それらも踏まえながら、今後においても、こういったものの整備にやはり最善を尽くしてやっていただくということが私は大事じゃないのかなというふうに思っておりますが、その点について、前の決算審査特別委員会の中でこういった発言あったんですよね。担当課長が、従来の事業の見直しも視野に健全化を目指すというふうな答弁があったんです。この健全化を目指すというのは、何を指して健全化というのか、このあたりがちょっと決算審査の中では十分な煮詰まった議論ができなかったものですが、そのあたりについて、今思い当たる節があれば御答弁をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君）　大型事業を控えているということであります。これまでの議論の中で、幾度となく補助金を獲得をして、起債については交付税措置率の高い起債を取りに行くというようなことで申し上げているところであります。

とはいえ、交付税措置率が高いといえども、やっぱり借金をするということには変わりがないわけですから、今後、先ほど財政指標のちょっとお話をさせていただきましたけれども、実質公債費比率ですとか、将来負担比率またはさらには経常収支比率、そういった指標を活用しながら、いわゆる持続可能な財政運営というものを目指していきたいということ、それと中期財政フレームというものを今後、作成していくということになりますけれども、計画を立てた上で、フレームに沿った先ほど申し上げましたとおり持続可能な財政運営をしていきたいというふうに考えております。決算審査特別委員会での発言内容といたしましては、そういった内容でございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　農業政策については、大変、今、厳しい状況というか、土地の流動化の中において、やはり暗渠排水だとか、そういった農地の整備事業をやらないと、なかなか借りてくれる人もいないという現状があります。こういったものについて、自己資金ということになると、相当また農業者の皆さんが苦しむ状況が出てくると。こういうことであっては、やはり農地の流動化というのは進んでいかないだろうと。

そういったときに、行政としてそういったものに対する支援体制というのが、今後取っていけるのかどうなのか。もちろん経済団体との兼ね合いもありますけれども、そういった自治体全体でそういうものが支えられるのかどうなのか、そういった新たな事業を模索して出せるというふうな状況にあるのかないのか、ここだけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　食料の、先ほど申し上げましたけれども安全保障、そして、食料・農業・農村基本法の改正、これは言わずもがなでございますけれども、食料基地の北海道の一端を担っているむかわ町として、蓄積された農業基盤、さらにはこれから進めなければならない農地基盤の整備というんですか、こういったところも含めながら、いろんな自然災害とかございますけれども、危機にあおられるのではなくて、危機にしっかりと備えていくんだということで、これは情報提供でございますけれども、農協の組合長、それと土地改良区の

理事長、それと農業委員会の会長、私と、ちょっとこういったところの将来展望もやっていこうじゃないかという組織化というのも出来上がりつつありますので、これから何日か後にまたそういった会議も行われますので、そういうところも含めながら、農業基本に対してのこれからの持続可能性というんでしょか、関係性、関わり代というのをしっかり持ちながら、力強い農業、努めていければなと考えております。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　まだまだちょっと聞きたいんですが、ちょっと体調のほうがあまりよくないということで、もう一つ、２点目の質問です。

空き家空き地対策というふうなものがあるわけですが、前回、決算委員会のときもこれらについても、請け負ったものがほとんど調査が終わっているというふうな状況だったんですが、今後、この空き地空き家対策を行政として、これが終わった段階で次のステップにいくときに、これをどのように生かしてまちづくりをしていくのかという指針があれば、ちょっとお示しをいただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　私のほうから一般質問の質問の要旨に沿ってお答えしたいと思います。

本町におきましては、空き家の有効活用によって、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き地空き家バンクの登録事業を開始して以降、所有者等の特定調査のほか、町民が安全・安心して暮らすことができる生活環境の保全と空き家等の利活用の促進を目的として事業を進めているところでございます。

質問要旨にあります２年間で行った進捗状況と成果ということでございますが、昨年度の対策業務におきましては、以前調査しました物件の現況の確認のほか、まちなか再生に向け、市街地における空き地や利活用の可能性がある物件の調査、確認を行ってきているところでございます。

また、有資格者、宅地建物取引士を業務に充てることにより、両地区で開催した空き家対策セミナーの参加された方々を含め、相談ができる機会を提供できたことは、成果と受け止めているところでございます。

この業務を経て、今年度は利活用可能な物件の所有者を特定して、売買や賃貸を考えている方々の立場となり、相談やアドバイスを実施、市街地の物件のほか、新聞のお悔やみ欄を活用した調査を継続的に行っているところでございます。

また、10月に市街地外や新たな情報を得るため実施した折り込み広告によって、町民の方々からも問合せが今、新たなものが出てきている状況でございます。

現在では、相談内容により、町の空き家バンク登録の紹介や町内外の不動産事業者への取次ぎも行える仕組みが構築されつつあります。

町の目的の一つである、今後、空き家を増やさない取組と合わせ、町民が少なからず抱える将来への不安の解消につながる事業が進められていると考えているところでございます。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　いろんなこれから空き家バンクに対する考え方があろうかと思うんですが、ただ、ここで１点心配になるのは、最近亡くなる方も非常多いわけですが、こういったときに、お子さんが東京だとか北海道に住んでいない、そういったときに財産放棄をすると。これは、もう家は要りませんよと、だからもう自由にしてくださいみたいな、こういったものが出てきたときに、行政側としてはどういった責任においてそれらの処理をしていくのか。それらを今後、土地もついているだろうと思うんですが、そういった利活用の方法というものを当然、考えていかなければ、これからますますこういった状況というのは増えてくると、減ることはないというふうに思いますので、その辺の基本的な考えがあれば、どのような利活用をしていくのか、そういうふうな方法があれば、ちょっと御答弁を願いたいと思います。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　まず、利活用を町でするという前に、まずは空き家になりそうな物件について、情報をいただければ事前に御相談できるかなというふうに思っています。やはり空き家になってしまってからでは遅いのかなと。

先ほど議員のほうからありましたとおり、今では相続放棄というのも認められているところでございますので、実際に使わなくなる可能性がある物件につきましては、将来的に向かった相談も今、受けていると聞いておりますので、もし議員が把握している情報があればもちろん寄せていただきたいと思いますし、この事業を町が今、行っているということも広めていただくことによって、そういう事案が少しでも少なくなるような取組の一つとして考えているところでございます。

○議長（野田省一君）　津川議員。

○１２番（津川　篤君）　当然、私もこの町に住んでいるからには、いい町になってもらいたいという願いもあります。そういった中で、やはり私、個人的に調査したときに、やはりむ

かわの市街地の中にも、何軒か地主さんがいないと。それで、私のほうから追跡調査をしていったら、いや、もうそれは財産放棄しましたよというふうな言われ方をしているので、これは後ほど担当課にどこがどうだということも、情報がある限りは発信したいなというふうに思っておりますので、迅速な対応をしていただければというふうに思いますので、これで一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会　午後　５時３２分

令和６年第４回むかわ町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和６年１２月２０日（金）午前１０時開議

町長提出事件

第　１　報告第　７号　専決処分報告に関する件
（損害賠償の額の決定に関する件）

第　２　報告第　８号　専決処分報告に関する件
（損害賠償の額の決定に関する件）

第　３　報告第　９号　専決処分報告に関する件
（損害賠償の額の決定に関する件）

第　４　承認第　５号　専決処分につき承認を求める件
（令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第５号））

第　５　議案第６０号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件

第　６　議案第６１号　むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案

第　７　議案第６２号　むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

第　８　議案第６３号　むかわ町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

第　９　議案第６４号　むかわ町樹海温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

第１０　議案第６５号　むかわ町アースギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

第１１　議案第６９号　むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

第１２　議案第７０号　むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第１３　議案第７１号　むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

第１４　議案第７２号　むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例案

第１５　議案第７３号　むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案

第１６　議案第６６号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）

第１７　議案第６７号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第１８　議案第６８号　令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第１９　議案第７４号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）

議員等提出事件

第２０　認定第　１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件

第２１　認定第　２号　令和５年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件

第２２　認定第　３号　令和５年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件

第２３　認定第　４号　令和５年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件

第２４　認定第　５号　令和５年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件

第２５　認定第　６号　令和５年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件

第２６　認定第　７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件

第２７　発議第　４号　令和５年度決算認定に対する附帯決議に関する件

第２８　意見書案第１５号　ＩＬＯハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）

第２９　意見書案第１６号　選択制夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）

第３０　意見書案第１７号　「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）

第３１　所管事務調査報告の件

（総務厚生常任委員会）

（経済文教常任委員会）

（議会改革等調査審査特別委員会）

第３２　閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

（復興拠点施設等整備事業調査特別委員会）

（議会改革等調査審査特別委員会）

第３３　議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	栗原健一議員	２番	伊藤恵美議員
３番	古内みゆき議員	４番	奥野恵美子議員
５番	東　千吉議員	６番	佐藤　守議員
７番	中島　勲議員	８番	大松紀美子議員
９番	三上純一議員	１０番	小坂利政議員
１１番	北村　修議員	１２番	津川　篤議員
１３番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井　巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一
総務財政課主幹	三上　祐	情報防災対策室長	梅津　晶
情報防災対策室参事	関根　徹	総合政策課長	栃丸直士
総合政策課参事	本間　彰	総合政策課主幹	澤田　健
町民生活課長	柴田巨樹	町民生活課主幹	横山貴仁
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	酒巻宏臣
保健介護課主幹	小坂僚介	保健介護課主幹	高橋佳香
保健介護課主幹	加藤こずえ	福祉・子育て課長	熊谷伸一

福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東和博
農林水産課参事	藤野真稔	農林水産課主幹	飛岡雅幸
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	江後秀也
経済建設課参事	菊池功	経済建設課参事	佐藤琢
経済建設課参事	西村和将	企画町民課長	菅原光博
企画町民課主幹	中上紀文	企画町民課主幹	矢野優子
企画町民課主幹	土居悦子	経済恐竜ワールド戦略室長	藤田浩樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	経済恐竜ワールド戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山一樹	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	西幸宏	生涯学習課教育指導参事	池田佳
生涯学習課参事	髙木龍一郎	生涯学習課主幹	松本洋
生涯学習課主幹	山木美幸	選挙管理委員会事務局長	佐々木義弘
農業委員会事務局長	東和博	農業委員会支局長	宮村敦嗣
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	大塚治樹	主査	酒巻早苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第７号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君）　日程第１、報告第７号　専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　報告第７号　専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書１ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございまして、令和６年９月５日に、町道東雲５号線を車両にて走行中、付近樹木の地上から垂れた蔦が車体に絡み、走行車両に損害を与えたことから、示談成立に向け、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和６年10月23日に専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は17万429円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございまして、専決処分日と同日付で示談が成立し、町が加入する全国町村会総合賠償保険により支払ってございます。

なお、原因となった箇所につきましては、速やかに現場を確認、再発防止の対応をしてございます。

平成18年５月９日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第２号に規定する１件

の金額が200万円以下の損害賠償であるため、専決処分をしたものでございます。

以上で報告第７号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第７号は報告済みといたします。

◎報告第８号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君）　日程第２、報告第８号　専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

中上企画町民課主幹。

〔中上紀文企画町民課主幹　登壇〕

○企画町民課主幹（中上紀文君）　報告第８号　専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書３ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は31万5,063円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、令和６年７月29日、むかわ町穂別114番地２の穂別小学校駐車場内において、本町職員が運転する公用車が走行中、駐車されている相手方自動車に衝突し相手方の自動車に損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は100％で、令和６年９月21日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第１項及び平成18年５月９日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第２号の規定により同日付で専決処分をしたものでございます。

以上、報告第８号の説明を終わります。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第８号は報告済みといたします。

◎報告第９号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君）　日程第３、報告第９号　専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

中上企画町民課主幹。

〔中上紀文企画町民課主幹　登壇〕

○企画町民課主幹（中上紀文君）　報告第９号　専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書５ページをお開き願います。

本件は、損害賠償額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は33万4,400円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、令和６年５月13日、札幌市中央区北４条西６丁目の立体駐車場内において、本町職員が運転する公用車が走行中、同じく走行中の相手方自動車に衝突し相手方の自動車に損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は50％で、令和６年11月10日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第１項及び平成18年５月９日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第２号の規定により同日付で専決処分したものでございます。

以上、報告第９号の説明を終わります。

○議長（野田省一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、中島議員。

○７番（中島　勲君）　これは物損事故ですよね。物損事故で33万というのは結構大きな事故だと思うんですけれども、人身については、以後一切関係なしということで示談になってい

るんですか。

○議長（野田省一君）　中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君）　お答えいたします。

こちらの事故につきましては、物損のみというような形での事故と報告なっております。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○１０番（小坂利政君）　事故でありますから、いろんな要素が絡んで起きるということも、我々としても日常生活の中で一定程度理解はするんです。ただ、交通事故というのは、それぞれ資格を持った者同士が運転をし、日常業務をこなす。地方行政にあっても、やっぱりそれについては、強い意識と感覚の中で業務をこなさなければならないという、やっぱり指導的な要素が私は少し欠落しているんでないかなと。基本的なことを守っていれば、事故は起きないんです。

私どもも、職場を持っていろいろと職員に対しても日頃注意はしますけれども、やっぱり基本に忠実でなきゃ駄目だということは日頃言っております。たまたま３件の事故、それぞれ人身に係る重篤な事故ではないということだから済まされる問題と、事故そのものに対する意識の、何というのかな、高めというのかな、運転する者としての自覚を高めるというそういう指導が、私としてはちょっと喚起が足りないというふうに受け取るんでありますが、その辺の職員に対する交通事故、あるいは交通ルールというんでしょうか、遵守という部分についての指導はどのようになっておられるのか、この際お伺いをさせていただきたい。

○議長（野田省一君）　それでは、佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君）　職員に対する安全運転の取組ということでありますけれども、職場に安全運転管理者と副安全運転管理者というものを置いて、その中心に、職員に対して町内の掲示板などを通じて、安全運転の呼びかけをしているところであります。特に若年層の職員については、新採用職員研修等の機会をより活用して、その辺を徹底していきたいところであります。

今回の事故、注意をしていれば防げたであろうと思われる部分もあります。今後とも、「人と旗の波」運動への積極的な参加ですとか、職員への啓蒙活動を継続して、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、これで報告第９号は報告済みといたします。

◎承認第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第４、承認第５号　専決処分につき承認を求める件（令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第５号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　承認第５号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第５号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書７ページをお開き願います。

本補正につきましては、令和６年10月９日に衆議院が解散され、第50回衆議院議員総選挙の選挙期日が10月27日と閣議決定されたことに伴い、緊急に、むかわ町選挙区における選挙執行経費についての所要の補正を地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和６年10月10日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案書８ページをお開き願います。

第１条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,775万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億6,353万9,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書９ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第５号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

２款４項２目、540番、衆議院議員総選挙等事務の1,775万3,000円の追加につきましては、10月27日が投票日でございました衆議院議員総選挙等に係る選挙管理委員会開催経費、広報啓発経費、期日前投票及び当日の投開票経費など、必要額を各節に追加するもので、財源につきましては、歳入14款選挙費委託金、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金を同額計上するものでございます。

以上で承認第５号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第５号　専決処分につき承認を求める件（令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第５号））を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第５号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第５、議案第60号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

栃丸総合政策課長。

〔栃丸直士総合政策課長　登壇〕

○総合政策課長（栃丸直士君）　議案第60号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件について御説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

本件は、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、苫小牧市と締結しております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するため、議会の議決を求

めるものでございます。

当該協定は、苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町がそれぞれ行っている下水汚泥やし尿の処理を、定住自立圏の取組として位置づけ、共同処理を推進するために締結いたします。中心市となる苫小牧市が一括して下水汚泥やし尿の共同処理を行うことにより、施設整備費の抑制や管理運営の効率化を目指してまいります。

協定の変更内容につきましては、別途配付されております議案説明資料により御説明を申し上げます。

議案説明資料の１ページをお開き願います。

定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表に定める別表第１（６）環境の中に、下水汚泥・し尿処理の広域化・共同化を追加するものでございます。

また、苫小牧市と本町とで締結する定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書につきましては、議案書の12ページの記載内容で御確認をお願いをいたします。

なお、今回提案させていただいております協定につきましては、本町を含めた１市３町それぞれの議会による議決後に締結をするものでございます。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　１つお伺いをいたします。

自立圏形成協定の一部を変更するということで、この中身が下水からし尿処理の関係でということなんですけれども、むかわ町も施設がここにありますけれども、正直、老朽化が非常に進んでいて、この広域化というのは以前から話は出ていたわけですけれども、今回この一部改正をするということによって、構成町の間の中で、現実的に話合いが本格的に進めていくというそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君）　横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君）　ただいまの御質問にお答えします。

まず、この広域化の国と道の動きなんですけれども、国のほうでは、平成30年に広域化について通知がございまして、令和４年度に北海道が広域化・共同化計画を策定した際に、広

域化について検討しておりまして、コスト面の優位性などからこの事業を進めているところでございます。

ですので、構成町のほうでも、こういった中身というのは承知しておりますし、あと、これまでも議論をしてきたところですけれども、中身については、まだ事業費の部分とか負担の部分とかというのは、まだそこまでの議論には至っていないというところでございます。

○議長（野田省一君）　ほかに。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　構成町においては、もう中身的には重々分かっていると思いますので、恐らくそれぞれ賛成の意向というのがあるのかなと。そうなったときに、いよいよ本格的にこの議論が始まると思うんですけれども、ただ一つ、個人的にもお願いしたいということは、まだこれから先の話にはなると思いますけれども、今、津波の関係ありますよね。こういったことで、立地場所がそういった津波の影響を及ぼさないというような、そういうことも十分に考慮した中でのいろいろ構成町で議論をしてもらいたいと。これは先の話ですから、正式に各議会でもって議決を得た後に、そういった話合いになると思うんですけれども、本町としての考え方もひとつ持っていただければと思いますんで、その辺いかがですか。まだそこまでいけませんか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　基本計画のほうは、ある程度進んでおりまして、津波の件も当然検討しているところでございます。ただ、詳細については、これから詰めていくような形となりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　基本計画は進んでいるということなんですけれども、じゃ、一体、現在の施設はいつ頃まで使う予定で、この広域化というのは、どのぐらい先をめどにしているのかについてが１点と、それから広域化することによって、じゃ、今かかっている費用と比べてどのように変化していくのかということもお聞かせください。以前から、例えば単独で今と同じような形で施設を改築するとかというときには、どれぐらいの費用かかるのかという試算はされているというふうにはお聞きしていましたけれども、その辺の経過も含めて伺います。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　私のほうからお答えさせていただきます。

今、あくまでも基本ですし、概算の事業費ということを最初に申し上げておきます。令和５年度に苫小牧市のほうで共同化する施設を造るという話になると、一応77億。ただ、これは令和５年当時でございます。ですので、この数字は、当然、今の経済状況からいくと値上がりがしていくというような形になると思いますので、まだこれは仮の数字ということで押さえていただきたいと思います。今のところ、最短で令和14年ということになっておりますけれども、あくまでも最短で、今後の建設方法ですとか、その他の検討事項で３年ほどずれ込む可能性はあるかもしれないということで、そこのところで御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　負担のことをちょっとお聞きしていたんですけれども、当然、各町の、じゃ、負担がどのようになるのかとか、そういうものありますよね。広域だから今出ていましたけれども、人口だとかこれまでの排出量だとか、そういうことが関わってくると思うんですけれども、じゃ、今現在かかっているものと比べて、できるときの負担もありますけれども、そういう基本計画の中には細かな部分もあるかと思うんですけれども、その辺もちょっとお聞かせください。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　分担金の話は、まだ完全に決まっていないというか、これからまだ詰めていかなきゃいけないところです。維持管理費も含めまして、共同化でやったほうが経費が削減できるという試算にはなっています。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　そのときに、今も利用者負担かかっておりますけれども、その辺はどのように変化していきますか。

○議長（野田省一君）　佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤　琢君）　そこのところについては、今後、詳細な検討の中で決まっていくものと考えております。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第60号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第６、議案第61号　むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中上企画町民課主幹。

〔中上紀文企画町民課主幹　登壇〕

○企画町民課主幹（中上紀文君）　議案第61号　むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案につきまして御説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

本件は、穂別市街地の遊休地を活用し、旧自動車整備工場跡地に、平成30年北海道地震で被災した鵡川高校学生生徒寮の仮設寮として使用されていたモバイルハウス合計10棟を使用したむかわ町まちなか交流拠点施設を設置し、来年春より稼働することに伴い、同施設の設置及び管理について必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

説明の関係上、別に配付しております議案説明資料の３ページをお開き願います。

条例を制定する趣旨でございますが、穂別市街地を対象エリアとした復興拠点施設等整備事業Ⅰにおいて、地域の活性化とにぎわいの創出を図り、地域コミュニティの構築、交流人口の拡大を促進するため、むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関し、必要な事

項を定めるものです。

施設の概要等については、説明資料に記載しておりますので、お読み取り願います。

それでは、条文について説明いたしますので、議案書13ページにお戻り願います。

条例第１条は、先ほど御説明させていただきましたが、条例を制定する趣旨を、第２条では施設の設置の意義を、第３条では名称及び所在地を定めております。第４条では施設内の区分について、第５条では施設の利用許可について、第６条では施設の利用制限について、第７条では施設の利用の取消し等について、第８条では物品販売等の許可について、第９条では利用者の義務について、第10条では指定管理者による管理について、第11条では使用料等について定めるものでございます。

なお、使用料については、設置上の趣旨を鑑み無料としておりますが、スペースの占有及び営利を目的として利用するときには有料としております。

第12条では、施設及び備品の関係の損害賠償について定めるものでございます。

終わりに、委任として第13条を定めます。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

議案第61号　むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　ちょっと確認的に幾つかお伺いします。

１つは、15ページです、最後の委任ということなんですけれども、ここで細かい点については規則でということで、それを委任するということなんですが、それの主だった内容をちょっと明らかにしていただきたいなというふうに思います。なぜそれを聞くかというと、こうしたことについては、相当、営業用のものは有償というふうにしていますけれども、それらの範囲をどこまでとかというのは、非常にシビアな部分があるんだろうなというふうに予測するもので、そうしたことの内容などを含めてあるかなと思いますので、お伺いをしたいというのが１つです。

それから、これはどういう形で行うということになるのか。これは、直接行政が対応していくというふうなことで管理はいくのか、それとも指定管理というふうになっていくのか。

今、説明もあったかと思うんですけれども、漏らしていましたので、そこら辺を含めてお伺いしたい。できれば、これは地域住民の皆さんが参加するような仕組みを取り入れながらというふうなことなんですけれども、そういう点では、そういう方向の伺いや、またそういうことへの目途、これまでのいろんなまちなか再生に関わる協議等もあったかと思うんですけれども、そこら辺の経過を含めて伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君）　中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君）　お答えいたします。

13条の委任に関しての事項、いわゆる規則で定める部分に関しましては、仕様様式等を検討しているところでございます。また、施設内の時間ですとか、そういったものを規則のほうでうたうといった形で準備をしているところです。

また、まちなか交流拠点につきましての、先ほどの指定管理に関してなのか行政が行うのかという件に関しては、指定管理者制度による運営を今のところ計画を予定しているというところでございます。12月に開催しました地域協議会の中でも、この条例案の中身については御説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　12月の地域協議会の中での議論というのを、大ざっぱでいいですから紹介をいただければというふうに。なぜかというと、やっぱりこの指定管理、どなたが請け負うのかな。そういう方向もほぼ決まっているのであれば、明らかにしていただければいいなというふうに思っているんですけれども、そこら辺のところを含めて、この後の議案とも関連しますけれども、そこら辺のところを含めて、もう少し説明を願えればというふうに思います。明らかにしたほうがいいんでないかというふうに思います。

○議長（野田省一君）　中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君）　地域協議会で協議した中身について御説明したいと思います。

こちらは、まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する中身として、地域協議会の中で議論させていただきました。主に、利用料金の関係ですとか、皆さんから御意見をいただいているところです。利用料金の算定方法についてですとか、いわゆるこの施設の利用料金については何をベースにしているのかとかというところでいきますと、穂別町民センターの利

用料金を基本としての設定をしているものですとかというような形で説明をして、皆さんからいろいろ御意見をいただいたところではありますが、特段、何か大きなものがあったかというと、実際のところ、皆さん賛成的な意見というか、特段、何か今回の設置に関してという中では、この中身で了承いただいているところでございます。

あと、先ほどの指定管理の関係でいきますと、まず指定管理に関しては、ちょっと今のところまだ、条例上は指定管理ができるというような条例にはなっているんですけれども、今後、指定管理者の選定委員会ですとか、そういった形で業者選定が出てくるのかなというところでは思っているところです。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

補足説明をいたします。

吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君）　私のほうから、ちょっと補足説明をさせていただきます。

指定管理という考えでおりますが、委員会でも私たちのほうから御説明しております地域運営組織、こちらの地域運営組織が構築に向けて、今、準備をしております。その穂別スクラムプロジェクト、まちなか再生検討会からの任意で集まっているプロジェクトのチーム、それから、まちまかない会社、それから、今後、穂別地区を福祉を基本とした地域の町民を守っていく組織体制、ＮＰＯ法人、このような地域の民間企業と、それから町民の集まった問題事や困り事の解決をする、その２つの歯車が一緒に回ることによって地域運営組織ができるということを、今、構築に向けて準備しておりますので、皆様に細かい御説明ができる時期が来ましたら説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　何となくイメージとしては分かります。ただ、そのときに、指定管理というそういう制度を活用する中で、行政側の持ち出しがどのぐらいになるのかということも、これは非常に大事な問題だと思っているんです。言ってみれば、これまでの地域商社のような形であっては、私はよくないというふうに思っています。そういう点でいえば、やっぱり本当に地元の人たちが参画をし、そしてそれが穂別地域の地元経済につながったり、それがいろんな皆さんの元気になるようなものにつながっていくというふうなことが、まず

第一でやってもらいたいなというふうに思っているんです。いろいろ聞きますと、お伺いしていると、大体そこに行くであろうというところで、何かこの間いろんな変化があったというふうな話も聞いております。ですから、ちょっと不安になる面もあるんで、その辺のところちゃんと地域で、協議会でより協議をしてほしいなというのが１つです。

それから、最後にもう一つ。指定管理ということで、町の持ち出しというのはどのぐらいを考えているんでしょうか。今、その辺のおよその考え方あれば伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君）　私のほうから、今の御質問のほうに答弁させていただきます。

北村議員がおっしゃるとおり、その地域の人たちの力でその地域を守っていくような組織体制で、地域の町民の方々の力になれるような組織をつくっていくのが目的としておりますので、同じ考えかなと思っております。

あと、町の持ち出し、予算的な部分に関しましては、今現在、試算をしているところですので、まだこちらのほうで御説明する資料等はございません。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第61号　むかわ町まちなか交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第７、議案第62号　むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池経済建設課参事。

〔菊池　功経済建設課参事　登壇〕

○経済建設課参事（菊池　功君）　議案第62号　むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書は17ページ、別に配付してございます議案説明資料５ページ、議案第62号資料新旧対照表を併せてお開き願います。

本条例案は、物価高騰などを含めた社会、経済情勢の変化による収益の減少に対応することにより、指定管理者である株式会社果夢工房の安定的な運営、ホテル四季の風の安定的な経営を維持するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容を御説明申し上げます。

条例第８条で規定する別表、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めることができる利用料金のうち、ホテル四季の風の宿泊施設、食事別１泊１人当たりの宿泊料金を8,200円以下から１万5,000円以下に改めるもので、条文改正はなく、議案説明資料に記載のとおり、別表の一部を改正するものでございます。

なお、この宿泊料金はあくまでも上限額であり、宿泊客が集中する時期など、状況に応じて、指定管理者が上限の範囲内で宿泊料金を柔軟に設定できるものでございます。

議案書17ページ中段にお戻りいただき、附則について御説明申し上げます。

施行期日につきましては、令和７年７月１日とすることとし、同日の利用者から新たな宿泊料金とすることを定めるものでございます。

経過措置につきましては、１つ目は周知期間を十分に確保する必要があることから、新たな宿泊料金につきましては、令和７年４月１日以後に利用の許可を受けた者、決定した者に適用し、３月31日以前に利用の許可を受けた者、決定した者は、改正前の宿泊料金を適用すること。２つ目は、施行日の前日、令和７年６月30日からの宿泊料金につきましても、改正前の宿泊料金を適用することを定めるものでございます。

以上、提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　宿泊料金の改定ということで、現状でいえば、そういう方向にならざるを得ないなという思いは強くいたします。

しかし、ちょっと伺っておきたいのは、限度額を１万5,000円、本当に都市部のホテル並みという形になるわけなんですけれども、そういうことが営業上どうなるのかという見通しは、それなりに持っているんだろうと思いますけれども、そこら辺のところをちょっと、実際料金はどこまでやるのか、あまり高いと逆に今いい利用があるのに敬遠されないかという心配があるんですが、そこら辺のところを１つ伺っておきたいというのと、団体なんかの場合には、先ほどの説明では管理者側が柔軟に対応できるという話がございましたから、その辺で活用ができるのかなと思うんですけれども、例えば地元の人たちも加わった団体利用なんかでいえば、やっぱりそれなりの対応ということもあってしかるべきじゃないか。現状の中でも、少しその辺は厳しいなという思いはしているんで、そういう対応の仕方というのは考えているんでしょうか。その辺を含めて２つ目を伺っておきたい。

それから、今、北海道でも大議論になっているようでありますけれども、ここには宿泊税ということも見越した形の中になっているのかということも、その辺の見解も伺っておきたいというふうに思います。

最後に、４つ目になりますけれども、やっぱり今回料金を改定ということになると、食事提供の安定性というのをつくり出していく必要があるだろうというふうに思っているんです。時折、なかなか朝食も出されないんだというときもあるようでございます。そういうようなことになると、これはいろいろ課題も出るかなというふうに思うんで、そこら辺のところ、人の配置等々の問題だというふうには思いますけれども、そこら辺のところを含めて、どのように改善、検討しようとしていくのか伺っておきたい。

以上です。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ただいま、４点の御質問があったと思います。一つずつお答えしたいと思います。

まず、限度額につきまして、今回、指定管理者のほうで最終的に決定する料金でございますが、その範囲を拡大するということで、8,200円から１万5,000円ということで提案させて

いただいたところでございます。

実際の現在の宿泊料金につきましては、１室お１人で利用する場合が、今、8,190円となっております。現状、ホテルの運営につきましては、独立採算部門でございまして、指定管理者である果夢工房がその収支の調整を図っているところでございまして、この金額では、現在のところ、近年ちょっと赤字の部分がございますので、そこを解消するための料金改定をしていくということでございます。実際、この8,200円が幾らになるかというのは、本日、議決いただいた後、協議することとなりますが、これが１万5,000円になりますという話にはならないということを御理解いただきたいなというふうに思います。

また、現在、上限ぎりぎりの１室１名利用の料金8,190円と申しましたが、１室２名で利用する場合は、現在は6,650円ということになっておりまして、ここの部分も調整をしていくことによって、ホテル部門での赤字の解消につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

２つ目の団体利用の料金というのは、これまでもそうですが、団体利用料金というのは定めておりません。１室複数人泊まる場合については、料金が格安になるという仕組みでございます。洋室、和室ございますが、和室のほうについては最大４名まで宿泊も可能ですので、そこで団体料金というものはないですが、１人当たりの単価を下げた中で宿泊をいただいているという形になっております。

また、３つ目の宿泊税の関係でございますが、現在のところは考えておりません。宿泊税を加味しない中で運営をしていく。宿泊税につきましては、今度、町財政側との話にもなりますので、今回につきましては、四季の館、ホテル四季の風の運営に当たる条例改正ということになっております。

あと、食事の安定提供、こちら今、議員のほうから朝食が出せない日もというようなお言葉がありました。こちらのほうは、ちょっと実態を把握していない部分もございますので、今後、現状どうなっているのかというのも併せまして、料金改定することによってサービスの向上につながるような運営をしていただけるように、指定管理者側と協議したいというふうに考えております。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑は。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　今、ちょっと関連なんですが、朝食ということが出ましたけれども、ちょっと利用したくて申込みをすると、この日は夕食の提供ができない日となっております

というのが言われるんです。ちょっとちまたの話ですけれども、夕食が提供できないというのはどういうことなのかなと、いろいろあって。その辺が、その分、例えばカウンター等でお客様がそこの食堂も夕食やっていないとかとなると、じゃ、どこで食事をしたらいいんだろうということなんです。聞かれるんですけれども、そのときには例えば商店、カウンターに聞いていただいても案内してくれますということは言うんですけれども、結局、一町民の私が、あそこどうですかとかとお知らせするということもあったんです。

ですから、館内で夕食を済ませられないというときがあるということが、やっぱり利用客にとって、ちょっとサービス的にはよろしくないんじゃないかなと思うんですよね。その辺の実態も含めて、調査するんであればお願いしたいなというふうに思っているんです。今現在、分かっている夕食が提供できないというところの事情はどういうことなのか。もし、現在の今、分かっていることがあればお聞かせください。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　ただいまの御質問にお答えします。

夕食が提供できない日、詳細のほうちょっと把握しておりませんので、今後ちょっと指定管理者のほうと協議して、どういう日なのかも含めて確認するとともに、もしできない日があれば、利用者、宿泊者の方に対してどういうＰＲを、コマーシャルをしているのかというのも含めて、ちょっと確認したいと思いますので。

○議長（野田省一君）　ほかに。

５番、東議員。

○５番（東　千吉君）　ただいまの説明ですと、マックス8,200円がマックス１万5,000円ということだと思います。指定管理者による行政施設という部分では、ある程度、根拠になる数字を示していただきたいと思うが、いかがですか。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　今回、条例改正に当たりまして、これまでの施設開設当時から、どのような物価、労務単価も含めた高騰の経過があるのかなということで調べました。実は、ホテル四季の風につきましては、平成17年開設以降、26年の消費税改正の際の上限改正のみの改定となっておりまして、当時8,000円から8,200円ということで改定しているところでございます。

今回、２度目の上限改定を提案させていただいているところでございますが、労務単価、燃料単価の上昇率は、皆さんも御存じのとおり、平成24年以降どんどん上がっておりまして、

実は平成24年と令和６年の対比でしますと、75％上昇しているところでございます。また、燃料単価につきましては、直近の２年間で約66％上昇し、これを双方掛け合わせた数字として、24年から６年で大体70％、今後の上昇を見込むと、さらに５年間で約20％上昇する見込みということで算出させていただきました。これまでの料金8,200円から、この上昇率、今後の見込みも含めた中で算出した結果が、１万5,000円となっているところでございます。

○議長（野田省一君）　５番、東議員。

○５番（東　千吉君）　条例ですから、改正するのはやむないというふうに思いますけれども、先ほど説明いただきました１回目から２回目までの条例改正の料金額200円ということですから、別に一気にマックスを倍近くするような料金の条例改正ではなくても、徐々にやっていく形だっていいんではないかというふうに思うんです。利用者にしてみれば、一気にこんなに上がったの、だけれども、実際はこうですよと先ほどいただきました２名利用、４名利用ありますけれども、やはりそういうことで、経済だとか社会情勢の変化、これは５年も見越せないんじゃないかと僕は思っているんです。ですから、その都度その都度で条例改正はできるわけですから、そんなに上げ幅を上げる必要ないのではないかというふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（野田省一君）　菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池　功君）　まず、今の状態であれば、ちょっと安定的な運営ができていないということは、先ほどお答えさせていただいたところでございます。それと、今回の条例改正案につきましては、あくまでも上限ということでありまして、実際の料金として決められるのは、今後の協議、これまでの収支等を換算しながら、またホテルの利用率を掛け合わせた中で料金を設定していくものというふうに考えております。なので、実際に8,200円から１万5,000円になるわけではなく、あくまでもこれは上限でありまして、例えば利用者の状況、あと多忙期、閑散期も含めた中で、指定管理者が状況に応じて柔軟に対応できる範囲を定めるものであるということを御理解いただきたいなというふうに思います。

なお、先ほどの答弁と繰り返しますが、実際に17年に開設した以降の大きな料金改定をしないまま来ておりますが、実際に労務単価も上がっていますし、必要な光熱費に係る単価も上昇しているところでありまして、現状、直近のホテル部門の収支においては、あまりよくない状況である。それの解消に向けて、今回、改正をさせていただきたいということで提案させていただいておりますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第62号　むかわ町四季の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第８、議案第63号　むかわ町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田町民生活課長。

〔柴田巨樹町民生活課長　登壇〕

○町民生活課長（柴田巨樹君）　議案第63号　むかわ町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和６年12月２日から医療保険各法の現行の健康保険証の新たな発行はされなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます議案説明資料７ページ、新旧対照表をお開き願います。

本条例第７条は、受給者証の提示について規定してございますが、先ほど申し上げましたとおり、12月２日から被保険者証を含む健康保険証の新規発行は原則廃止されたことに対応するため、条文中、被保険者証または組合員証において、医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示、その他の方法により被保険者、組合員、加入者または被扶養者であることの確認を受けるとともに、に改めるものでございます。この電子資格確認は、医療機関等に設置の端末を利用して行うマイナンバーカードによるオンライン資格をいい、資格確認書はマイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードをお持ちの方でマイナ保険証の利用登録をされていない方に交付される資格確認書を言います。

なお、現行の健康保険証は、有効期限まで使用できますので、ここではその他の方法に含まれてございます。

議案書19ページにお戻り願います。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和６年12月２日から適用とするほか、現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期限が経過するまでの間、なお従前の例によるとする経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第63号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　幾つかお伺いします。

この63号は、国の制度改正に伴う改正でありまして、改正そのものについては、これはやむなしというふうにせざるを得ないんだろうと思っていますが、そこでちょっとお伺いしておきたいのは、１つは、ここに関わる重度の心身障害者の方々、それからひとり親の方という形の中で、実際に現状としてマイナカードを取得している方いらっしゃるのか等々の状況を、まず教えていただければというのが１つであります。

それから、これまでも言われておりましたように、正常なというか、普通の人でさえ、今トラブルがいろいろ発生しています。そういう中で、こういう障害をお持ちの方ということになると、その事故の発生率というのは非常に高いというふうに大問題として出されております。ですから、こういう措置を取ってやっていくんでしょうけれども、当面は資格確認書

ということになるんですが、それが資格確認書は５年間なりありますけれども、今の保険証でいえば来年のということになっているんですけれども、それらが、その人たちがその後も安定して保険証で医療が利用できるように、そういうふうなことをやっぱり考えていく必要があるというふうに思っているんですが、その辺でどのようなことを考えているか、保険者側としての対応を伺っておきたい。

○議長（野田省一君）　柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君）　北村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

重度心身障害者、あるいはひとり親家庭等に該当される方のマイナ保険証の取得につきましては、ちょっと今、手元に詳細な数字はございませんが、参考となりますが、実際医療機関でのマイナ保険証の利用率というのが数値として出てございますので、そちらのほうをお知らせしたいと思います。こちら11月末時点の１か月の国民健康保険の方での医療機関での受診率、マイナ保険証を使用された方の率といいますのが、3,200人受診された中で、利用率は21.6％、こちらマイナ保険証を利用された方が21.6％。次に、後期高齢者の部分につきましては、こちらも11月末時点の数字でございますが、資格確認された方が3,933人の中で、利用率につきましては21.3％と。いずれも20％超えるマイナ保険証の利用があるという数値が出てございます。

それと、資格確認書につきましては、前提としてマイナンバーカードの取得自体は強制ではございませんので、そういう方につきましては資格確認書を１年間、毎年、有効期限前に保険者のほうから資格確認書のほうを交付するというところで、絶対マイナンバーカードを取得してくださいという強制ではございませんが、ＰＲの並行した中で、資格確認書は発行していくことになります。

実際、皆さん混乱される部分もあって、12月２日以降、問合せのお電話も、それからあと窓口でもお話をさせていただいて、実際マイナ保険証を使いたいという方もいらっしゃいますし、資格確認書でいいんだという方もいらっしゃいますので、そこは行政のほうとしてもバランスを取りながら誤解のないように説明は引き続き行っていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　もう１つあったよね。

〔「保険証での安定的使用、保険者の対応」と言う人あり〕

○議長（野田省一君）　柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君）　今後における安定的な使用につきましても、先ほど申し上げ

たとおり、資格確認書を、保険証は廃止になりましたが、資格確認書で受診できますので、引き続き、そこは混乱を生じないように説明をしつつ、資格確認書の交付につきましては努めていきたいと考えてございます。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑は。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　ありがとうございます。

ちょっと聞いてやっぱりなという感じなんですけれども、利用率が今言われたような状況になっているんですよね。やっぱり現状、大体そういうものだろうなと思います。ですから、今、この問題では、医療機関を先頭にいろんなところでトラブルが発生して困難をもたらしています。ですから、これは恐らく制度が変わっていかざるを得ないような状況もあるんではないかというふうに私は思っているし、そういうふうに改善も必要かなと思います。

そういう中で、ぜひ町としても、この状況をそのままごり押しするような形で住民の皆さんに押しつけるということではなくて、やっぱり当面、本当に命に関わる問題ですから、利用率が高まるような方向でお願いをしたい。そういうふうな行政としての取組もお願いをしたいということを要望しておきたいと思いますし、なお、資格確認書等々の発行については、漏れないように、やっぱりこちらから、最悪の場合には届けをしなきゃならないというような状況にもなっていますけれども、そういうことのないように、本当に一人一人に親切に対応できる。特に、障害者の皆さんやそういう困難な方々には、適切な対応をお願いしたいということを要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君）　柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君）　今、議員おっしゃられたとおり、保険者としましても、利用率を上げる取組というのは、こちらも国のほうからも利用促進に関する様々な媒体、または通知等を設けている中で、漏れのないよう、また分かりやすい周知に努めていきたいと考えておりますし、資格確認につきましても、社保から国保に加入される場合ですとか、移動の際のチェックというものも毎月確認してございますので、引き続き申請による部分というのもございますので、そこら辺の手続の周知というものも分かりやすく行っていきたいと考えてございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第63号　むかわ町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認め、したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩といたします。

再開は11時30分とします。

休憩　午前１１時１８分

再開　午前１１時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第６４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第９、議案第64号　むかわ町樹海温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

〔太田耕司経済恐竜ワールド戦略室主幹　登壇〕

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君）　議案第64号　むかわ町樹海温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、現在進められておりますむかわ町復興拠点施設等整備

事業Ⅰにおける樹海温泉ほべつの移転整備に伴い、施設の位置を変更することから所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、恐れ入りますが、別冊議案説明資料９ページの新旧対照表をお開き願います。

本改正につきましては、第２条名称及び位置の表における樹海温泉ほべつにつきまして、施設の位置をむかわ町穂別32番地２から、むかわ町穂別79番地５に改めるものであります。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、21ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は施設の供用開始を考慮し、令和７年４月24日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　樹海温泉の設置、移転のための条例改正ということなんですが、61号のところ、これから審議する65号と復興拠点施設整備の関連なんですけれども、交流拠点施設も、それからアースギャラリーについても、設置と管理に関する条例一部改正出ているんですけれども、温浴カフェになるんですよね。この温浴カフェの設置及び管理に関する条例案が出ていないということはなぜなのかということが１つと、それからこの条例が令和７年４月24となっています。温浴カフェの開設は４月１日ではなかったかというふうに思っているんですが、その辺についてはどのような考え方なのかということです。

それから、交流拠点施設も、それから65号、これからのアースギャラリーについても、指定管理という形で、指定管理の条例を見ると、公募するということになっているんですけれども、３か所含めて、多分、指定管理ということで運営管理をすることになるんでしょうけれども、この温浴カフェだけが出ていないということで。また、指定管理となると公募ですから、じゃ、どのような形で地域住民の方々ということでやっていると思うんですけれども、その場合、公募となるとどのような形になっていくのか含めて伺います。

○議長（野田省一君）　太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君）　私のほうから、ただいまの御質問にお答えし

たいかと思います。

まず、温浴カフェの部分でございますが、この間、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰにおいては、温浴カフェという名称で進めてまいりました。ただ、事業の説明の中でも御説明しておりますとおり、老朽化した現樹海温泉ほべつを改修し移転をするということでの温浴カフェという位置づけで、これまで進めてきた経過がございます。そこがございまして、今回、樹海温泉の設置及び管理に関する条例の中で一部を改正し、樹海温泉ほべつを温浴カフェの位置づけとして供用していくという中身になっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、附則にございます４月24日からの施行の部分でございますが、これまでも御説明しております温浴カフェ、樹海温泉ほべつの新しい施設の建設に関しましては、令和６年度の事業で今進めているところでございまして、令和７年の３月31日を工期というふうに考えているところです。その後、施設の検定、そして引渡し、その後、新しい施設となりますので、運用等々の準備を考えたところで、このような日にちの設定をしているところでございます。

また、現行の樹海温泉ほべつにつきましても、新しい施設へ移行するまでは営業を続けたいということで、基本的には地域住民の方々に温浴施設のサービスを継続したいというところの思いもございまして、実はこの４月24日というのは、今営業している施設の定休日となっておりますので、この定休日の中で切替えを行い、切れ目のない温浴施設のサービスを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、２点目の指定管理の部分でございます。

公募についてということでございますが、この間、この復興拠点施設等整備事業の中で、事業を始めるに当たっては、民間の経営能力ですとか、様々なノウハウを活用し、ＤＢＯ方式により行うということで、当初公募を行っております。その際に、コンソーシアム１社からの応募がございましたが、その中に運営事業者となり得る事業者もおりまして、公募の中で選定をしたところでございます。

最終的に指定管理者としての選定につきましては、この後、手続を経て、令和７年第１回定例会の中で御提案させていただくような形になろうかと思いますが、現在、運営予定事業者といいますか、そこの部分と協議を進めているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　指定管理の部分なんですけれども、ということは、運営していただ

く方はもう決まっているというふうなことでよろしいのか、ちょっと確認です。公募は既に、この部分については終わっているというようなことをおっしゃっていたので、まちなか交流施設とアースギャラリーは別だけれども、この温浴カフェについては、もう既に公募で決めている、こういうことでいいんですか。

○議長（野田省一君）　太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君）　ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

このむかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰに関しましては、まちなか交流拠点、それからアースギャラリー、そして今回の温浴カフェ、そして博物館について、１つの事業として実施をしているものでございます。募集要項等々で行った際にも、それぞれの施設の運営を行う者についての条件、要件を満たす者について応募をいただくという形になっておりました。指定管理として行う施設としましては、そのうちの温浴カフェ、それからアースギャラリー、そしてまちなか交流施設とこの３施設となりますが、こちらについては、予定事業者としての部分については決定をしているという考えでございます。この後、指定管理者としての手続については、手続を経て決定していくという形になりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君）　ほかに。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ごめんなさい、分かるような分からないような。吉田支所長笑っていますけれども、すみませんね、理解できなくて。

先ほど、いろいろ地域の組織づくりをしていて、そこがいろいろいて、そこを、まちなか交流施設を受ける方を、どんなふうになるかということをやっていますと言っていましたよね。これいいですよね。ということは、まちなか交流施設もアースギャラリーも温浴カフェも、その方々がやってくださるようになると理解していいんですか。

３つ一緒と、太田さん今おっしゃったでしょう。３つ一緒だから、まちなか交流施設を受ける指定管理者の方は、アースギャラリーも温浴カフェも、食堂含めた全部それを一緒に受けるということですか、ちょっと確認です。その方々が、じゃ、町民のどの方々が受けるか、今、協議中でいいのかな、それで。公募は既にしたということになるのかなと。もうその辺ちょっとごめんなさい、分かりません。分かるように説明してください。

○議長（野田省一君）　吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君）　先ほどの私の北村議員に対しての答弁の中で、ちょっと分かりづらい説明をしたのかなと思います。北村議員からの質問に対しましては、拠点施設の運営の考え方や利用者の考え方、そういう方々の意見や考えをどう取り入れるかという観点からの地域運営組織の私は御説明をしておりました。

今、恐竜ワールド戦略室の太田のほうから御説明しているのは、もともとのエリアデザインからの公募。そこで、設計と施工と運営管理、これを公募かけたんですね。その公募をかけた中で、今、契約しているコンソーシアムのチームがあります。そちらの方々が、今後、全ての施設を運営管理する、公募で決定されておりますので、今後は指定管理の手続になりますので、順を追って指定管理の手続をしていくというお話になっております。よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ということは、運営までやるというふうになっていますよ、契約ね。じゃ、その方が指定管理者として受けることに、運営するという方がそのまま指定管理者になる。何て方ですか。

○議長（野田省一君）　吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君）　そちらは、チームの公募の中に入った地元企業、運営管理者Ａ、Ｂという表示がされている部分の株式会社シオニーと、Ｂが東洋実業さんになります。こちらの２社が運営管理のＡ、Ｂに表現されておりました。その２社が運営管理をする契約をしております。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第64号　むかわ町樹海温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第10、議案第65号　むかわ町アースギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

〔太田耕司経済恐竜ワールド戦略室主幹　登壇〕

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君）　議案第65号　むかわ町アースギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、現在進められておりますむかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰにおけるアースギャラリーの施設整備及び当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、恐れ入りますが、別冊議案説明資料11ページの新旧対照表をお開き願います。

本改正につきましては、第１条においては、引用しております地方自治法の略称規定を設けるものでございます。

次に、第４条において、施設の基本的な利用時間及び休所日について、別表第１を設け規定するものであり、施設内のスペースの利用時間につきましては、これまで同様、午前９時30分から午後５時までとし、新たに整備いたします車中泊スペースにつきましては、穂別キャンプ場の簡易オートキャンプサイトと同様に、午後１時から翌日午前11時までとするものであります。また、休所日につきましても、これまで同様、11月から３月までの冬期間とするものであります。

次に、第５条及び第６条において、新たに施設の利用手続を規定するものでございます。

なお、施設の性格上、待合スペース及びテラススペースを休憩等により利用する場合につきましては、利便性を考慮し、これまで同様、利用手続を行わなくても利用できるよう、た

だし書による規定を設けております。

次に、第７条において、当該施設は、これまで直営及び一部委託方式による運営管理を行ってまいりましたが、新たに指定管理者による運営管理を行うことができるよう、所要の規定を設けるものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料12ページをお開き願います。

次に、第８条及び第９条において、施設を占用する場合の使用料につきまして、別表第２を設け規定するものでございます。現在、行政財産使用許可により算出している使用料を考慮し、待合スペースについては１日1,000円、テラススペースについては１日300円、厨房スペースについては１日100円とするものであります。新たに整備を行います車中泊スペースにつきましては、穂別キャンプ場の簡易オートキャンプサイトや道内類似施設の情勢を考慮し、合計３区画整備を行います電源付の車中泊スペースについては、１泊１区画2,000円、合計４区画整備を行います電源なしの車中泊スペースについては、１泊１区画1,500円とするものでございます。

なお、待合スペース及びテラススペースを休憩等により利用する場合につきましては、これまで同様、使用料については無料としているところでございます。

第９条第３項において、これらの使用料については、指定管理者以外の者が営利を目的として利用する場合について、それぞれの額に2.0を乗じて、得た額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めた額とすることができるものとしております。

第９条第４項においては、指定管理者による運営管理を行う場合は、当該施設使用料を指定管理者の収入として収受できるものとしております。

次に、第13条において、利用申込書の申請様式等を新たに規則にて定める必要があることから、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとしております。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、25ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第65号　むかわ町アースギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩といたします。

再開は13時30分とします。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時３０分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第６９号から議案第７３号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第11、議案第69号　むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第15、議案第73号　むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案までの５件を一括議題といたします。

議案第69号から議案第73号までの５件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君）　議案第69号から議案第73号まで、関連がございますので、一括して提案内容を御説明申し上げます。

初めに、今回の改正は、本年８月８日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が可決決定されましたことから、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、追加でお配りしております議案説明資料の１ページ、給与等改定の概要により御説明いたします。

まず、議案第69号、一般職の任期付職員につきましては、人事院勧告に基づき給料表を改めるほか、国に倣い６号俸及び７号俸を追加するとともに、期末手当の項を追加し、支給月数を引き上げるものでございます。

次に、議案第70号、一般職の職員の給与改定でございますが、人事院の調査において、民間給与との間に格差が生じているため、給料表を改定し、月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っている行政職給料表１において、平均3.0％の引上げ改定を行うもので、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、高卒採用職員については２万1,400円引き上げ、大卒採用職員の初任給については２万3,800円引き上げる改定を行い、若年層に重点を置きつつ、全職員が在職する号俸について改定を行うものでございます。

行政職給料表１以外の給料表につきましても、行政職給料表１との均衡を基本に、所要の改定を行うものでございます。

次に、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合と均衡を図るため、一般職の支給月数を0.10月引き上げ、4.50月を4.60月に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.05月引き上げ、2.35月を2.40月とするものでございます。

支給月数の引上げ分につきましては、期末手当と勤勉手当に配分し、一般職につきましては、本年12月期の期末手当を0.05月引上げ、1.225月を1.275月に、勤勉手当を0.05月引上げ、1.025月を1.075月に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末手当を0.025月引き上げ、0.6875月を0.7125月に、勤勉手当を0.025月引き上げ、0.4875月を0.5125月とするものでございます。

次に、議案第71号　むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正

する条例案、議案第72号　むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員の期末、勤勉手当と同様の支給割合とするため、支給月数を0.10月引き上げ、4.50月を4.60月に改定するものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては、本年12月期の期末手当を0.10月引き上げ、現行の2.25月を2.35月に改定するものでございます。

次に、議案第73号　むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

寒冷地手当につきましては、民間における同種手当の支給額に基づき、月額の寒冷地手当について11.3％引き上げるものでございます。

なお、令和６年の人事院勧告においては、民間給与との比較に基づく給与改定のための関係法律の改正のほか、社会と公務の変化に応じた給与制度のアップデートに係る改定も勧告されており、これら令和７年度以降適用となる関係条例の改正については、令和７年第１回定例会での提案を予定しておりますことを申し添えます。

続きまして、議案説明資料３ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

初めに、議案第69号　むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてでございます。

まず、第６条の給料表につきまして、全ての号俸において給料月額の改定を行うとともに、６号俸及び７号俸を追加し、第７条第３項において、任期付職員の期末手当の支給率を明記するものでございます。

続きまして、５ページでございます。

むかわ町職員の給与に関する条例第26条の期末手当に関する規定でございますが、同条第２項で支給割合100分の122.5を100分の127.5に改め、同条第３項で定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合100分の68.75を100分の71.25に改めるものでございます。

次に、第29条の勤勉手当に関する規定でございますが、同条第２項第１号の支給割合100分の102.5を100分の107.5に、同項第２号、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合100分の48.75を100分の51.25に改めるものでございます。

次に、第４条関係となります別表第１の行政職給料表１及び行政職給料表２、別表第２の医療職給料表１及び医療職給料表２につきましては、新旧対照表より除かせていただきましたので、ご了承願います。

次に、説明資料７ページ、議案第71号　むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第４条の期末手当でございますが、同条第１項の支給割合100分の225を100分の235に改めるものでございます。

次に、説明資料９ページ、議案第72号　むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

改定内容につきましては、議案第71号と同じ内容でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、説明資料11ページ、議案第73号　むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の新旧対照表でございます。

改定内容につきましては、新旧対照表にございますとおり、人事院勧告に基づき、各区分ごとに月額で定めております寒冷地手当支給額の見直しを行うものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、御説明申し上げます。

追加でお配りしております議案書、１ページをお開き願います。

議案第69号　むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

先ほど、説明資料で御説明申し上げましたとおり、給料表の改定と期末手当に関する改定でございます。

附則につきましては、附則第１項で公布の日から施行としておりますが、附則第２項において、第１条の改正規定は令和６年４月１日から、附則第３項において、第２条に係る改正規定につきましては、令和６年12月１日から適用するものでございます。

続きまして、議案書３ページ、議案第70号　むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案の第26条関係は期末手当について、第29条関係は勤勉手当に関する改正案でございます。

次に、別表の改正でございます。

改正後の別表第１及び別表第２の給料表につきましては、３ページから19ページまで掲載しておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと思います。

附則につきましては、附則第１項で公布の日から施行としておりますが、附則第２項、改正後の別表第１及び別表第２につきましては、令和６年４月１日から適用し、附則第３項、

改正後の第26条第２項及び第３項の期末手当並びに第29条第２項第１号及び第２号の勤勉手当は、令和６年12月１日から適用するものでございます。

続きまして、議案書21ページ、議案第71号　むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正内容につきましては、第４条の期末手当の改正でございます。

附則につきまして、公布の日から施行し、令和６年12月１日から適用するものでございます。

続きまして、議案書23ページ、議案第72号　むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正内容につきましては、第５条の期末手当の改正でございます。

附則につきまして、公布の日から施行し、令和６年12月１日から適用するものでございます。

続きまして、議案書25ページ、議案第73号　むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正内容につきましては、第２条の表中、寒冷地手当の支給額の改正でございます。

附則につきましては、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用するものでございます。

以上、議案第69号から議案第73号まで一括して提案内容を御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第69号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第73号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第69号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第69号の討論を終わります。

次に、議案第70号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第70号の討論を終わります。

次に、議案第71号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第71号の討論を終わります。

次に、議案第72号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第72号の討論を終わります。

次に、議案第73号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第73号の討論を終わります。

これから、議案第69号から議案第73号までの５件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第69号　むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号　むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号　むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号　むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号　むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６６号から議案第６８号及び議案第７４号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第16、議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）から日程第19、議案第74号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）までの４件を一括議題といたします。

議案第66号から議案第74号までの４件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）から議案第68号　令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）までの３件及び議案第74号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）の全４件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）につきまして御説明申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針、執行方針に基づく政策的な事業及び国費、道費の財源措置に伴う関連事業、各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第１条でございますが、既定の歳入歳出の総額に7,086万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ110億3,440万2,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書28ページから30ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書５ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の関連事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたします。

また、歳入の追加に伴い、関連する歳出の追加がある場合につきましては、関連事務事業を併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことを御了承くださいますようお

願い申し上げます。

２款１項５目、181番、胆振東部地震対策基金積立金の12万円の追加及び予算説明書９ページの上段、９款４項１目、2160番、生涯学習推進基金積立金の12万円に追加につきましては、歳入における寄附金の採納がありましたことから、後年度以降に寄附者の御意向に沿う事業で活用するため、原資積立金として追加するものでございます。

なお、寄附金につきましては、予算説明書４ページ上段の歳入、17款１項１目指定寄附金54万6,000円のうちの24万円でありまして、9月13日に一般社団法人伝筆協会様から、むかわ町まちなか再生事業などで活用のために寄附の申出があり、採納いたしましたことを御報告申し上げます。

予算説明書５ページにお戻りいただき、６目、225番の１、地域情報施設管理運営事務（本庁）の９万5,000円の追加につきましては、二宮地区テレビ共同受信施設組合に係る受信電機器故障による修繕経費を補助するため追加するものでございます。

次に、225番の２、地域情報施設管理運営事務（総合支所）の130万円の追加につきましては、情報通信施設の電柱及び機器等の修繕箇所の増加により執行残高が減少していることから、今後の発生時に対応するため追加するものでございます。

９目、300番、地域振興基金積立金の30万6,000円の追加につきましては、歳入における寄附金の採納がありましたことから、後年度以降に寄附者の御意向に沿う事業で活用するため、原資積立金として追加するものでございます。

なお、寄附金につきましては、予算説明書４ページ上段の歳入、17款１項１目一般寄附金の54万6,000円のうちの30万6,000円でありまして、９月19日に苫小牧市の明治安田生命保険相互会社苫小牧支社様から寄附の申出があり、30万5,400円を採納いたしましたことを御報告申し上げます。

予算説明書５ページにお戻りいただき、下段、12目、360番、町営バス等運行事業の174万6,000円の追加につきましては、道南バス株式会社が運行する日高沿岸線、平取苫小牧線運行に係る協定に基づき、令和６年度分の生活路線維持負担金として追加するものでございます。

予算説明書は６ページにお進みいただき、３款１項１目、640番、障害者福祉事業の2,500万円の追加につきましては、障害福祉サービス費に係る報酬改定に伴う扶助費の増により追加するもので、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、14款１項１目民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金として1,250万円及び15款１項１目民生費道負担金、

障害者自立支援給付費負担金として625万円を追加してございます。

予算説明書６ページにお戻りいただき、中段の660番の２、国民健康保険特別会計繰出金、直診勘定の1,416万1,000円の追加につきましては、この後、議案第67号で御説明いたします国民健康保険特別会計補正予算に伴い財源調整をするものでございます。

５目、885番、子育て支援医療費還元事業の200万円の追加につきましては、感染症流行等による受診者数の増加及び冬期間における受診増を見込み、扶助費を追加するものでございます。

２項１目、910番、児童福祉一般事務の90万円の追加につきましては、１歳児の広域入所委託に伴い、広域保育業務委託料に50万円を追加及び予算説明書７ページの上段、施設用備品費の40万円の追加につきましては、子どものプライバシー保護や保育の記録などを行う設備等の支援を行うための国費措置に伴い追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、広域保育業務委託経費分につきましては、14款１項１目民生費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金として29万5,000円及び15款１項１目民生費道負担金、保育所運営費負担金として10万2,000円を追加、また施設用備品費経費分につきましては、14款２項２目民生費国庫補助金、性被害防止対策設備等支援事業費補助金として、80万円のうち20万円を計上してございます。

予算説明書７ページにお戻りいただき、２目、925番、こども園運営支援事業の145万円の追加につきましては、保育所等の業務効率化を推進していくため、保育所等におけるＩＣＴ化推進事業を行うための国費措置に伴い、保育事業負担金に100万円を追加及び、先ほど910番事業で御説明申し上げました子どものプライバシー保護や保育の記録などを行う設備等の支援を行うための国費措置に伴い、補助金として45万円を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、保育所等業務効率化推進事業分として、14款２項２目民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金50万円を追加、また、保育所等における子どものプライバシー保護対策などに係る設備等の支援事業分として14款２項２目民生費国庫補助金、性被害防止対策設備等支援事業費補助金80万円のうち30万円を計上してございます。

予算説明書７ページにお戻りいただき、945番、多機能型子育て支援施設管理運営事務の110万円に追加につきましては、先ほどの925番事業における追加補正内容と同様でございまして、地域子ども・子育て支援事業における業務の効率化を行うため、ＩＣＴ化推進事業経費分として、消耗品費に100万円を追加及び子どものプライバシー保護などを行う設備経費

として、施設用備品費に10万円を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、ＩＣＴ化推進事業分として、14款２項２目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金33万3,000円及び15款２項２目民生費道補助金、子ども・子育て支援交付金33万3,000円を追加、また、子どものプライバシー保護などを行う設備等の支援事業分として、14款２項２目民生費国庫補助金、性被害防止対策設備等支援事業費補助金80万円のうち５万円を計上してございます。

予算説明書７ページにお戻りいただきまして、950番の１、発達支援センター事業（本庁）の10万円、950番の２、発達支援センター事業（総合支所）の10万円及び予算説明書９ページにお進みいただき、中段の９款４項５目、970番の１、放課後子どもセンター管理運営事務（本庁）の20万円、970番の２、放課後子どもセンター管理運営事務（総合支所）の10万円の追加につきましては、子どものプライバシー保護などを行う設備経費として施設用備品費を追加するもので、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、14款２項２目民生費国庫補助金、性被害防止対策設備等支援事業費補助金を追加する歳出事業費に応じ、それぞれ計上してございます。

予算説明書は７ページ下段から８ページ、４款２項１目、1070番、環境衛生一般事務の94万9,000円の追加につきましては、簡易給水施設事業に係る補助金として、水源変更に伴う井戸設置費用経費を支援するため追加するものでございます。

５款１項４目、1280番、農業基盤整備事業の162万5,000円の追加につきましては、道営農業農村整備事業負担金として、川西第２地区の水利施設等保全高度化に係る道営土地改良事業の物価高騰による事業費の増に伴い、農家負担の軽減を図るため追加するもので、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、15款２項４目農林水産業費道補助金、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金として81万円を追加してございます。

予算説明書８ページにお戻りいただき、６款１項４目、1590番、移住定住促進事業につきましては、企業版ふるさと納税で採納した10万円を活用するため財源を振り替えるものでございます。

企業版ふるさと納税で採納した寄附金につきましては、予算説明書４ページの歳入、17款１項１目指定寄附金でありまして、本年８月13日付で東京都港区六本木６丁目10番１号、タレントスクエア株式会社様から、健康でいきいきとした暮らしを創る事業に申出があり、11月６日に受領いたしましたことを御報告申し上げます。

予算説明書は８ページ下段から９ページ、７款５項１目、1750番、町営住宅維持管理事務

の1,400万円の追加につきましては、資材等の高騰に加え、高額となる長期入居者の退去後の修繕、また設備等の取替え時期も重なり、予算執行が増額しており、今後におきましても、年度末における入退去等に係る予算執行が見込まれることから、修繕料として追加するものでございます。

予算説明書９ページ下段から10ページ、９款５項３目、2487番、学校給食施設管理運営事務の404万5,000円の追加につきましては、各給食センターにおける調理機器等の修繕経費に係る予算執行残高が減少していることから、今後の緊急修繕に対応するため、修繕料として65万円を追加、及び価格高騰に伴う賄い材料費の増加に伴い、今後の予算執行見込みに対応するため、339万5,000円を追加するものでございます。

予算説明書10ページ、14款１項１目、2530番、予備費の144万6,000円の追加につきましては、緊急的に支出を要するため充用したことから、当初予算額1,000万円に復元するため追加するものでございます。

予備費を充用した内容につきましては、スズメバチ駆除件数の増加に伴う必要経費として45万9,000円及び川東第２集落センターにおける水道設備、また、穂別中央生活館における給湯設備の緊急修繕に伴う必要経費として、それぞれ75万5,000円及び23万2,000円を充用したものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書４ページ中段、18款１項１目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業に係る財源として219万9,000円を追加するものでございます。

同じく４ページの下段、19款１項１目前年度繰越金につきましては、本補正予算における歳入歳出の財源調整として4,609万5,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第67号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険事業勘定補正予算（第３号）及び直診勘定補正予算（第３号）でございまして、保険事業勘定につきましては、資格喪失者に対する過年度分の国民健康保険税の更正に伴い、年度内に見込まれる費用を追加するものでございます。

直診勘定につきましては、診療体制に伴う看護師人材の確保及び医療機器の更新に伴う必要な経費を追加するものでございます。

第１条ですが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額に60万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億8,112万2,000円に、第２条ですが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額に1,669万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ６億5,276万9,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定につきましては、議案書32ページの第１表保険事業勘定歳入歳出予算補正、直診勘定につきましては、議案書33ページの第２表直診勘定歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして、別に配付してございます令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第３号）により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ、歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、６款１項１目一般被保険者保険税還付金の60万円の追加につきましては、資格喪失者に対する過年度納付済みの国民健康保険税の減額更正により見込まれる保険税の還付金として追加するもので、財源につきましては、歳入、６款前年度繰越金を同額計上するものでございます。

続きまして、直診勘定補正予算の説明に移らさせていただきます。

こちらにつきましても、説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（直診勘定補正予算　第３号）により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ、歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、２款１項１目医業費用の1,669万2,000円の追加につきましては、看護師人材確保に伴う看護師職員採用に向けた募集を継続するとともに、看護師採用までの期間においては、人材派遣に頼らなければならない状況であることから、必要な経費を追加するもので、人材派遣委託料として1,537万2,000円及び医療機器の経過年数による不具合に伴い、特殊浴槽装置用ストレッチャーの更新経費として、施設用備品費に132万円を追加するものでございます。

財源につきましては、まず歳入、６款繰越金を全額活用することとし、前年度繰越金253万1,000円。残額は一般会計からの繰入金により財源補塡することとし、５款他会計繰入金に1,416万1,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号　令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

本補正につきましては、資格喪失者に対する過年度の後期高齢者医療保険料の更正に伴い、年度内に見込まれる費用を追加するものでございます。

第１条ですが、既定の歳入歳出の総額に９万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１億6,950万2,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書36ページ、第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書４ページ、歳出より、３ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、３款１項１目後期高齢者医療保険料還付金の９万9,000円の追加につきましては、資格喪失者に対する過年度納付済みの後期高齢者医療保険料の減額更正により、見込まれる保険料の還付金として追加するもので、財源につきましては、歳入、４款諸収入、後期高齢者保険料還付金を同額計上するものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第74号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）につきまして御説明申し上げます。

追加配付させていただきました議案書27ページをお開き願います。

本補正につきましては、令和６年８月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正につきまして、先ほど御決定いただきました議案第69号から議案第73号に関するもので、今後、改定後の額を支給するに当たり、既定額に不足が生じる事務事業に必要な経費を追加するものでございます。

第１条ですが、先ほど御説明申し上げました議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）における補正後の歳入歳出の総額に、それぞれ2,962万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ110億6,403万1,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書28ページから30ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）

に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書４ページからの歳出につきまして、追加する補正額を各款ごとに御説明いたします。

１款議会費の67万5,000円の追加につきましては、10番、議員報酬等のほか１事業、予算説明書４ページ下段から６ページ上段の２款総務費、151万9,000円の追加につきましては、60番の２、庁舎等管理事務の総合支所のほか３事業、３款民生費の224万円の追加につきましては、590番、社会福祉一般事務のほか３事業、予算説明書７ページにお進みいただき、４款衛生費、27万4,000円の追加につきましては、980番、保健衛生一般事務、５款農林水産業費の43万4,000円の追加につきましては、1190番、農業者年金受託事務、予算説明書８ページ中段、６款商工費の14万6,000円の追加につきましては、1510番、観光振興対策事業、予算説明書８ページ下段からの９款教育費364万1,000円の追加につきましては、1960番、小学校施設管理事務のほか６事業、予算説明書11ページにお進みいただき、12款給与費につきましては、2,050万円を追加し、いずれも人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正等により報酬、給料、職員手当等などをそれぞれ追加するものでございます。

なお、本補正に係る財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、19款１項１目前年度繰越金で調整するものでございます。

以上で、議案第66号から議案第68号及び議案第74号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）に関する説明書、別冊事項別明細書、３、歳出、５ページから７ページまでの２款総務費及び３款民生費について質疑はありませんか。

４番、奥野議員。

○４番（奥野恵美子君）　２款、２の２の925、こども園運営支援事業においての性被害防止対策設備等支援事業補助金について伺いたいと思います。

子どものプライバシー保護のための設備等支援ということで伺いました。主にどんなもの

があるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。ちょっと調べてみましたけれども、防犯カメラ等とかパーティションとかという、ちょっと調べたらそういうのが出てきたんですが、むかわ町ではどのような設備を支援しようとお考えですか、お答えください。お願いします。

○議長（野田省一君）　熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　ただいまの質問にお答えいたします。

事業番号925、こども園運営支援事業の性被害防止対策整備等支援事業補助金、こちらにつきましては、全ての子どもが安心して過ごせる社会の実現に向け、保育所等の性被害防止の対策を目的に国のほうで創設しました性被害防止対策整備等支援事業に基づきまして、今議員がおっしゃったとおり、子どものプライバシーを守るため、町のほうではパーティションの設置を主に想定して予算を計上しているところです。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ちょっと最初から。６ページの640番の障害者福祉事業なんですが、これ報酬改定ということで計上されているんですけれども、この改定の説明の中で、物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額、食費、光熱費の見直しとあったんです。今、お米の高騰、お米なんかが1.5倍ぐらいになっているということで、こういう福祉施設の中からは、非常に苦しい状況が続いているというふうなことを承っています。それで、この報酬改定によって、運営者側への影響というのはどの程度改善されるものなのかについて伺います。

それから、今４番もお聞きしていましたけれども、性被害防止対策でパーティションを買うんだと言っていましたけれども、よく分からないですね。そのパーティションを買って、どうやって使うのか、それがどうしてその性被害防止対策になるのかというのはちょっとよく分からないんですけれども、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君）　私のほうからは、640の補正について説明いたします。

今回の補正は、令和６年度の障害福祉サービスの報酬改定により新しい加算等が新設されたり、各種サービスの単価が上がったことにより、12月までの国保連からの実績を基に勘案して、当初予算より2,500万ほど増額補正しているところでございます。

障害福祉の報酬改定、制度改定は社会情勢を踏まえまして行われる報酬制度の見直しのことで、社会ニーズの変化に合わせて３年に１度見直しが行われております。

今回の改定は、特に人材不足、物価高騰、賃金上昇などの社会情勢を考慮した改定となっておりまして、令和６年度の障害福祉サービスの報酬改定率は、全体で1.12％の増額となっております。こちらのほうで増額になって施設のほうの請求も多くなり、町への請求も多くなっているという状況になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　保育所における性被害防止対策に関わる設備等の支援というところで、改めて施策の目的を御説明いたします。

施策の目的なんですけれども、この事業で扱える品目といたしましては、パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置による子どものプライバシーの保護、あと保護者からの子どもたちの確認依頼に応えるためのカメラの設置による支援などの記録を通じて、設備における性被害防止の対策を支援する内容となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ごめんなさい、分からないです。

パーティションを買うんですね。それをどうやって使ったら子どもたちのプライバシー保護になるのか、ちょっとイメージが湧かないんでございますが、もうちょっと分かりやすく、どういう使い方をして、どうなるのかというのを分かりませんかね。

○議長（野田省一君）　矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君）　今の質問にお答えします。

例えば、全国的に保育施設で保育従事者が園児に対して性被害を行うといった事例が散発されております。こういった部分で、不特定多数の目に園児のおむつ替えをさせるところを見せないとか、そういったところをプライバシー保護といった表現に、複数の目に触れないといったような扱いをしていくといった目的でございます。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑はありませんか。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　ちょっと１点だけお願いいたします。

８ページの1750の町営住宅の維持管理事務の1,400万なんですが、何か記憶をたどると、

何か例年、年末に結構修理、修繕というのを何か出てきているような感じもするんですけれども、今回この……

〔「そこまではいっていない」と言う人あり〕

○６番（佐藤　守君）　いっていない。全般と言ったから。分かりました、はい、いいです。

○議長（野田省一君）　第６号の５ページから７ページまで。

そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、７ページから10ページまでの４款衛生費から14款予備費までについて質疑ありませんか。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　すみません。全般にというふうに勝手に解釈したものですから、申し訳ありません。

それでは、前段ちょっと話したんですけれども、これ、どこの地区の修繕になるのか、あと修繕の件数と修繕の内容、この辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

1750番、町営住宅維持管理事務の修繕費につきまして、入退去に係る大規模な修繕としまして、今後の修繕件数は９件見てございます。鵡川地区におきまして６件、穂別地区におきましては３件の修繕件数を見込んでおります。

また、そのほかに設備の修繕という形でございまして、中でいきますとガス代、またあと電気のガス代ですね、また、ロスナイという空気循環するものとか、またボイラーというところの修繕というところの今後の修繕件数も６件というところを見込んでおりまして、近年、労務費の上昇、物価高騰も重なりまして、不足する額が1,400万というところの見込みがございまして、補正を1,400万計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　分かりました。それで、小規模のほうは大体理解できたんですけれども、大規模の関係についてはどの程度の大規模な修繕になるのか、そこもちょっとお願いいたします。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　団地によってまちまちなところはございます。ここの鵡川の一例でございますと、若草団地、駒場団地の修繕というところ、この団地、結構古い団地でございまして、また長く住んでいると、床までちょっと影響が出る形でございまして、床の修繕、また壁の一部張替え、内部塗装というところも発生してくるところでございまして、新しめの団地より手間がかかる大規模な修繕というところになるところでございます。

○議長（野田省一君）　そのほかに。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　９ページの970、01と02なんですが、先ほど、これもプライバシー保護の関係だと思うんですけれども、ここも同じくパーティションを買うのかな、その辺ちょっと、何をどのようにしてプライバシー保護の対策をするのか伺います。

○議長（野田省一君）　熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　こちらにつきましても、議員おっしゃるとおり、これは両地区の放課後子どもセンターなんですが、着替えの対応等、夏は水遊び等で水着に着替える場面もございますので、そういったときに使用する予定となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、１ページから４ページまでの１総括、２歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり27ページから30ページまでの予算総則、第１表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第67号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第３号）事項別明細書、１総括、２歳入、３歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり31ページ及び33ページの予算総則、第１表保険事業勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号　令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に関する別冊説明書、事項別明細書、１総括、２歳入、３歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり35ページ及び36ページ、予算総則、第１表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第74号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）に関する別冊説明書、別冊事項別明細書、１総括、２歳入、３歳出の全般について質疑はありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　歳出全般というか、全般に近いんですけれども、各事業番号ごとに任用職員の方の報酬出ているんですけれども、これ、事業ごとに任用職員の方が何人になるのかということをお知らせください。全体でこの補正で出ている任用職員の方は何人になるのかということを伺います。

伏木総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（伏木允一君）　12月１日現在でございますけれども、会計年度任用職員106名在籍しております。

以上です。

〔「それぞれ教えてください」と言う人あり〕

○総務財政課主幹（伏木允一君）　それぞれは、ちょっと……。お願いします。

申し訳ございません。

○議長（野田省一君）　伏木総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（伏木允一君）　合計106名のうち補正の対象となっている会計年度職員は

43名ございます。

事業ごとに申し上げますと、まず事業番号が20番、議員活動事務で１名、60の02、庁舎管理事務（総合支所）で２名、160番、会計一般事務で１名、330番、交通安全推進事業で１名、460番、戸籍等一般事務で２名、590番、社会福祉一般事務で１名、945番、多機能型子育て支援施設管理運営事務で５名、950の01、発達支援センター事業（本庁）で３名、950の02、発達支援センター事業（総合支所）で３名、980番、保健衛生一般事務で１名、1190番、農業者年金受託事務で１名、1510番、観光振興対策事業で１名、1960番、小学校施設管理事務で２名、2030番、中学校施設管理事務で１名、2130番、社会教育推進事務で１名、2200番の02、図書館等管理運営事務で総合支所分ですが２名、2260番、穂星寮管理運営事務で３名、970の02、放課後子どもセンター管理運営事務で10名、2487番、学校給食施設管理運営事務で２名、以上となります。

○議長（野田省一君）　８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ありがとうございます。

任用職員の方が106人いらっしゃると。そのうちに今回対象になるのは43人と。対象になる、ならないというのは、どのような仕組みの中で決められるんですか。

○議長（野田省一君）　三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上　祐君）　補正の冒頭の説明と重複いたしますが、今回、会計年度任用職員の対象となる方は43名ということで先ほど言いましたけれども、106名のうち、既定の予算額に対して不足が生じる事務事業の対象が今回の補正額で、それが43名でということになりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、追加配付議案書つづり27ページから30ページまでの予算総則、第１表歳入歳出予算補正全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第74号の質疑を終わります。

これから議案第66号から議案第74号までの４件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第66号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第66号の討論を終わります。

次に、議案第67号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第67号の討論を終わります。

次に、議案第68号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第68号の討論を終わります。

次に、議案第74号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第74号の討論を終わります。

これから、議案第66号から議案第74号までの４件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第66号を採決いたします。

お諮りします。

議案第66号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第６号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。

議案第67号　令和６年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号を採決いたします。

お諮りします。

議案第68号　令和６年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のと

おり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号を採決いたします。

お諮りします。

議案第74号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第７号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

換気のため暫時休憩といたします。

再開は14時55分とします。

休憩　午後　２時３８分

再開　午後　２時５５分

○議長（野田省一君）　休憩前に引き続き会議を開きます

◎認定第１号から認定第７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第20、認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第26、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの７件を一括議題といたします。

認定第１号から認定第７号までの７件については、第３回定例会において、令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をしていたものであります。

このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

大松委員長。

〔大松紀美子予算審査特別委員長　登壇〕

○決算審査特別委員長（大松紀美子君）　委員会審査報告書を述べさせていただきます。

令和６年第３回むかわ町議会定例会において、本委員会に付託された下記の決算について審査した結果、認定第１号から認定第７号までは、いずれも認定すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、認定第１号から認定第７号までの７件について討論を行います。

討論は一括して行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの７件を採決いたします。

採決の順番は認定番号順とします。

初めに、認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号　令和５年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定す

ることに決定いたしました。

次に、認定第２号　令和５年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第２号　令和５年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第３号　令和５年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第３号　令和５年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第４号　令和５年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第４号　令和５年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第５号　令和５年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第５号　令和５年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第６号　令和５年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第６号　令和５年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第７号　令和５年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は原案のとおり可決するとともに認定することに決定いたしました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第27、発議４号　令和５年度決算認定に対する附帯決議に関する件を議題といたします。

本件については、令和５年度むかわ町各会計決算審査特別委員会から附帯決議が提出されています。

大松委員長に説明を求めます。

大松委員長。

〔大松紀美子決算審査特別委員長　登壇〕

○決算審査特別委員長（大松紀美子君）　発議第４号　令和５年度むかわ町決算認定についてに対する附帯決議についてです。

令和５年度むかわ町一般会計決算について、令和６年令和５年度各会計決算審査特別委員会において所管課等に決算状況の説明を求めたものです。

委員会での意見交換において、概ね認定に値しますが、委員より指摘や改善要求がなされ、「令和５年度一般会計歳入歳出決算認定」に対し、下記のとおり決議をいたします。

令和５年度からの放課後こども教室事業について、一者特命随意契約、さらに契約内容のあり方にも改善が願われます。

よって、本認定にあたって、契約内容の改善を求め附帯決議といたします。

ただいまの議案をむかわ町議会会議規則第14条２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第４号　令和５年度各会計決算認定についてに対する附帯決議を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第４号は原案のとおり可決いたしました。

◎意見書案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第28、意見書案第15号　ＩＬＯハラスメント禁止条約の批准を求める意見書案を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　意見書案第15号　ＩＬＯハラスメント禁止条約の批准を求める意見書案です。

２０１９年に開催された国際労働機関（ＩＬＯ）総会で、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約が日本政府も含め賛成で採択され、２１年６月に同条約が発効しました。

条約は、仕事における暴力とハラスメントはディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と両立せず、容認できないと認めています。そして、保護すべき対象を正規や派遣、パートなどの契約上の地位にかかわらず、全ての労働者をはじめ、インターンを含めた訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、求職者など幅広く定めています。また、暴力及びハラスメントの発生場所を、職場だけに狭めず、休憩・食事の場所、通勤中の行為、電子メールなどのやり取りの過程なども含むものとしています。

しかし、日本政府は現時点で条約の批准にはいたっていません。２０１９年の労働施策総合推進法の改定では、行為そのものの禁止や罰則が盛り込まれず、企業に相談窓口の設置などのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを義務付けるにとどまりました。

現在、職場における暴力とハラスメントによる被害は後をたちません。厚生労働省の発表によれば、パワーハラスメントに関する相談では、2023年度に62,863件となっています。被害者救済と被害の根絶を進めるために、日本でも対策が急務となっています。

よって、国会および政府においては、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約を早急に批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

５番、東議員。

○５番（東　千吉君）　意見書案第15号について、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

国際労働機関（ＩＬＯ）のハラスメント禁止条約の批准には、慎重な対応が求められます。日本の職場文化や企業実態に合わない一律の規制については、現場での柔軟な対応をより難しくし、企業に過剰な負担をかける可能性がございます。

また、法律の実効性が現段階の日本では非常に不明であり、ハラスメント問題の解決には法規制だけではなくて、教育や啓発活動が重要だと思われます。国際基準に従うことが必ずしも最適とは言えず、国内事情を考慮した法整備が必要だと思います。

○議長（野田省一君）　次に、賛成者の討論を求めます。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　意見書案第15号　ＩＬＯハラスメント禁止条約の批准を求める意見書についてでありますが、賛成の立場から発言、討論をしたいというふうに思います。

まず最初に、昨今、私は非常に日本社会のこの大変な状況を憂う者の一人であります。この間、連日のように若い人方、中学生や高校生が事件に巻き込まれる、命まで落とす、こういう事態が続いています。なぜこんなことになるんでしょうか。このことを私たちは真剣に考えなければならないと思っています。

私は、その一つに、今いろんなところで、職場で、ハラスメントという形で、いろんな形がありますけれども、こういうことが行われている。私たちの身近でもこういうことによって、子どもたちが、そして保護者が悩むという場合も指摘もされています。

また、政治の舞台の上では、道内選出の議員さんがハラスメントの種類の中で指摘をされ、大問題になっています。

そういう中で、北海道議会においてもこうした問題がるる議論され、改善の方向に来ています。そして、そういう状況の中で日本政府は、このＩＬＯという国際労働機関の中でこのハラスメント条約に賛成をするという立場を取っています。

しかしながら、これを国内で批准するというにはまだなっていません。なぜでしょうか。

大きな企業に遠慮しているのかもしれません。そういうふうなことから進まないんじゃないかと、いろいろ察することができます。

このような事態、一刻も早くなくして、こういうものはちゃんと我が日本においても、先進国と言われる日本においてもきちっと批准をし、必要な法制化を進めていく、これが大事だというふうに思います。

そういう点を述べて、私の賛成意見とするものであります。

以上であります。

○議長（野田省一君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君）　賛成多数です。

本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

書類にちょっと不備、番号に不備があったので、今訂正をしますので、暫時休憩させていただきます。

休憩　午後　３時１３分

再開　午後　３時１３分

○議長（野田省一君）　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

○事務局長（大塚治樹君）　申し訳ありません。

議事日程の意見書案の番号が、議案番号と違っていますので、議案のほうが正解でございますので、御了承ください。

○議長（野田省一君）　議事日程の一覧表になっている部分の番号がずれていますので、そこを、13号、14号、15号となっていますけれども、本体のほうは合っておりますので、訂正を

願います。

◎意見書案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　それでは、再開をして、日程第29、意見書案第16号　選択制夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　意見書案第16号　選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書案です。

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権が侵害されたりという事態が生じています。

２０２０年１２月に政府がとりまとめた「第５次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされています。

最高裁判所は２０１５年に続いて、２０２１年にも夫婦同姓規定を合憲とする判断を示す一方で、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねています。選択的夫婦別姓制度の議論の先送りはやめるべきです。

現在、国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。

そして、９５％の夫婦では妻が夫の姓に変更している現状があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から本年１０月、選択的夫婦別姓を導入するように４回目の是正勧告がなされたことを政府は真摯に受け止めるべきです。

国内でも、報道機関が行う世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数になっています。また、日本経済団体連合会は６月に選択的夫婦別姓の導入に関して、「希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する」と提言を発表しました。

提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、「ビジネスの現場においても、女性活躍が進

めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった」と具体的な事例を挙げて指摘しています。

夫婦同氏制度によって、アイデンティティ（自分が自分であるという意識）の喪失、仕事上の不利益など日常生活・職業生活において、不利益、不便、苦痛が生じており、その解決は国および国会の責務です。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

５番、東議員。

○５番（東　千吉君）　意見書案第16号について、本町議会としての提出には時期尚早としての反対をいたします。

選択的夫婦別姓、機運の高まりについては認識をしております。

しかしながら、民法を早めてもほかの法令整備が追いつかず、混乱を招くおそれがあるために反対をいたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書について、賛成の立場から討論に参加をいたします。

ここで言われているように、今、進んだ国においてこれが通っていないというのは、我が国、日本だけだということなんですよね。どうしてこういうことになっているのか、これはいろんな見方がございます。家父長制度の名残からだということもるる国会等で言われてお

ります。

しかし、ここに言われているように、こうしたことが認められていない、そういう状況の中で、本当にいろんな方々、とりわけ女性の皆さんが職場などで不利益やお困りになっているという実態がある。これは私ども、この中でもそうだというふうに思うんです。やっぱりそういうふうにしていきたいけれども、だから、前段のほうを閉まってしまうようなこともある。

こういうことがいろんな形で起きているんですね。やっぱりこういうことをなくすためにも選択的夫婦別姓という、こういうものをやる必要があるだろうと思っています。今、北海道でも、北広島市ではパートナーシップを認めるという事態まで今広がっています、北海道でも。こうした事態に学びながら進めていくということが大事だというふうに思っています。

何よりも、選択的夫婦別姓というものを選ぶのは、それぞれの自由だということを認めてあげようじゃありませんか。私はその立場が大事だと思っています。これをも否定していいのかという思いもしています。

そういうことを申し上げて、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君）　賛成、起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第30、意見書案第17号　「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

８番、大松紀美子議員。

〔８番　大松紀美子議員　登壇〕

○８番（大松紀美子君）　意見書案第17号　「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）です。

政府は２０２４年１２月２日にこれまで使用されていた健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと健康保険証を一体化しました。健康保険証の廃止によって、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されることや、医療機関の窓口などでトラブルが生じる懸念が広がっています。

９月時点でのマイナ保険証の使用率は、国民全体でわずか１３．８７％に過ぎません。国家公務員共済組合のマイナ保険証利用率は１３．５８％と国民全体の平均よりも下回っており、推進してきた行政側でも使用が進んでいない現状があります。

１０月３１日に行われた社会保障審議会の医療保険部会では「現行保険証が使えなくなると勘違いしている人がいる。不安に思う人がいることは間違いない」と指摘する声もありました。これまでマイナ保険証を推進してきた厚生労働省も、１２月２日以降もマイナ保険証を保有していなくても、これまで通りに保険診療を受けられるという周知を急ぐようになっています。こうしたなかで、拙速に「紙」の健康保険証を廃止するのではなく、一度立ち止まって見直すべきです。

また、９月時点で国民全体でのマイナ保険証の登録率は６１．０７％であり、約４割の方が登録していません。そのため、マイナ保険証を持たない約４割の方への資格確認書の交付が必要とされるなど、現行の保険証を存続させればかける必要のない手間とコストが生じています。

よって、政府においては、「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続させることを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますよう、お願いをいたします。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

１番、栗原議員。

○１番（栗原健一君）　マイナ保険証については、患者本人の健康、医療情報に基づくよりよい医療を受けることができるなどのメリットがあり、電子処方箋の推進など、我が国の医療ＤＸを進める上でその基盤となります。これからの少子高齢化社会に必須となる仕組みであり、未来のために今しっかりと取り組むべき仕組みだと考えます。

こうした課題を一つ一つ解決し、メリットを丁寧に伝えることを通じて、国民が安心してマイナ保険証を利用できる環境を一刻も早く実現していく努力こそが肝要であり、今は政府の取組を見守ることが最善であると考えます。

よって、紙の健康保険証廃止撤回、存続を求める意見書に反対といたします。

○議長（野田省一君）　次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　意見書案、「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）について、賛成の立場から討論します。

この意見書は、マイナカードを否定するものではありません。やがてマイナカードに進んでいくであろうということをここからは読み取れます。今ここで求めているのは、当面、紙の保険証を、困難な方もいるので残しておいてほしいということです。

先ほど、会議の中の質疑で、むかわ町の利用率もいろいろな数字、若干違いありますけれども、20％台です。多くの方がまだ、今言われているマイナカードには行けていない。全体の普及率のカードもここに書かれているとおりであります。

ですから、そしてまた12月２日以降、資格確認書の発行とはそういうことになっておりますけれども、これらによって新たに負担が、費用がかかります。

こうしたことを省くためにも、この間、今ある保険証が来年まで使えると、この間にこういうことを整理して、そしてやっていけば余計な費用をかけることはありません。そういうようなことを求めているのであります。

何よりも、先ほど条例案の中でもお伺いしましたけれども、障害を持つ方々などは簡単に行けるものじゃありません。そういうことが、今いろいろな医療機関でも出て、そのことによって受診ができなかったり10割負担になったり、こういう事態が起きてきています。

そうした中で、このほど11月に行われた北海道の後期高齢者医療連合の連合議会で、事務局は何と言ったか。高齢者が安心して医療にかかっていくために、この紙の保険証、これら

について、来年８月以降には白紙とされるんではないかというふうな回答をしているんです。

ですから、既に道段階等々の中では、今押しつけられているマイナカードへのこの強制的な移行、これではなくて、当面紙の保険証でいいですよというようなことが今出されようとしているということを道の後期高齢者連合議会でも答弁せざるを得なくなっているんじゃないでしょうか。

そうした事態の中ですから、やはり今多くの皆さんの願いに基づいて、紙の保険証の廃止を一旦撤回してというのは当然の願いだということを強く申し上げて、賛成の討論とするものであります。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

そのまま立っていてください。２、４、６人。２、４、６人。

〔起立同数〕

○議長（野田省一君）　起立同数です。

したがって、本案は……

以上のとおり、起立の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第160条第１項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

本案は議長は可決と採択いたします。

◎所管事務等調査報告の件

○議長（野田省一君）　日程第31、所管事務等調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長、議会改革等調査審査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について、報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君）　特にありません。

○議長（野田省一君）　次に、経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東　千吉君）　記述報告のとおりです。

○議長（野田省一君）　議会改革等調査審査特別委員長、報告はありませんか。

議会改革等調査審査特別委員長、小坂議員。

〔小坂利政議会改革等調査審査特別委員長　登壇〕

○議会改革等調査審査特別委員長（小坂利政君）　議長のお許しをいただきましたので、議会改革等調査審査特別委員会の報告をさせていただきたいと思います。

お手元に既に配付をいたしておりますが、内容の補足も含めて、口頭で改めて報告をさせていただきます。

委員会の中間でありますが、次の改選期、令和８年４月に向けて、令和７年第１回定例会における議員定数についての条例改正に向け、６月25日以降、６回の議論を重ね、全員協議会での意見の徴収を行ったわけであります。

その結果、定数については、２期続けての無投票当選であることを鑑み、削減の意見が多数でありました結果、それを踏まえて12月９日に開催をいたしました第６回議会改革等調査審査特別委員会において、議員定数については２名を削減とし、11名との結論を得たわけであります。

さらにまた、議員報酬については、今般の物価上昇、社会情勢の変化、さらに全国的な町村議員の成り手不足の問題、子育て世代などの議会への参画を促す観点からも、増額することを強く要望することといたしました。

なお、少数意見として、定数について現状維持という意見がありました。この意見を少数意見留保ということで、委員会全員が留保することに同意を得ましたので、併せて報告をさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野田省一君）　これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議会改革等調査審査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告の件を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君）　日程第32、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、議会改革等調査審査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君）　日程第33、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、第88回胆振東部市町議会懇談会が安平町で開催され、議長及び副議長が出席予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任を願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君）　これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第４回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会　午後　３時４２分